

促健教育指導参考資料

一章和4年度第7一



令和5年3月

「さいたまっち」「コバトン」

埼玉県学校保健会 埼玉県教育委員会

はじめに

埼玉県学校保健会及び埼玉県教育委員会では、保健の学習における学習指導要領のねらいの 実現及び適切な指導・評価の実施のため、平成18年11月に「なるほど保健学習」を発行し ました。その後、社会の変化に伴う新たな課題に対応できるよう、平成27年3月には「新・ なるほど保健学習」を発刊し、以来、多くの学校で御活用いただいております。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響や社会状況の著しい変化により、肥満・痩身、生活 習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題など、子供たち の心身の健康に様々な課題が生じています。これらの課題の解決を図るためには、子供たちが 積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全 で活力ある生活を送るための基礎を培うことを目指した「学校における保健教育」をより一層 推進することが重要です。

学校における保健教育は、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことが重要です。保健教育を推進していくためには、体育科・保健体育科や特別活動を中心に各教科等において、それぞれの特質に応じた指導を適切に行ったうえで、相互を関連させて指導していく教科等横断的な取組を一層充実させていく必要があります。また、子供たちの健康を保持増進するための資質・能力を着実に育成していくためには、健康に関心をもてるようにするとともに、健康に関する課題を解決する学習活動の工夫などを積極的に行う必要があります。

そこで、埼玉県学校保健会では、保健教育指導参考資料作成委員会を設置し、「なるほど! 保健の授業づくり―令和4年度発行―」を作成することとしました。

本書は、平成 29・30 年に改訂された学習指導要領を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの 視点からの授業改善の在り方やカリキュラム・マネジメントの考え方などにも触れつつ、学校 における保健教育の基本的な考え方をお示ししました。また、学校現場ですぐに使っていただ けるよう、特に保健教育の中核として位置付いている体育科・保健体育科を中心に、学級担任 や教科担任等が行う保健の授業づくりについて「Q&A形式」で構成しております。

各学校におかれましては、本書を御活用いただき、学習指導要領のねらいの実現に向け、適切な指導と評価の実施、並びに教育課程や学習・指導方法の改善が実施されますことを願っております。

結びに、本書の発行にあたり、御尽力をいただきました保健教育指導参考資料作成委員会委員の皆様をはじめ、関係各位に心から御礼申し上げますとともに、今後もなお一層の御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

埼玉県学校保健会 会長 金井 忠男 (一般社団法人 埼玉県医師会会長)

学んだことが、明日、そして将来につながる

保健の授業づくり

Ⅰ 学校における保健教育の必要性 …p.1

1 保健教育の充実 ···p.1

- Q1 なぜ、学校での保健教育が必要なの?
- Q3 保健教育で、児童生徒にどのような力を 身に付けさせていくの?
- Q5 保健教育におけるカリキュラム・マネジ メントとは?
- Q7 保健教育に関連する教科・領域を教科等 横断的な視点で組み立てるには?
- Q9 学校保健活動の中で保健教育はどのよう に展開されるの?

- Q2 保健教育を実施する根拠は?
- Q4 保健教育をどうやって進めていくの?
- Q6 家庭・地域との連携のポイントは?
- Q8 生涯を通じて心身の健康を保持増進する ための資質・能力とは?
- Q10 保健の学習に対する児童生徒の実態は?

何を学ぶか

学習内容 (学習指導要領·解説)

Ⅱ 学習指導要領(体育・保健体育)の考え方 ···p. 11

- 1 子供たちに身に付けさせたい力 ···p.11
- Q1 今回の学習指導要領では、どのような力を育成することを目指しているの?
- Q2 育成を目指す資質・能力の三つの柱とは?

2 体育・保健体育における指導 ···p.12

- Q1 体育・保健体育の目標は? 保健(保健領域・保健分野・科目保健)の目標は?
- Q2 体育・保健体育の保健の学習で指導する内容は?
- Q3 体育・保健体育の目標にある「保健の見方・考え方」とは?
- Q4 体育・保健体育の保健の学習内容はどう変わったの?
- Q5 新たに位置付けられた「技能」の内容とは?
- Q6 新たに明記された「思考力、判断力、表現力等」の内容とは?
- Q7 小学校、中学校、高等学校を通じた系統性のある指導とは?
- Q8 学習指導要領解説の内容は、どう読み取ればいいの?
- Q9 学習指導要領の内容は、すべて教えなくてはいけないの?
- Q10 教科書は使用しなければいけないの?
- Q11 教科書に書かれていることは、すべて教えるの?

どのように学ぶか

学びの過程の工夫

Ⅲ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた 授業改善…p. 21

- 1 主体的・対話的で深い学び ···p.21
- Q1 なぜ、主体的・対話的で深い学びが必要なの?
- Q2 体育・保健体育における主体的・対話的で深い学びのポイントは?
- Q3 授業改善で気を付けることは?
- Q4 どのような視点で授業改善をしていけばいいの?
- Q5 「知識を活用した学習活動」は無くなってしまったの?

2 その他の配慮事項 ···p.24

- Q1 言語活動については?
- Q2 情報機器の活用については?
- Q3 具体的な体験を伴う学習については?

3 保健と体育との関連 ···p.26

- Q1 なぜ、保健と体育との連携が必要なの?
- Q2 体育・保健体育の目標にある「心と体を一体としてとらえ」とは?
- Q3 体育と保健との連携には、どんなものがあるの?

IV 授業づくりのポイント ···p. 30

- 1 多様な学習活動を活用した指導方法の工夫 …p.30
- Q1 なぜ、指導方法の工夫が必要なの?
- Q2 どんな学習活動があるの?発達段階に応じた効果的な指導方法は?
- Q3 指導方法を選ぶ際の留意点は?
- Q4 どの学習活動をどんな場面で活用したらいいの?

2 学校全体での共通理解 …p.37

- Q 学校全体で共通理解を図る必要性と取組の内容は?
- 3 養護教諭との関わり …p.38
- Q 養護教諭は授業をすることができるの?その際の留意点は?
- 4 特別活動における保健の学習のポイント …p.40
- Q 特別活動(学級活動・ホームルーム活動)における保健教育のポイントは?

何ができるようになるか

必要な資質・能力の育成

V 学習指導要領に基づく指導と評価 ···p. 43

- 1 評価の目的 …p.43
- Q1 学習評価とは?その目的は?
- Q2 カリキュラム・マネジメントと学習評価の関係 は? 主体的・対話的で深い学びの視点からの授 業改善と学習評価の関係は?

2 観点別評価と評定 ···p.44

- Q1 学習指導要領の改訂を受けて、評価の観点はどう変わったの?
- Q2 「学びに向かう力、人間性等」の評価の観点が「主体的に学習に取り組む態度」となっているのは?
- Q3 それぞれの観点の評価の留意点は?
- Q4 観点別学習状況の評価と評定の関係は?

3 指導と評価の計画 ···p.47

- Q1 学習評価は、どうやって進めていけばいいの?
- Q2 保健(保健領域・保健分野・科目保健)で扱う時間数は?
- Q3 「内容のまとまり」と「単元」の関係性は?
- Q4 単元の設定と各単元で扱う時間数は?
- Q5 各単元を扱う時期などの留意点は?
- Q6 「内容のまとまり」ごとの評価規準はどう作成するの?
- Q7 単元の目標はどう作成するの?
- Q8 単元の評価規準はどう作成するの?
- Q9 指導と評価の計画はどう作成するの?

4 保健の学習指導案の作成 …p.55

Q 体育・保健体育の保健の学習指導案はどう作成したらいいの?

5 評価の実際 …p.62

- Q1 学習評価を実施する際の留意点は?
- Q3 形成的評価の考え方と留意点は?
- Q5 評価活動の流れは?
- Q7 「努力を要する」状況(C)と判断 される児童生徒への指導の手立ては? 「十分満足できる」状況(A)と判断 される児童生徒の具体的な姿は?
- Q2 評価には、どのような局面があるの?
- Q4 評価方法には、どんなものがあるの?
- Q6 評価の重点化はどうすればいいの?

「生きる力」 学びの、その先へ

6 評価の総括の仕方 …p.69

Q 単元における各観点別評価の総括はどうしたらいいの?

VI 領域ごとの指導内容 ···p. 70

1	性に関する指導 …p.70				
Q1	1 性に関する指導のポイントは?				
Q2	2 体育・保健体育における性に関する指導の内容は?				
Q3	3 性に関する指導に関連する「はどめ規定」とは?その捉え方は?				
Q4	- 発展的な内容を教えてもいいの?				
Q5	5 性に関する指導における外部講師の活用については?				
2	がん教育 ···p.74				
Q	がん教育の基本的な考え方や効果的な進め方は?				
3	歯・口の健康づくり …p.77				
Q	歯・口の健康づくりに関する指導の内容と指導上の留意点は?				
4	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育 …p.78				
Q	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の内容と指導上の留意点は?				
_					
5	医薬品教育 ···p.79				
Q	医薬品に関する教育の内容と指導上の留意点は?				
6	心の健康 …p.80				
Q	心の健康に関する内容と指導上の留意点は?				
Q	心の健康に関する内台に指令上の自忌点は:				
VIII	指導事例 ···P83				
1	小学校の事例 (保健領域)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 83				
2	中学校の事例 (保健分野)・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 95				
3	高等学校の事例(科目保健)・・・・・・・・・・・ p.104				
4	特別支援学校の事例(保健体育)・・・・・・・・・・・・・・・・p.110				
VIII	参考文献等 -···p. 115				
ΑШ					
1	参考文献等·····p.115				
2	御協力いただいた方々(保健教育指導参考資料作成員会)p.118				

学校における保健教育の必要性

1 保健教育の充実

I - 1 - Q1

〇なぜ、学校での保健教育が必要なの?

A. <u>多様化・複雑化する健康課題を解決するために</u>は、学校、家庭、地域が連携・協働し、多面的な対策に取り組んでいくことが不可欠であり、社会全体での積極的な対策の取組とともに、学校での着実な保健教育の実施が大きく寄与しているからです。

【子供たちの健康課題】

今日、子供を取り巻く状況は、少子高齢化、情報化、国際化などにより生活環境や社会環境が急激に変化している。こうした変化は、子供たちの心身の健康状態や健康に関わる行動に大きく影響を与えている。

健康課題は多様化・複雑化しており、現代的健康課題としては、次のようなものがある。

●肥満・痩身 ●生活習慣の乱れ ●生活習慣病 ●心の健康・精神疾患 ●感染症 ●性に関する問題 ●アレルギー疾患(食物アレルギー) ●薬物乱用防止 ●様々な健康情報、性・薬物等に関する情報の入手 ●栄養摂取の偏りや朝食欠食など食習慣の乱れ ●少子高齢化や疾病構造の変化による現代的な健康課題(がんや心疾患など生活習慣病などの対応、仕事関連の悩みとうつ病、若い世代の出産・子育て、高齢化に伴う健康寿命の延伸) 等々



心身ともに健康な国民の育成を期する上で「保健教育」が必要

○教育基本法 第一条 (教育の目的)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を 備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な 方策等について(答申)(中央教育審議会、平成28年12月21日)

第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

第1章 これまでの学習指導要領等改訂の経緯と子供たちの現状(子供たちの現状と課題) 子供の健康に関しては、性や薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。また、食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られる。さらに、東日本大震災や平成28年(2016年)熊本地震をはじめとする様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い、子供を取り巻く安全に関する環境も変化している。こうした課題を乗り越えるためには、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を子供たち一人一人に育むことが課題となっている。

I - 1 - Q2

〇保健教育を実施する根拠は?

A. 「保健教育」は<u>「学校保健安全法」に基づいて実施</u>されるもので、学校における「健康教育」の3つの柱のうちの1つです。「健康教育」には、他に「安全教育」と「学校給食(食育)」があります。それぞれの教育は、以下のとおり、根拠となる法令に基づき、計画の策定と実施が定められています。

【学校における「健康教育の3つの柱」】



○学校保健安全法 第五条 (学校保健計画の策定等)

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

I - 1 - Q3

○保健教育で、児童生徒にどのような力を身に付けさせていくの?

A. 生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成します。

現在及び将来の生活において健康に関する課題に対して、科学的な思考と正しい判断の下に 適切な意思決定・行動選択を行い、適切に実践していくための「保健教育」が重視されてい ます。

【保健教育の目標】

小学校、中学校、高等学校を通じて、学校における保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に<u>心身の健康の保持増進を図っていく</u> 資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことである。

(出典) 文部科学省 改訂「生きる力」を育む保健教育の手引

○中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育編 平成29年7月

1 目標

保健分野では、生徒が保健の見方・考え方を働かせて、課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指して、保健の知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の三つの柱で目標を設定した。

A. また、中央教育審議会答申(以下)では、健康・安全・食に関わる資質・能力を次のとおり整理しています。これは保健教育にも共通するものです。

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方 策等について(答申)(中央教育審議会別紙4人平成28年12月21日)

【知識・技能】

様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を 理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

【思考力・判断力・表現力等】

自らの健康や食、安全の状況を<u>適切に評価する</u>とともに、<u>必要な情報を収集</u>し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために<u>何が必要かを考え</u>、<u>適切に意思決定</u>し、<u>行動するために必要な力</u>を身に付けていること。

【学びに向かう力・人間性等】

健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

I - 1 - Q4

〇保健教育をどうやって進めていくの?

A. 児童生徒の発達の段階を考慮して、<u>学校の教育活動全体を通じて</u>適切に行っていきます。保健教育を推進していくためには、<u>体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、及び総合的な学習(探究)の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行われたうえで、相互を関連させて指導していく(p.4の図「保健教育の体系」参照)などの教科等横断的な取組も含めた「カリキュラム・マネジメント」を実現することが求められています。</u>

また、各種の計画に基づく指導は、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意する必要があります。

【体育・健康に関する指導】

○小学校学習指導要領(平成29年告示)

第1章 総則

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

【教育課程の編成及び実施と全体計画等とを関連付けた効果的な指導】

○小(中)学校学習指導要領(平成29年告示)

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

教育課程の編成及び実施に当たっては、<u>学校保健計画</u>、<u>学校安全計画</u>、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、<u>各分野における学校の全体</u>計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

カリキュラム・マネジメントの 3つの側面

教師が連携し、複数の教科等の連 携を図りながら授業をつくる

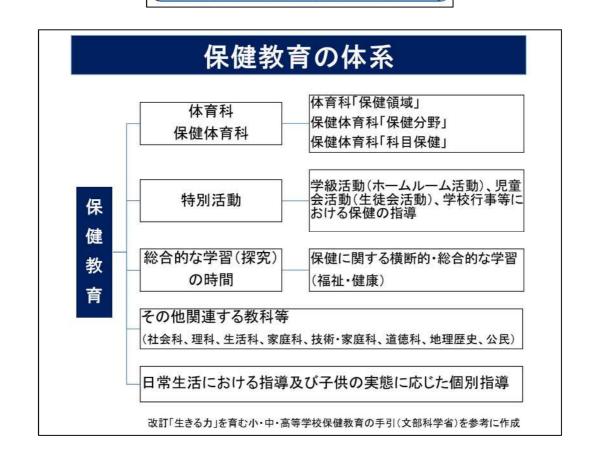
を教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

学校教育の効果を常に検証して改 善する

「教育課程の実施状況を評価してその改善を図って いくこと

地域と連携し、よりよい学校教育を 目指す

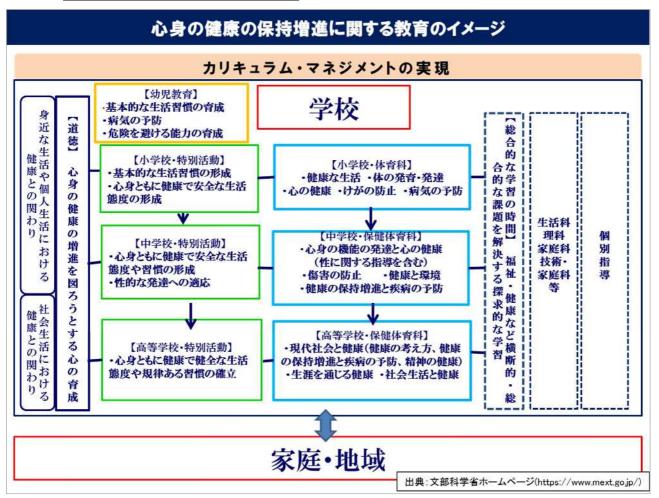
「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を 確保するとともにその改善を図っていくこと



I - 1 - Q5

○保健教育におけるカリキュラム・マネジメントとは?

A. 学習指導要領では、各学校が学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に捉えながら 組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図っていく、いわゆるカリキュラム・マ ネジメントに努めることが求められています。保健教育においても、健康に関連する教科等 がそれぞれの特質に応じて行われた上で相互を関連させて指導していく必要があります。ま た、<u>家庭・地域と連携を図ることも大切</u>です。



I - 1 - Q6

〇家庭・地域との連携のポイントは?

A. 多様化・複雑化する健康課題を解決するためには、家庭・地域との連携を図ることは大切なことです。

児童生徒の健康状況や家庭の実態は多様であり、個別の事情を考慮する必要がありますが、児童生徒が健康的な生活行動を実践するためには、家庭に対して粘り強く働きかけをしていくことが大切です。その際には、指導内容について保護者の理解を得る配慮や家庭の個人情報、プライバシー等の問題に十分留意して行うことが重要です。

【家庭との連携のポイント】

1 家庭への働きかけ

- ・「学校だより」や「学年だより」、「保健だより」等、学校から家庭に向けた定期的な通信手段を活用して、学校における保健教育の内容や取組の様子を伝え、指導内容等の共通理解を図り、健康的な生活行動を実践する際の支援の基礎づくりを行う。
- ・学校行事の文化祭等において保健教育を行い、健康について学んだ児童生徒の成果を聞いたり、体験したりしてもらうことにより、その内容と学び方について理解を深めてもらう。
- ・児童生徒の健康に関わる生活実態等に関する調査票を配付するような場合には、ねらいを明確にしたり、内容や設問を分かりやすく答えやすいものに精選したりして、家庭からの協力が得られやすいように工夫する。
- ・「がん教育」や「性に関する指導」、「スマートフォン・ゲーム機器等の長時間使用がもたら す健康被害」等に関しては、保護者も参加し、話し合う機会を設定し、家庭での児童生徒に 対する支援をしやすくする。
- ・保護者懇談会やPTAの各種会合等、保護者が集まる機会を利用して、学校における保健教育の目的、内容、方法等を説明し、それらを生かすための家庭での取組について考えてもらう。
- ・保護者向けの健康や安全に関する講演会や研修会等を開催し、保護者自身が健康づくりのモデルとなることを促す。
- ・PTAや学校保健委員会等のメンバーを核としながら、その組織的な活動を通して、家庭における健康的な生活の実践を啓発する。

2 学校への相談や要望に対する対応

- ・児童生徒の健康問題に関する相談は、学級 (ホームルーム) 担任や養護教諭等が窓口になり、 必要に応じて学校医・学校歯科医・学校薬剤師や関係機関等からの協力を得て、根拠を明確 にしながら対応する。
- ・家庭(保護者)から学校へ保健教育に関する要望があった場合には、その内容を的確に把握 し、要望があった背景を丁寧に検討して、今後の学校の基本方針や日常の指導に反映させる ようにする。また、要望に対する対応の仕方については、家庭(保護者)へ速やかに説明す る。

(出典) 文部科学省 改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」より抜粋

学校における保健教育は、家庭や地域の実態に即して進めることが重要であり、それぞれの地域の素材を生かしながら、発達の段階に応じて教材化していく必要がある。さらに、保健所や市町村保健センター等が行う保健事業と連携を図ることによって、学校で行う保健教育を充実させていくこともできる。

【地域との連携のポイント】

1 地域関係機関との取組

- ・関係機関から講師を招いて校内研修を開催する等、最近の地域保健の動向などについて教職員が知識を得る。なお、地域の教育資源の活用に当たっては、地域学校協働本部に置く地域学校協働活動推進員と教職員が連携して様々な活動の企画、実施を行うことが望ましい。
- ・地域住民の健康教育に寄与するための映像資料、パンフレット等は、地域関係機関において

整備されたものが多い。各教育委員会等の視聴覚センターの利用とともに、保健所や市町村保健センター等の視聴覚資料を利用する。

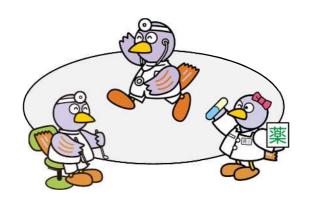
- ・保健所等には地域医療の専門分野で活躍している人が多く、保健教育の内容によって講師を 依頼し、協力を仰ぐ。なお、講師を依頼する場合は、対象となる児童生徒の興味・関心や理 解力等、発達の段階を十分考慮した内容や指導方法になるよう、講師と学校が目的や学習内 容、学習方法等について事前に打合せを行うことが重要である。
- ・保健教育の内容によっては、児童生徒が保健所等の関係機関を訪問し、課題について調査 し、その結果を授業等で発表することもできる。その際には、関係機関職員との事前の打合 せを密に行い、生徒や学校の教育活動についての理解を求める必要がある。

2 地域関係団体との取組

- ・児童生徒の健康課題によっては、疾病管理とともに健康な生活習慣の指導が重要となるものもあり、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の専門的な助言が不可欠となってくる。さらに、保健教育の充実に向けて、学校医等を通してより専門的な機関からの協力を得ることも重要である。
- ・学校保健に関係する団体として各地域の学校保健会がある。これらの団体との連携を図り、 より広く情報を得ることによって、各学校の活動を一層強化することができる。

(出典) 文部科学省 改訂『生きる力』を育む小学校(中学校・高等学校)保健教育の手引





I - 1 - Q7

○保健教育に関連する教科・領域を教科等横断的な視点で組み立てるには?

A. <u>「保健教育」</u>で扱う学習内容は、<u>「心身の健康の保持増進に関する教育」と同義</u>と考えることができます。

この内容について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを 抜粋し、通覧性を重視して掲載された、通称「カリ・マネ表」が小・中学校学習指導要領(平 成29年告示)解説総則編の付録6(次項参照)にあります。(高等学校の「カリ・マネ表」 は、掲載されていません。)

各学校においては、それぞれの<u>教育目標や児童生徒の実態を踏まえた上で</u>、必要に応じて<u>力</u>リキュラム・マネジメント(強化等横断的な取組等)の参考として活用することができます。

中

-学校

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 (付録) 心身の健康の保持増進に関する教育(現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容)



中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 (付録) 心身の健康の保持増進に関する教育(現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容)

中小 学学 子校学習: 指指 導 導 要要 領領 〒 〒 成成 2 2 9 9 年年 告告 示示 解解 説説 総総 則則 編編 付付 録録 6 6 2 2 3 3 2 6 1 1 Ś 2 2 3 3 5 9 1 1 ジジ

カリキュラム・マネジメント(例):学校全体で行う「がん教育」

【中学校の例】

保健体育科⇒「生活習慣病などの予防」①がんの予防 「健康を守る社会の取組」保健所・保健センター

関連付けた指導(例

- ●道徳 ⇒ 生命尊重
- ●特別活動 ⇒ 心身の健全な発達や健康の保持増進
- ●総合的な学習の時間
 - ⇒ 健康などの現代的な諸課題 他者と協働して課題を解決
- ●PTA主催「がん」に関する講演会(外部講師による)
- ●学校保健委員会「がん教育について」

「がん教育シンポジウム」文部科学省 横嶋 剛健康教育調査官のスライドを参考に作成

I - 1 - Q8

〇生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力とは?

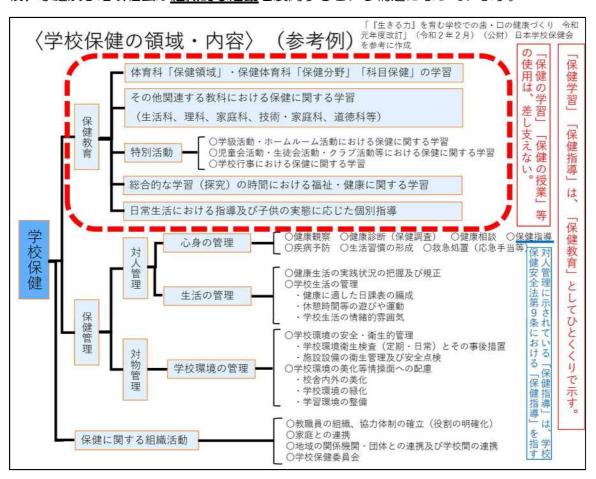
A. 健康・安全について科学的に理解することを通して、心身の健康の保持増進に関する内容を 単に記憶としてとどめることではなく、生徒が現在及び将来の生活において健康に関する課題 に対して、科学的な思考と正しい判断の下に適切な意思決定・行動選択を行い、適切に実践し ていくための思考力、判断力、表現力等が含まれている。

(中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育編 平成29年7月)

I - 1 - Q9

○学校保健活動の中で保健教育はどのように展開されるの?

A. 学校保健には、<u>保健教育</u>及び<u>保健管理</u>の2領域があり、それらを円滑に実施するために学校、家庭及び地域社会が<u>組織的な活動</u>を展開するという構造になっています。



≪「保健教育」の用語について≫

以前は、ねらいと指導内容により、「<u>保健学習</u>(体育科・保健体育科、関連する教科、総合的な学習の時間における保健に関する学習内容)」と「<u>保健指導</u>(特別活動、個別指導、日常生活における指導)」に分けて表現していましたが、中央教育審議会答申(平成 28 年 12 月)

を踏まえ、現在では、「保健教育」としてひとくくりで示すことになりました。

I - 1 - Q10

〇保健の学習に対する児童生徒の実態は?

A. 児童生徒の「価値」「期待「感情」「学習状況」の実態を示すついては、次のとおりです。 「価値」や「期待」に比べて「感情」や「学習状況」の数値が低いことが分かります。 また、どの結果も前回調査(平成27年度)に比べ、数値が向上していることもわかります。 子供たちの生涯を通じた健康の保持増進につなげていくためにも、「感情」や「学習状況」の 数値がさらに向上していくような授業づくりが大切です。

【保健の学習の価値】

保健の学習は	小 5	中1	高1	高 3
大切だ	94. 4	91.7	95.0	94. 7
	(94.0)	(87.8)	(92.5)	(93.7)
健康な生活を送るた	93. 2	91.6	92. 2	91. 1
めに重要だ	(92.9)	(86.7)	(89.4)	(88.4)
学校での勉強におい	84. 9	81.5	82. 1	84. 4
て必要だ	(82.3)	(72.9)	(71.6)	(79.2)

【保健の学習の期待】

保健の学習は	小 5	中1	高1	高3
今の生活に役立つ	88. 1	84. 1	90. 2	91. 4
	(88. 0)	(75. 8)	(87. 3)	(87. 9)
健康な生活ができる	90. 8	87. 6	86. 0	84. 8
ようになる	(90. 6)	(84. 1)	(81. 6)	(79. 1)
心や体の不安や悩み を軽くしたり解決し たりするのに役立つ	76. 6 (76. 0)	68. 1 (63. 6)	64. 4 (55. 1)	70. 8 (57. 5)
社会に出てからの生活に役立つ	83. 8	80. 5	86. 6	87. 4
	(82. 4)	(73. 4)	(80. 2)	(82. 6)
国民全体の健康づく りにつながる	72. 9	72. 0	76. 0	77. 1
	(69. 9)	(65. 5)	(67. 0)	(67. 2)

【保健の学習に対する<u>感情</u>】

保健の学習は	小 5	中1	高1	高3
好きだ	63. 6	57.8	61.6	54. 9
好さた	(65.9)	(50.9)	(51.2)	(47.8)
おもしろい	56. 1	58. 1	62. 3	55.8
ねもしつい	(57. 1)	(48.7)	(51.2)	(48.5)
楽しい	61. 9	59.6	60.7	53. 9
米しい	(60.6)	(51.0)	(49.3)	(45. 1)

【経験した保健の学習状況】 ※小・中学校の数値は、全ての内容のまとまりの平均値。

	小3·4	小5·6	中学校	高1
保健の学習は	の内容	の内容	の内容	の内容
	(小5回答)	(中1回答)	(高1回答)	(高1回答)
学習した内容がわか	78. 7	73.6	76. 2	80.0
ったか	(72.4)	(62.4)	(61.3)	(71.2)
考えたり工夫したり	63. 9	62.8	64.3	63. 4
できたか	(52.8)	(47.4)	(40.2)	(41.7)

※(出典)公益財団法人日本学校保健会「保健教育推進委員会報告書」令和4年3月を基に作成。

※数値は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計[%]

上段:R3 (今回)、下段:H27 (前回)

I

学習指導要領(体育・保健体育)の考え方

保健教育は様々な教科・領域等で実施するものですが、本冊子では、その中核として位置付いている体育・保健体育の教科を中心に扱うものとします。

1 子供たちに身に付けさせたい力

II-1-Q1

○今回の学習指導要領では、どのような力を育成することを目指しているの?

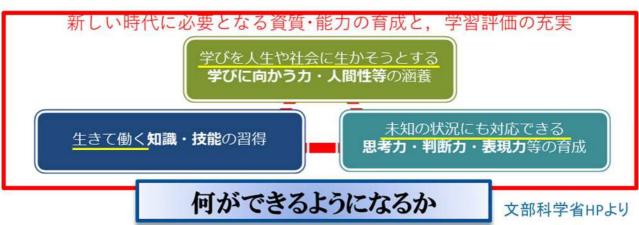
A. 今回の学習指導要領(平成 29・30 年告示)においても、学校教育が長年その育成を目指してきた、変化の激しいこれからの社会を生きていくために必要な資質・能力の総称である<u>「生き</u>る力」を育むという目標は変わっていません。

新しい時代を生きる子供たちに必要な力、つまり<u>「生きる力」を三つの柱として整理</u>し、「<u>何</u>ができるようになるのか」を重視し、学校で学んだことが子供たちの「生きる力」となり、明日に、そしてその先の人生につながるものにしていくことを目指しています。

I - 1 - Q2

〇育成を目指す資質・能力の三つの柱とは?

A.「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力の三つの柱は以下のとおりです。



- ①「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」
- ②「理解していること・できることをどう使うか(<u>未知の状況にも対応できる「思考</u>カ・判断力・表現力等」の育成)」
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生か そうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」

(「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」中央教育審議会、平成28年12月21日)

2 体育・保健体育における指導

I - 2 - Q1

○体育・保健体育の目標は?保健(保健領域・保健分野・科目保健)の目標は?

A. 保健教育の中心となる、体育・保健体育の目標は次のとおりです。

なお、各教科等の目標は、「<u>柱書</u>」「<u>(1)知識及び技能の目標</u>」「<u>(2)思考力、判断力、表現力</u> 等の目標」「(3)学びに向かう力、人間性等の目標」で構成されています。

【教科の目標:小学校・体育科、中学校・保健体育科、高等学校・保健体育課】

- ○小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 体育編(平成29年7月)
 - 体育や保健の見方・考え方を働かせ、**課題を見付け**、その**解決に向けた学習過程**を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
 - (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について<u>理解</u>するとともに、基本的な動きや<u>技能</u>を身に付けるようにする。
 - (2) 運動や健康についての自己の課題を<u>見付け</u>, その解決に向けて<u>思考</u>し<u>判断</u>するとともに, 他者に<u>伝える</u>力を養う。
 - (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む<u>態</u> <u>度</u>を養う。
- ○中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育編(平成29年7月)
 - 体育や保健の見方・考え方を働かせ、**課題を発見し**, <u>合理的な解決に向けた学習過程</u>を通して、 心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実 現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
 - (1) 各種の運動の特性に応じた<u>技能</u>等及び個人生活における健康・安全について<u>理解</u>するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
 - (2) 運動や健康についての自他の課題を<u>発見</u>し、合理的な解決に向けて<u>思考</u>し<u>判断</u>するとともに、他者に**伝える**力を養う。
 - (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む**態度**を養う。
- ○高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 保健体育編 体育編(平成30年7月) 体育や保健の見方・考え方を働かせ, **課題を発見し**, **合理的, 計画的な解決に向けた学習過程** を通して, 心と体を一体として捉え, 生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツ ライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
 - (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び社会生活における健康・安全について<u>理解</u>するとともに,**技能**を身に付けるようにする。
 - (2) 運動や健康についての自他や社会の課題を<u>発見</u>し、合理的、計画的な解決に向けて<u>思考</u>し 判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって継続して運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

A. 体育・保健体育のうち、保健(保健領域・保健分野・科目保健)の目標は次のとおりです。

【保健領域・保健分野・科目保健の目標】

【小学校】※保健領域が位置付けられている第3学年~第6学年を示す

(第3学年及び第4学年)

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活や体の発育・発達について**理解**するとともに、基本的な動きや**技能**を身に付けるようにする。
- (2) 自己の運動や身近な生活における健康の課題を<u>見付け</u>, その解決のための方法や活動を<u>工</u> <u>夫</u>するとともに、考えたことを他者に<u>伝える</u>力を養う。
- (3) 各種の運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを 認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、 健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む**態度**を養う。

(第5学年及び第6学年)

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について<u>理解</u>するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための**技能**を身に付けるようにする。
- (2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を<u>見付け</u>, その解決のための方法 や活動を工夫するとともに, 自己や仲間の考えたことを他者に**伝える**力を養う。
- (3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む<u>態度</u>を養う。

【中学校】保健分野

- (1) 個人生活における健康・安全について<u>理解</u>するとともに,基本的な<u>技能</u>を身に付けるようにする。
- (2) 健康についての自他の課題を<u>発見</u>し、よりよい解決に向けて<u>思考</u>し<u>判断</u>するとともに、他者に<u>伝える</u>力を養う。
- (3) 生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

【高等学校】科目保健

保健の見方・考え方を働かせ、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、生涯を通じて人々が自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を次のとおり育成する。

- (1) 個人及び社会生活における健康・安全について<u>理解</u>を深めるとともに,<u>技能</u>を身に付けるようにする。
- (2) 健康についての自他や社会の課題を<u>発見</u>し、合理的、計画的な解決に向けて<u>思考</u>し<u>判断</u>するとともに、目的や状況に応じて他者に**伝える**力を養う。
- (3) 生涯を通じて自他の健康の保持増進やそれを支える環境づくりを目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む**態度**を養う。

I - 2 - Q2

〇体育・保健体育の保健の学習で指導する内容は?

A. **学習指導要領・同解説(体育科・保健体育科)に示されている内容**を指導します。体育科・保 健体育科の保健の学習は、全ての児童生徒が学ぶ内容であり、質的にも量的にも保健教育の中 心的役割を担うものです。

【体育科・保健体育科における保健の学習の基本的な方向】

小学校

中学校

高等学校

身近な生活における健 は、主として第3学年及 び第4学年、第5学年及 び第6学年の保健領域に 関連したねらいを示すも のである。具体的には、健 康な生活、体の発育・発 達、心の健康、けがの防止 及び病気の予防について の基礎的・基本的な内容 を実践的に理解すること である。また、これらの理 解は、単に知識を記憶と してとどめるだけではな く、児童が、身近な生活に おける学習課題を見付 け、それを解決する過程 を通して、健康に関する 課題解決に役立つ保健領 域の主要な概念を習得す ることを目指したもので ある。

個人生活における健康・安 康な生活と疾病の予防、心身 の機能の発達と心の健康、傷 害の防止及び健康と環境な ど、心身の健康の保持増進に ついて科学的な原則や概念 に基づいて理解できるよう にす<u>る</u>ことである。

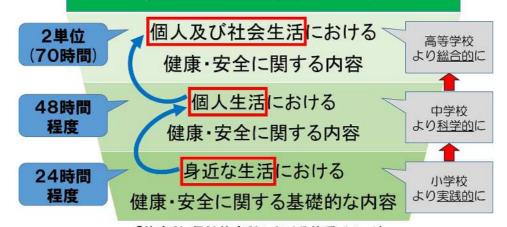
健康・安全について科学的 に理解することを通して、心 身の健康の保持増進に関す る内容を単に記憶としてと どめることではなく、生徒が 現在及び将来の生活におい て健康に関する課題に対し て、科学的な思考と正しい判 断の下に適切な意思決定・行 動選択を行い、適切に実践し ていくための思考力、判断 力、表現力等が含まれてい る。

社会生活における健康・安全に **康について理解すると | 全について理解するとは、健 | ついて理解するとは、主に「保健」** における知識を示している。小学 校の身近な生活における健康・安 全に関する基礎的な内容を実践 的に理解すること、中学校での主 として個人生活における健康・安 全に関する内容を科学的に理解 することを踏まえ、高等学校で は、個人生活のみならず社会生活 との関わりを含めた健康・安全に 関する内容を総合的に理解する ことを通して、生涯を通じて健康 や安全の課題に適切に対応でき るようにすることを目指してい るものである。

> 健康・安全について科学的に理 解することを通して、心身の健康 の保持増進に関する内容を単に 記憶としてとどめることではな く、生徒が現在及び将来の生活に おいて健康に関する課題に対し て、科学的な思考と正しい判断の 下に適切な意思決定・行動選択を 行い、適切に実践していくための 思考力、判断力、表現力等が含ま れている。

※学習指導要領解説 体育編・保健体育編 目標及び内容より

生涯を通じて自らの健康を適切に管理し 改善していく資質や能力の育成



「体育科・保健体育科における体系イメージ」 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引(文部科学省R2.3)を参考に作成

【小学校】

<u>身 近 な 生 活</u>・・自分にとっての身近な生活、本人が自分で見える、生活の一部であること、 現象として起こる(起こりやすい)こと、触れられる範囲 等

実践的な理解・・自分の目や耳で感じるものを生かしながら、生活経験と関連付けながら具体的に理解する

【中学校】

個 人 生 活・・自分という特定の個人から離れた個人一般の生活のこと

科学的な理解・・科学的な原理や原則に基づいて理解できるようにすること。仕組み、原因等、 現象を起こす背景となるメカニズムを理解する

【高等学校】

社会生活・・個人にかかわる事柄のみでなく社会的な事象に対する事柄

総合的な理解・・ヘルスプロモーションの考え方を生かし、社会全体の環境を改善する活動や 仕組み、対策を総合的に理解する

II - 2 - Q3

○体育・保健体育の目標にある「保健の見方・考え方」とは?

A. 中央教育審議会答申において、保健の見方・考え方については、疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」と整理されています。

つまり、目指しているのは、「疾病等のリスクの軽減・生活の質の向上・健康を支える環境づくり」であり、そのために「個人生活や社会生活の課題や情報」と「保健に関わる原則や概念」を関連付けて考える学習活動(情報収集や課題解決)が必要になるということです。

○中央教育審議会答申(平成28年12月)

「見方・考え方」は、新しい知識・技能を既に持っている知識・技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力・判断力・表現力を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものである。

II - 2 - Q4

○体育・保健体育の保健の学習内容はどう変わったの?

- A. 資質・能力の三つの柱の育成を重視する観点から、内容の改善が図られました。 主な内容には、以下があります。
 - ・技能の内容(応急手当・ストレス対処)が位置付けられた
 - ・思考力、判断力、表現力等の内容が明記された
 - ・(予防に加えて)回復について明確化された
 - (保健と) **体育との一層の関連を図った内容**が示された
 - ・(中学・高校に) **がん教育**が明確に位置付けられた
 - ・心の健康に関する指導内容(小・中:ストレス対処・高:精神疾患)が充実した

【改善の具体的事項 (小・中・高の保健)】

保健領域については、身近な生活における健康・安全についての基礎的・基本的な「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視する観点から、内容等の改善を図る。その際、自己の健康の保持増進や<u>回復等に関する内容</u>を明確化するとともに、「技能」に関連して、心の健康、けがの防止の内容の改善を図る。また、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る。

保健分野については、個人生活における健康・安全についての「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視する観点から、内容等の改善を図る。その際、心の健康や疾病の予防に関する健康課題の解決に関わる内容、ストレス対処や心肺蘇生法等の技能に関する内容等を充実する。また、現代的な健康課題を解決することを重視する観点から、健康な生活と疾病の予防の内容を学年ごとに配当するとともに、体育分野との一層の関連を図った内容等について改善を図る。

高等学校

小学

校

学

校

科目保健については、個人及び社会生活における健康・安全についての総合的な「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視する観点から内容等の改善を図る。その際、少子高齢化や疾病構造の変化による現代的な健康課題の解決に関わる内容や、ライフステージにおける健康の保持増進や<u>回復に関わる内容</u>及び一次予防のみならず、<u>二次予防や三次予防に関する内容</u>を改善するとともに、人々の健康を支える環境づくりに関する内容の充実を図る。また、<u>科目体育と一層の関連を図り</u>、<u>心身の健康の保持増進や回復とスポーツとの関連等の内容</u>等について改善を図る。

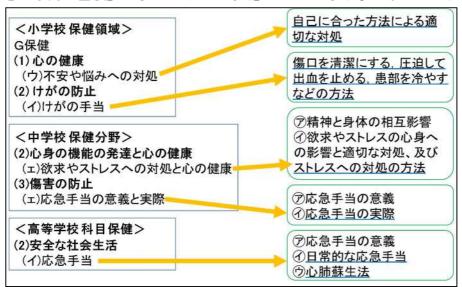
※「学習指導要領解説「体育科(保健体育科)改訂の要点」を基に作成

I-2-Q5

〇新たに位置付けられた「技能」の内容とは?

A. 「応急手当(小・中・高)」と「ストレス対処(小・中)」について、新たに次の技能の内容が 位置付けられました。

なお、高等学校の心の健康に関する学習では技能の内容は位置付けられておらず、「精神疾患の予防と回復」の学習でその「対処」について学ぶ事になっています。



II - 2 - Q6

〇新たに明記された「思考力、判断力、表現力等」の内容とは?

A. これまでの学習指導要領では、各教科等の内容に「知識」のみ記載されていましたが、今回の改訂を踏まえ、「思考力、判断力、表現力等」の内容が新たに明記されました。

「思考力、判断力、表現力等」の内容は解説において、<u>課題を発見し、その解決に向けて思</u> **考し判断するとともに、それらを表現するための**[例示] も明記されています。

これまでは、「知識の習得を重視した上で、知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成していく」という、<u>指導方法の工夫として示されていた</u>ものが、今回から**指導内容として明確に位置付けられた**ことになります。

児童生徒の「思考力、判断力、表現力等」の育成を重視した授業の実践が求められており、 その実現のためには、<u>単元全体のバランスを考慮して、解説の[例示]を参考にした学習活動</u> などを積極的に取り入れていくことが重要です。

I - 2 - Q7

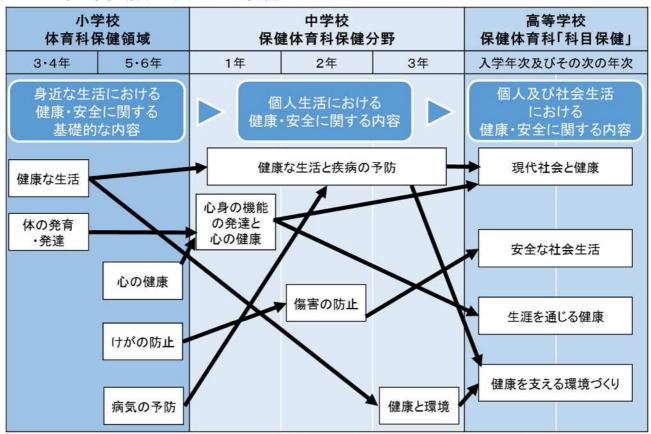
〇小学校、中学校、高等学校を通じた系統性のある指導とは?

A-1. 保健教育においては、<u>小学校・中学校や高等学校等での発達の段階に応じて</u>、<u>おおむね同様の内容</u>について、<u>系統的・発展的に学びを深めていく</u>という特徴があり、学習指導要領では「系統性」のある指導ができるように内容が構成されています。

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な 方策等について(答申)(中央教育審議会、平成28年12月21日)

保健については、「保健の見方・考え方」を働かせて、三つの資質・能力を育成する観点から、健康に関する「知識・技能」、健康課題の発見・解決のための「思考力・判断力・表現力等」、主体的に健康の保持増進や回復に取り組む態度等の「学びに向かう力・人間性等」に対応した目標、内容に改善する。その際、健康な生活と疾病の予防、心身の発育・発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、社会生活と健康等の保健の基礎的な内容について、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す必要がある。

A-2. 系統性のイメージは、下図「体育科・保健体育科における保健の内容の系統性」のとおりです。(詳細は、次ページ参照)



「体育科・保健体育科における保健の内容の系統性」 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引(文部科学省R2.3)を参考に作成

<u>身近な生活</u>における健康・安全 に関する<u>基礎的な</u>内容 小学校

《第3学年及び第4学年》 (8時間程度)

- 健康な生活 (3年・4時間) (1)
 - (7) 健康な生活
 - 主体の要因
 - 周囲の環境の要因
 - (イ) 1日の生活の仕方
 - 運動,食事,休養及び睡眠の調和 のとれた生活
 - 体の清潔
 - (ウ) 身の回りの環境
 - 明るさの調節
 - 換気

(2) 体の発育・発達(4年・4時間)

- (7) 体の発育・発達
 - 年齢に伴う変化
 - 体の変化の個人差
- (イ) 思春期の体の変化
 - 男女の特徴
 - 初経・精通など
- 異性への関心
- (ウ) 体をよりよく発育・発達させるため の生活
 - 発育・発達させる適切な運動、食 事,休養及び睡眠

《第5学年及び第6学年》(16時間程度)

(1) 心の健康(5年・4時間)

- (7) 心の発達
 - 年齢に伴う発達
- (イ) 心と体との密接な関係
 - 心と体は深く影響し合っているこ
- (ウ) 不安や悩みへの対処
 - 自己に合った方法による適切な対

(2) けがの防止(5年・4時間)

- (7) 交通事故や身の回りの生活の危険 が原因となって起こるけがとその防 II:
 - けがの発生
 - 人の行動と環境が関わること
 - 周囲の危険に気付いて, 的確な判 断の下に行動すること, 環境を整え るニト
- (イ) けがの手当
 - 状況の速やかな把握と処置, 近く の大人に知らせること
 - 傷口を清潔にする, 圧迫して出血 を止める, 患部を冷やすなどの方法

(3)病気の予防(6年・8時間)

- (7) 病気の起こり方
 - 病原体,体の抵抗力,生活行動, 環境など
- 病原体が主な要因となって起こる 病気の予防
 - 病原体の発生源をなくす、移る道 筋を断ち切ることで体の中に入るの を防ぐ
 - 体の抵抗力を高めること
- (ウ) 生活行動が主な要因となって起こ る病気の予防
 - 適切な運動
 - 偏りのない食事
 - 口腔の衛生を保つこと
- (エ) 喫煙,飲酒,薬物乱用と健康
- 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為 は健康を損なう原因となること
- (オ) 地域の様々な保健活動の取組
 - 健康な生活習慣に関わる情報提供 や予防接種などの活動

<u>個人生活</u>における健康・安全に 関する内容 中学校

※《第1~3学年》 (20 時間程度)

- (1) 健康な生活と疾病の予防
- (2つの単元で4時間程度) 《第1学年》
- (7) 健康の成り立ちと疾病の発生要因
- 健康の成り立ち
- 主体と環境の要因の関わりによって起こる疾
- (イ) 生活習慣と健康
 - 運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生 活の継続

(8時間程度) 《第2学年》

- (ウ) 生活習慣病などの予防 (4時間)
 - 生活習慣の乱れと生活習慣病などとのつなが
- (エ) 喫煙, 飲酒, 薬物乱用と健康(4時間)
- 心身への様々な影響
- 健康を損なう原因
- 個人の心理状態や人間関係、社会環境などの 要因に対する適切な対処

《第3学年》 (8時間程度)

- (オ) 感染症の予防(4時間)
 - 病原体が主な要因として発生する感染症
- 発生源, 感染経路, 主体への対策による感染 症の予防
- (h) 個人の健康を守る社会の取組(4時間)
 - 個人の健康と社会的な取組との関わり
 - 健康の保持増進や疾病予防の役割を担ってい る保健・医療機関とその利用
- 医薬品の正しい使用

《第1学年》

(12時間程度)

- (2) 心身の機能の発達と心の健康
- (7) 身体機能の発達(※)
 - 器官が発育し機能が発達する時期
 - 発育・発達の個人差
- (イ) 生殖に関わる機能の成熟(※)
 - 内分泌の働きによる生殖にかかわる機能の成 熟
 - 成熟の変化に伴う適切な行動等
- (ウ) 精神機能の発達と自己形成 (※)
 - 生活経験などの影響を受けて発達する精神機
 - 自己の認識の深まりと自己形成
- (エ) 欲求やストレスへの対処と心の健康(※)
 - 結神と身体の相互影響
 - 欲求やストレスの心身への影響と適切な対処
 - ストレスへの対処の方法
 - ※(ア)(イ)で6時間程度、(ウ)(エ)で6時間程度

(8時間程度)

- (3) 傷害の防止
- (7) 交通事故や自然災害などによる障害の発生要
 - 人的要因や環境要因などの関わりによる傷害 の発生
- (イ) 交通事故などによる傷害の防止
 - 安全な行動、環境の改善による傷害の防止
- (ウ) 自然災害による傷害の防止
- 自然災害発生による傷害と二次災害による傷 害
- 自然災害への備えと傷害の防止
- (三) 広急手当
 - 応急手当による傷害の悪化防止
 - 心肺蘇生

《第3学年》

(8時間程度)

(2)健康と環境

- (7) 身体の環境に対する適応能力・至適範囲
 - 身体の適応能力を超えた環境の健康への影響
 - 快適で能率のよい生活ができる環境の範囲
- (イ) 飲料水や空気の衛生的管理
 - 健康と飲料水や空気との密接な関わり
 - 健康のための基準に適合した飲料水や空気の管
- (ウ) 生活に伴う廃棄物の衛生的管理
 - 生活によって生じた廃棄物の衛生的な処理の必

高等学校

《入学年次》 (1単位 35時間)

(1) 現代社会と健康

- (7) 健康の考え方(4時間)
 - ⑦ 国民の健康課題
- (7) 健康の考え方と成り立ち
- 健康の保持増進のための適切 な意思決定や行動選択と環境 づくり
- (イ) 現代の感染症とその予防

(5時間)

- (4時間)
- (エ) 喫煙, 飲酒, 薬物乱用と健康 (7時間)
 - ⑦ 喫煙, 飲酒と健康
- ② 薬物乱用と健康
- (オ) 精神疾患の予防と回復
 - (4時間)
 - ⑦ 精神疾患の特徴
 - ③ 精神疾患への対処

(2) 安全な社会生活

- (ア) 安全な社会づくり (5時間)
- ⑦ 事故の現状と発生要因
- ② 安全な社会の形成
- (7) 交通安全
- 応急手当(6時間) (1)
- の 応急手当の意義
- ① 日常的な応急手当
- 心肺蘇生法

《二年次》 (1単位 35時間)

(3) 生涯を通じる健康

- (7) 生涯の各段階における健康 (7時間)

 - ⑦ 思春期と健康 ② 結婚生活と健康
 - ⑦ 加齢と健康
- (イ) 労働と健康(4時間)
- ⑦ 労働災害と健康
- 0 働く人の健康の保持増進
- (4) 健康を支える環境づくり
- 環境と健康(5時間)
 - ⑦ 環境の汚染と健康
- 環境と健康にかかわる対策
- 環境衛生に関わる活動
- (イ) 食品と健康(5時間)
- ⑦ 食品の安全性
- ① 食品衛生に関わる活動 (ウ) 保健・医療制度及び地域の保
- 健・医療機関(6時間)
- ⑦ 我が国の保健・医療制度 ② 地域の保健・医療機関の活用 ⑦ 医薬品の制度とその活用
- (エ) 様々な保健活動や社会的対策 (3時間) (オ) 健康に関する環境づくりと社

小・中・高等学校学習指導要額・同解説を

会参加(5時間)

学習内容の系統性 を踏まえて、指導内 容を確認しよう!



埼玉県のマスコット コバトン

(ウ) 生活習慣病などの予防と回復

I - 2 - Q8

○学習指導要領解説の内容は、どう読み取ればいいの?

A. 1 単位時間で、<u>「何を学ぶか」を明らかにする</u>ために、<u>学習指導要領・同解説の文末表現に</u> <u>留意して指導内容を明確</u>にした上で、授業づくりを行う必要があります。

主たる学習内容と触れる内容など、内容によって取り扱う程度に軽重があります。

学習指導要領・同解説の文末表現に留意する。

「理解できるようにする」→

<u>必ず扱うべき主たる学習内容(知識)</u>

「できるようにする」 →<u>必ず扱うべき主たる学習内容(技能)</u>

「(例示+)適宜~」 →複数の例示やその内容から選択して扱う内容

「扱う程度とする」 → 伝える程度

「触れる」 →主たる学習内容を学習した上で<u>扱う</u>内容

「取り上げる」 →必ず扱う内容

I-2-Q9

○学習指導要領の内容は、すべて教えなくてはいけないの?

A. 学習指導要領は教育課程の基準です。全国、どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育が受けられるようにするため、学校教育法施行規則で基準と定められています。したがって、各学校では学習指導要領により、教育課程を編成することになります。その際、学習指導要領に示された内容は、すべての児童生徒が学習しなくてはいけません。

I - 2 - Q10

○教科書は使用しなければいけないの?

A. 「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」



(学校教育法第34条、中・高等学校にも準用)

教科書を使用する義務があります。

I - 2 - Q11

○教科書に書かれていることは、すべて教えるの?

A. 「この法律において、『教科書』とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。」



(教科書の発行に関する臨時措置法第2条)

「教科書を教える」のではなく、「教科書で教える」

- 教科書に書かれていることを全て教えなければならないわけではありません。
- ・教科書の記載内容を一方的に解説するような、「講義型」の授業だけでは、資質・能力の 三つの柱のうち、「思考力、判断力、表現力等」や「学びに向かう力、人間性等」を育成 することは難しいです。主たる教材である教科書を効果的に用いて、児童生徒が主体的に 学習に向かえる授業展開とするよう、指導方法を工夫しましょう。



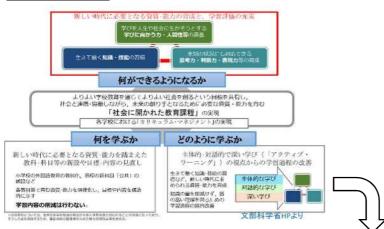
主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

1 主体的・対話的で深い学び

II - 1 - Q1

〇なぜ、主体的・対話的で深い学びが必要なの?

A. 「生きて働く知識・技能」の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成するには、知識の量を削減せず、質の高い理解を図る学習過程の質的改善を図ることが必要です。その実現のために、児童生徒の主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の実現に向けた授業改善を行うことが示されました。





II - 1 - Q2

○体育・保健体育における主体的・対話的で深い学びのポイントは?

A-1. 各教科等の学びの深まりの鍵となるのが<u>「見方・考え方」</u>です。「見方・考え方」は、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方を指します。「見方・考え方」を<u>習得・活用・探究という学びの過程</u>の中で働かせることで、より質の高い学びにつなげることが重要です。

次のような視点で授業改善に取り組むことにより、資質・能力を育成したり、見方・考え 方を更に豊かにしたりすることが大切です。

・運動の楽しさや健康の意義等を発見し、運動や健康についての 興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、 学習を振り返るとともにそれを考察し、課題を修正したり新たな 課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。

・運動や健康についての課題の解決に向けて、生徒が他者(書物等を含む)との対話を通して、自己の思考を広げ深め、課題の解決を目指して学習に取り組むなどの対話的な学びを促すこと。

・習得・活用・探究という学びの過程を通して、自他の運動や健康 についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、 思考を深め、よりよく解決するなどの深い学びを促すこと。 育成を目指す資 質・能力を育む

体育や保健の見 方・考え方を更に 豊かなものにする

なお、これら三つの学びの過程をそれぞれ<u>独立して取り上げるのではなく</u>、<u>相互に関連を</u>**図り**、体育科・保健体育科で求められる学びを一層充実させることが重要です。

A-2. また、学習指導要領解説の内容のまとまり毎に示されている「思考力、判断力、表現力等」 の [例示] を参考にすることができます。

例示には、「<u>課題発見</u>」「<u>思考・判断</u>」「<u>表現</u>」の内容があり、それらを<u>単元の中の学習活動</u> <u>に関連付けて扱う</u>ことにより、教科の目標である「(略) 保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して(略) 生涯にわたって心身の健康を保持 増進(略) するための資質・能力を(略) 育成する(略)」ことに繋がります。

解説における「イ 思考力、判断力、表現力等」の記述

≪リード文≫ ※キーワード

- ①課題を見付ける(発見する)
- ②考える/選ぶ(選択する)
- ③伝える(伝え合う)/説明する ことができるようにする。



≪例示≫ ※キーワード課題発見 見付ける(発見する)課題解決 考える/選ぶ(選択する)/見いだす/整理する/応用する/評価する/計画を立てる表現 伝え合う/説明する

II - 1 - Q3

〇授業改善で気を付けることは?

A. 「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業をよりよくしていくことは、**知識の習得をおろそ** かにすることではありません。必要な知識を習得しておくことは、重要です。

また、「主体的・対話的で深い学び」は、<u>授業改善のための視点</u>であり、特定の学習活動(指導方法)のことではありません。

知識の習得を重視した上で、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を進め、子供 たちの力をバランスよく育んでいきましょう。

II - 1 - Q4

○どのような視点で授業改善をしていけばいいの?

A-1.「主体的・対話的で深い学び」は、児童生徒に必要な資質・能力を育むための学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点です。

教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況等に応じて、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の三つの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすることが求められています。

三つの視点については、次に示す通りです。

※「主体的・対話的で深い学び」は授業改善のための視点であり、特定の指導方法の事ではありません。

授業改善の三つの視点

	授業改善の視点	授業改善のキーワード
主体的な学び	・見通しをもって粘り強く取り組む力が身に付く授業 ・自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を 育む授業 学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性 と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学 習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現でき ているかという視点。	興味や関心を高める/見通しをもつ /自分と結び付ける/粘り強く取り 組む/振り返って次へつなげる
対話的な学び	・周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発 想が生まれる授業 子供同士の協働,教職員や地域の人との対話,先哲の考え 方を手掛かりに考えること等を通じ,自己の考えを広げ深める 「対話的な学び」が実現できているかという視点。	互いの考えを比較する/多様な情報 を収集する/思考を表現に置き換え る/多様な手段で説明する/先哲 の考え方を手掛かりとする/共に考 えを創り上げる/協働して課題解決 する
深い学び	・一つ一つの知識がつながり『わかった!』『おもしろい!』と思える授業 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。	思考して問い続ける/知識・技能を 習得する/知識・技能を活用する/ 自分の思いや考えと結び付ける/知 識や技能を概念化する/自分の考 えを形成する/新たなものを創り上 げる

A-2. なお、主体的・対話的で深い学びは、<u>必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではありません</u>。単元など内容や時間のまとまりの中で、実現を目指します。また、児童生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要ですが、基礎となる知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、児童生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要です。つまり、「対話的な学び」は必ずしも毎時間実施しなければいけないということではありません。単元や一単位時間の中で活動のバランスを考え、「主体的・対話的で深い学び」を実現できるよう、授業改善を図っていきましょう。(参考:学習指導要領解説 体育・保健体育編)

1-05

- ○「知識を活用した学習活動」は無くなってしまったの?
- A. 旧学習指導要領では、「思考力、判断力等」の育成を目指した「知識を活用した学習活動」を積極的に行うことが示されていました。

今回の改訂では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善がポイントであり、その中には、QI-5-(4)の説明にもある通り、習得・活用・探究という学びの過程が示されています。このような学習の過程は、いわゆる「知識を活用した学習活動」と同様のものであり、無くなったということではありません。

2 その他の配慮事項

II-2-Q1

○言語活動については?

A. <u>コミュニケーション能力や論理的な思考力を育成していくために「言語活動」は重要</u>であり、 今回の学習指導要領でも**積極的に行う**こととされています。

平成20年告示の学習指導要領では、「思考力、判断力、表現力等」を育む観点から、各教科等を通じた言語活動の充実が重視されました。

今回の改訂では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める上での留意点の一つとして、「各教科等において通常行われている学習活動(言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など)の質を向上させることを主眼とするものであること。」とされており、引き続き「言語活動の充実」を図ることが必要です。

学習指導要領解説・保健体育編(中・高)に「健康に関わる<u>概念や原則を基</u>に、個人(及び社会)生活における<u>課題を発見</u>したり、学習したことと自他の生活(やそれを支える環境づくり)とを<u>比較</u>したり、(課題解決に向けての方法を<u>考え</u>たり、)適切な解決方法(の選択)について<u>話し合ったりする機会</u>を確保することが重要である。」と示されており、言語活動の<u>目的を明確にした上で</u>発達の段階に応じた内容で実践することが重要です。

II-2-Q2

○情報機器の活用については?

A. <u>学習の効果を高めるためにも情報機器を活用することは重要</u>です。

学習指導要領解説 体育編・保健体育編の「指導計画の作成と内容の取扱いに」には、次の趣旨の内容が示されています。

体育科・保健体育科においても、<u>各分野の特質を踏まえ</u>て、<u>情報モラル等にも配慮</u>した上で、 **必要に応じて**、コンピュータや情報通信ネットワークなどを<u>適切に活用し、学習の効果を高め</u> **る**よう配慮することは必要です。

また、情報機器の使用と<u>健康との関わりについても取り扱う</u>ことにも配慮することが大切です。

保健の学習においては、健康情報の収集、健康課題の発見や解決方法の選択における情報通

信ネットワーク等の活用などが考えられます。

タブレットを使うときの5つの約束

□ タブレットを使うときは姿勢よく・タブレットを見るときは、目を30cm以上、離しましょう。

□30分に1回はタブレットから目を離す ・30分に1回はタブレットの画面から 目を離して、20秒以上、遠くを見ましょう。

□寝る前にはタブレットは使わない ・ぐっすり寝るために、寝る1時間前からは デジタル機器の利用は控えましょう。

□自分の目を大切にする

・時間を決めて遠くを見たり、目が乾かないようにまばたきをしたりして、自分の目を大切にしましょう。

□ルールを守って使う

・□分使ったら1回中断する、学校のタブレットは学習に関係のないことに使わないなど、学校や家庭のルールを守って使いましょう。

端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットについて(文部科学省)を加工して作成 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_000 01.html)

【ICT端末の活用(例)】

- <u>撮影機能</u>を活用し、校内の危険個所を記録(画像や映像)する。その後、改善点について話し合う。危険個所を記した校内や校区内の「安全マップ」を作成する。
- **アンケート機能**を活用して、学習前の児童生徒の意識を踏まえた課題設定につなげる。
- <u>テキストマイニング</u>を活用して、児童生徒の感想や意見などの状況を視覚的に捉えられるようにする。また、学習の前・後の2回実施し、結果の比較により、学びの変容を捉えやすくする。
- <u>オンラインコミュニケーション機能</u>を活用し、教室と地域の事業所をオンライン中継でつなぎ、「労働と健康」について話を聞いたり、インタビューをしたりして、学びを深める。
- <u>撮影機能等</u>を活用して、応急手当の教材映像を繰り返し確認したり、個人の実際の様子を撮影したものを振り返りの場面における課題の発見に生かしたりするなどして技能の定着を図る。
- **ホワイトボード機能**を活用して、考えを広げたり、深めたりしやすくする。
- <u>プレゼンテーションソフト</u>や<u>映像撮影機能</u>を活用して、学習の成果を、スライドや映像 (CM)にまとめ、発表会を行う。

II - 2 - Q3

○具体的な体験を伴う学習については?

A. 保健の学習においては、知識の指導に偏ることなく、<u>資質・能力の三つの柱をバランスよく</u> **育む**ことができるよう、**具体的な体験を伴う学習の工夫**を行うことが重要です。

具体的には、QII-1-(7)で示した「技能」の内容についての「実習」や「実験」などが考えられます。

3 保健と体育との関連

II - 3 - Q1

〇なぜ、保健と体育との連携が必要なの?

A. 「健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、<u>心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるもの</u>であること」から保健と体育との連携が必要です。

(中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育編 平成29年7月 文部科学省) 平成28年12月の中央教育審議会答申において、小・中・高のすべてで体育と保健の一層 の関連を図った内容等について改善を図るということが示され、その趣旨に基づき、体育・保健体育における学習指導要領が改訂されました。

なお、<u>中学校及び高等学校</u>の学習指導要領解説では<u>体育と保健の関連を図る工夫の例が新た</u>に示されました。

【体育・健康に関する指導】

○小学校学習指導要領(平成29年告示)第1章 総則

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、**健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること**。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

教育基本法第2条第1号は、教育の目的として「健やかな身体を養う」ことを規定しており、本項では、体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校教育活動全体として取り組むことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることを示している。健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるものであることから、体育・健康に関する指導のねらいとして、心身ともに健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を一体的に示しているところである。



教科の目標を達成する上でも様々な場面で、体育と保健の関連を図ることが重要

$\mathbb{I} - 3 - Q2$

○体育・保健体育の目標にある「心と体を一体としてとらえ」とは?

A. 子供の心身ともに健全な発達を促すためには、心と体を一体として捉えた指導が重要であり、 心と体の発達の状態を踏まえ、<u>運動による心と体への効果</u>、健康、特に<u>心の健康が運動と密接</u> <u>に関連していることなどを理解することの大切さ</u>を示したものです。そのためには、「心の健 康」で学んだことと「体ほぐしの運動(遊び)」など<u>具体的な活動を通して</u>、心と体が深く関わっていることを体験できるよう指導することが必要です。

(参考:小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 体育編)

II - 3 - Q3

〇体育と保健との連携には、どんなものがあるの?

A. 体育と保健の関連を図る工夫の例としては、次のようなものが考えられる。

なお、<u>教科内におけるカリキュラム・マネジメントを実現</u>する観点から、<u>体育</u>(運動領域・ 体育分野・科目体育)と<u>保健</u>(保健領域・保健分野・科目保健)の**関連する事項を取り上げる** 際、指導する時期を適切に設定した年間指導計画を工夫</u>する。

【小学校】

○小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 体育編

〔第3学年及び第4学年〕 3 内容の取扱い

(8) 各領域の各内容については、運動と健康が関わっていることについての具体的な考えがもてるよう指導すること。

【解説】

(8) は、保健領域の「健康な生活と運動」及び「体の発育・発達と適切な運動」について学習したことを、運動領域の各領域において関係付けて学習することによって、児童が運動と健康が密接に関連していることに考えをもてるよう指導することを示したものである。特に、保健領域の「体の発育・発達」については、児童が「運動については、生涯を通じて骨や筋肉などを丈夫にする効果が期待されること」の知識を習得したことを、運動領域の「A体つくり運動」の「跳ぶ、はねるなどの動きで構成される運動」を通じて行うなど、運動と健康との関連について具体的な考えをもてるよう配慮することが大切である。

〔第5学年及び第6学年〕 3 内容の取扱い

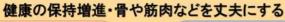
(9) 各領域の各内容については、運動領域と保健領域との関連を図る指導に留意すること。

【解説】

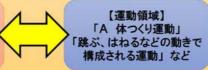
(9) は、「A体つくり運動」をはじめ各運動領域の内容と、心の健康と運動、病気の予防の運動の効果などの保健領域の内容とを関連して指導することを示したものである。特に、児童が保健領域の病気の予防について、全身を使った運動を日常的に行うことが、現在のみならず大人になってからの病気の予防の方法としても重要であることを理解することと、各運動領域において学習したことを基に日常的に運動に親しむことを関連付けるなど、運動と健康との関連について具体的な考えをもてるよう配慮することが大切である。

運動と健康との関連についての考えをもつための工夫

運動領域と保健領域の関連を図る工夫



【保健領域】 「体の発育・発達」 「健康な生活と運動」





【中学校】

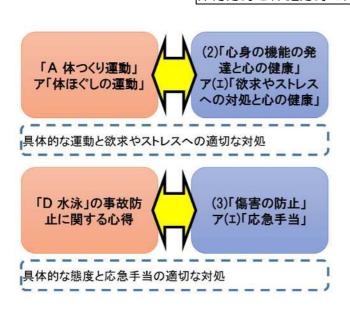
○中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育編、文部科学省(平成29年7月) 第3章 指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱い

(7) 体育分野と保健分野で示された内容については、相互の関連が図られるよう留意すること。

【解説】

これは、年間計画の作成や指導内容の充実に当たって、体育分野と保健分野の連携を図った指導の重要性を示したものである。

体育分野と保健分野の関連を図る工夫の例



|健康の保持増進を図るための方法等と運動、食事、休 | |養及び睡眠などの健康的な生活習慣の形成 |



|運動実践の場面での行動化と生活習慣と健康の中での | |運動の効果 |

○中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育編、文部科学省(平成29年7月)

[保健分野] 2内容 (1)健康な生活と疾病の予防 (4)生活習慣と健康

【解説】⑦運動と健康

運動には、身体の各器官の機能を刺激し、その発達を促すとともに、気分転換が図られるなど、**精神的にもよい効果がある**ことを理解できるようにする。また、**健康を保持増進するため**には、年齢や生活環境等に応じて**運動を続けることが必要**であることを理解できるようにする。

【高等学校】

○高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)解説 保健体育編、文部科学省(平成 30 年 7 月)

第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第2節 内容の取扱いに当たっての配慮事項

(5) 「体育」と「保健」で示された内容については、相互の関連が図られるよう、それぞれの内容を適切に指導した上で、学習成果の関連が実感できるよう留意すること。

【解説】

これは、年間計画の作成や指導内容の充実に当たって、科目体育と科目保健の連携を図った指導の重要性を示したものである。

科目体育と科目保健の関連を図る工夫の例

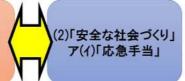
「A 体つくり運動」 ア「体ほぐしの運動」



(1)「現代社会と健康」 ア(オ)「精神疾患の予 防と回復」

具体的な運動と精神疾患への適切な対処

「D 水泳」の事故防 止に関する心得



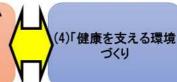
具体的な態度と応急手当の適切な対処

「G 体育理論」 2「運動やスポーツ の効果的な学習の 仕方」



|健康の保持増進を図るための方法等と生活習慣病などの | |予防と回復

「A 体つくり運動」から「G ダンス」 (3)学びに向かう力、 人間性等の「健康・ 安全」



運動実践の場面での行動と地域の保健・医療機関

○高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 保健体育編、文部科学省(平成30年7月)

[保健] 3内容

【解説】

(4)健康を支える環境づくり

(ウ)保健・医療制度及び地域の保健・医療機関 ①地域の保健・医療機関の活用 その際、<u>心身の健康の保持増進にとって</u>、豊かなスポーツライフの実現が重要であることか ら、生涯スポーツの実践を支える環境づくりやその活用についても触れるようにする。

- (1)現代社会と健康
- (ウ)生活習慣病などの予防と回復

なお、<u>日常生活にスポーツを計画的に取り入れることは生活習慣病などの予防と回復に有効</u>であること、また、運動や食事について性差による将来の健康課題があることについて取り上げるよう配慮する。

精神疾患の予防と回復には、身体の健康と同じく、<u>適切な運動</u>、食事、休養及び睡眠など、 調和のとれた生活を実践すること、早期に心身の不調に気付くこと、<u>心身に起こった反応については体ほぐしの運動などのリラクセーションの方法でストレスを緩和する</u>ことなどが重要であることを理解できるようにする。







授業づくりのポイント

多様な学習活動を活用した指導方法の工夫

V - 1 - Q1

〇なぜ、指導方法の工夫が必要なの?

A. 健康に**関心をもてる**ようにするとともに、健康に関する<u>課題を解決する学習活動</u>を積極的 に行うことにより、**資質・能力の三つの柱をバランスよく育成**していくことに繋がるから です。



このことにより、子供たちが身近な生活における健康に関する知識を身に付けること や、必要な<u>情報を自ら収集</u>し、<u>適切な意思決定</u>や<u>行動選択</u>を行い、<u>積極的に健康な生活を</u> 実践することができるようになることが期待できます。

V - 1 - Q2

〇どんな学習活動があるの? 発達段階に応じた効果的な指導方法は?

A. 学習指導要領解説 (体育・保健体育編)の「内容の取扱い」に示されています。

【多様な指導方法の工夫】

小学校	中学校	高等学校
健康に	自他の健康に	自他の健康や それを支える環境づくりに

関心をもてるようにし、

健康に関する**課題を解決する学習活動**を取り入れるなどの指導方法の工夫を行う。

関心をもち、課題を解決する学習活動を積極的に行うことにより、 資質・能力の三つの柱をバランスよく育成していく

身近な日常生活の体験や一問を工夫する 事例などを題材にした話合 い、思考が深まる発問のエ 夫、思考を促す資料の提示、 課題の解決的な活動や発し

表、ブレインストーミング、 けがの手当てなどの実習、

実験などを取り入れる

生徒の内容への興味・関心を高めたり、思考を深めたりする発

自他の日常生活に関連が深し い教材・教具を活用

事例などを用いたディスカ | 連が深い教材・教具を活用 ッション、ブレインストーミン グ、心肺蘇生法などの実習、実「ストーミング、ロールプレイン 験、課題学習などを取り入れる 等を活用

自他の健康やそれを支える 環境づくりと日常生活との関

ディスカッション、ブレイン グ(役割演技法)、心肺蘇生法な 必要に応じてコンピュータ│どの実習、実験、課題学習など を取り入れる

学校や地域の実情に応じて、地域の人材活用(保健・医療機関等の参画)を推進 必要に応じて、養護教諭や栄養教諭(学校栄養職員)などとの連携・協力を推進

V - 1 - Q3

〇指導方法を選ぶ際の留意点は?

A. その時間の<u>目標を達成するために最も効果的である</u>かを吟味するとともに、選んだ指導方法の効果を発揮させるために<u>必要な時間配分が可能かを考慮</u>すべきです。

(改訂「『生きる力』を育む中学校保健教育の手引き」文部科学省より引用)

V - 1 - Q4

○どの学習活動をどんな場面で活用したらいいの?

A. 各学習活動の活用には、次のような場面が考えられます。

	I	ノる場面のったりかる	
 指導方法	健康課題やその解決方法	育成が期待される資	 活用・内容例
10 07572	に関する具体的な活動	質や能力等	78/13 13 173
	様々なアイデアや意見を 出していく	・思考力、判断力、 表現力等の育成 ・知識の習得	小:健康な生活や病気の予防の要因、 不安や悩みへの対処方法 中:かぜをひいた時の原因、 がんが発生する要因、 ストレスへの対処方法、 運動の効果 高:健康観の具体例
事例などを 用いた活動	日常生活で起こりやすい	• 思考力、判断力、	小:交通事故や身の回りの危険、 緊張した時の体の変化
	場面を設定し、そのとき の心理状態や対処の仕方	表現力等の育成	中:性に関する課題へのアドバイス、 一日の食生活チェック
	等を考える	・知識の習得	高: 若手社員の健康課題やその解決策 に対する様々な立場の人の考え方
	仮説を設定し、これを検 証したり、解決したりす る	・思考力、判断力、表現力等の育成・学びに向かう力、人間性等の育成	小:ブラックライトによる手洗いチェック、歯垢の染め出し、血液モデルの流動実験中:気体検知管による二酸化炭素濃度の測定、照度計による教室内の明るさの測定
実習	実物等を用いて体を動かす	・思考力、判断力、 表現力等の育成 ・知識及び技能の習 得	小:けがの手当、不安や悩みへの対処中:リラクセーション法の意義と方法 心肺蘇生の意義と方法 高:様々な場面におけるAEDを含む 心肺蘇生法の習得、ストレス対処 法の習得
ロールプレ イング	健康課題に直面する場面 を設定し、当時者の心理 状態や対処の仕方等を疑 似体験する	・思考力、判断力、 表現力等の育成	小:けがをしたときの大人への知らせ 方喫煙、飲酒の防止 中:喫煙などを助長する断りにくい心 理の存在、心肺停止に陥ったと思 われる人への対処 高:大麻などの薬物の乱用に誘われた 場合の対処法
	実情を見に行ったり、課 題解決に必要な情報に詳 しい人に質問したりする	・思考力、判断力、 表現力等の育成	小:保健室の役割、地域の保健機関の 調査

			17 1文末 ノくりのハーノー
		・学びに向かう力、 人間性等の育成	中:交通事故や自然災害の原因、保健 機関の役割 高:地域における高校生の健康課題、 及びそれらの背景要因
インターネット、図書、視聴覚 教材 I C T 活用	コンピュータや図書館等 を利用して、情報を収集 する	知識の習得健康に関する情報 処理能力等の育成	小: たばこの害、体のしくみ 中: 医薬品の正しい使い方、エイズの 現状 高: 地域の健康課題や対策の確認
保健・医療機関等の参画 (外部講師の活用)	外部講師による専門的知 見に基づく授業参画	・知識及び技能の習 得	中:薬物乱用防止教育(警察職員、薬剤師など)、がん教育(医療従事者、がん経験者など)、性に関する指導(医師、看護師、助産師など) 高:薬物乱用の心身や社会への具体的影響、個人的、社会的防止対策
課題学習	課題を設け、その解決に 取り組み、解決の過程や 結果を確認し、振り返り や意見交換などを行う	・思考力、判断力、 表現力等の育成 ・学びに向かう力、 人間性等の育成	高:生活習慣改善の実施、記録、分析、振り返り、結婚生活における健康課題の解決方法

(「改訂『生きる力』を育む小学校・中学校・高等学校保健教育の手引き」 文部科学省より引用)

各学習活動は、「思考力、判断力、表現力等(以下、「思考力等」という)」の育成に有用です。また、発問等の併用や複数の方法の組み合わせにより学習効果を一層高めることができます。

■ブレインストーミング

自由な発想で討議し、創造的に問題解決を目指す手法。ブレイン(頭脳)+ストーミング(嵐)という単語の組み合わせで、発想が嵐のように頭を駆け巡り、数多くのアイデアや意見を出し合う集団思考法の一つである。5~10人*くらいのグループで、自分の意見をで

【留意事項】

- 全ての意見を尊重(批判厳禁)
- ・正誤にとらわれず自由に(自由奔放)
- できるだけたくさん(質より量)
- 仲間の意見に便乗(便乗発展)

きるだけシンプルな形で出し合う。その中では、良い悪いという判断をせず、自由にアイデアの量を求め、お互いのアイデアを改善したり、結合したりすることができる。そこで出された意見を集約して発表することも行う。「イメージを整理する」、「課題を解決するアイデアを出す」、「課題を確認する」などの場面で活用できる。また、発言がスムーズにできない場合には、カードに書き込んで出し合うといった方法をとってもよい。意見等を書かれたカードは、その後の学習活動として、「ランキング」や「カード分類」などに使用することもできる。

*児童生徒の実態や内容に応じて、適切な人数によるグループを設定。保健の学習では、3~4人 程度での実施により、全員が主体的に参加することが期待できる。

■ランキング

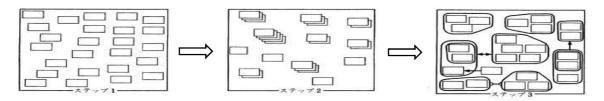
いろいろな文章や要素が書かれたカードを優先順位によって並べるもの。最も重要だと思うもの、最も重要だと思わないものに考えや話し合いの焦点を当て、ダイアモンド型に並べるもの、ピラミッド型に並べるものや分類のやり方を応用させた「〇〇だと思うものトップ3」などの行い方がある。グループでランキングを行う場合には、一人一人が異なる価値観や考えを持っていることに気付き、お互いの価値観を尊重しながらグループとして話し合い、合意していくことが大切である。

【ランキングの進め方の例】

- ① ランキング・シートを配る(黒板や模造紙に選択肢を書いてもよい)。
- ② ランキングの方法を説明し、まず各個人で、自分なりの答え(順位づけ)を書くように指示する(5~10分)。
- ③ 隣の人と(または、答えが出た人から順に相手を見つけて) 互いの答えを見せ合い、2 人で相談して 1 つの答えを出す(または、互いに自分の答えの根拠を説明する) ように指示する(10~20分)。
- ④ 数人に答えを聞き、黒板に書き出して、それぞれの意見や根拠を聞く(5分)。
- ⑤ さらに違った考え方がないか、参加者の自由な意見を求める(5~20分)。
- ⑥ 必要に応じて、議論の中で出された大事なポイントを確認していく。

■カード分類

ブレインストーミング等でカード化された多くの意見・アイデアをグループ化し、論理的に整 序して問題解決の道筋を明らかにしていくための手法である。



■ケーススタディ

日常生活で起こりそうな架空の物語で場面を設定し、学習者がその主人公の立場に立ち、登場人物の気持ちや考え、行動の結果を予想したり、主人公がどのように対応すべきかについて考えたり、話し合ったりする学習方法である。思考力等の育成に役立ち、行動選択・意志決定に役立つ。架空の人物について話し合うため、学習者の率直な気持ちや考えを引き出すことができる。

【留意事項】

- 十分な時間を与える。
- すばらしいアイデアや考えを求めることよりも、自分なりにじっくりと考えて、人の考えを知ったり、聞いたりすることにより、自分の考えを深められるようにする。
- 「もし自分だったら」という問いかけ は避ける。あくまでも「主人公だった ら」とする。
- ・教師にとっての都合の良い考えや価値 観を強引に押しつけない。

■ディスカッション

あらゆるテーマについて、自由に意見を述べる活動である。それぞれが自分の意見を持って発言し、またその発言内容についての自分の考えなどを述べ合うことで、思考力等の向上を図る。 お互いに話しやすい雰囲気作りやディスカッションをうまく進めていくための進行役の配置などを十分に考える必要がある。

■実験

実験は、ある目的意識や見通しのもと、人為的に条件を制御して、事象や現象に働きかける活動である。対象に直接的に働きかけること、結果が明確に示されることなどが大きな特徴であり、それだけに児童生徒の興味・関心を高めたり思考を深めさせたりするのに有効である。

有効性を高めるには、まず、実験の前に結果

【留意事項】

・ 実験は、実験の方法を習得することではなく、 内容について仮説を設定し、これを検証したり、解決したりするという実証的な問題解決を自ら行う活動を重視し、科学的な事実や法則といった指導内容を理解できるようにする。

の予想(仮説)を立てさせることが不可欠である。児童生徒が仮説をもっていなければ、結果の意味も極めて軽いものとなってしまう。さらに、実験後には、予想の当否やその結果が得られた理由について、児童生徒同士で意見交換させたり、教員から説明を行ったりして、理解を深める必要がある。なお、保健学習での実験の目的は、実験計画の立案や実験手法の習得ではない。

■実習

実習は、ある技術や技能を習得させるための活動である。この場合の技術や技能としては、例えば、心の健康に関する内容として「不安や悩みへの対処として、体ほぐしの運動や深呼吸を取り入れた呼吸法(小5)」「ストレスによる心身の負担を軽くするような対処としてのリラクセーションの方法(中1)」、応急手当に関する内容として「けがなどの

【留意事項】

・ 実習は、技能の習得だけでなく、その 意義や手順など、該当する指導内容を理 解できるようにする。また、実習を自ら 行う活動を重視し、概念や原則といった 指導内容を理解できるようにする。

簡単な手当(小5)」「応急手当(中2)」「日常的な応急手当(高1)」「AEDなどを用いた心肺蘇生法(高1)」などが考えられる。実施に当たり、前者については「体ほぐしの運動」、後者については「水泳」など体育の学習と保健の学習の相互の関連を図って指導することが大切である。また、習得した知識を活用しながら実習を行い技能の習得を図ったり、実習を通して理解を深めたりするなど、知識と技能を関連付けながら指導することにも留意する必要がある。

さらに、学習効果を高めるためには、チェックリスト等を活用して児童生徒が相互に評価してフィードバックすることも有効である。これは、見ている他の児童生徒たちの学習(観察による学習)を促すことにもなり、効果的である。

■ロールプレイング(役割演技法)

ロールプレイングは、役割演技法とも呼ばれ、役割を与えて演じさせ、それを通じて課題点や解決方法を考えさせる方法であり対人関係にかかわる能力を高めるのに有効である。ロールプレイングでは、相互に演者となったり観察者となったりするので、自己を客観視したり他者を理解することも可能になる。行う際は、学習内容を習得したり、思考したりできるように留意する。

【ロールプレイングの進め方の例】

- ① ロールプレイングに参加しやすい雰囲気づくりを行う。
- ② ロールプレイングの目的や進め方を確認する。
- ③ 小グループ内で、対処スキルを向上させるための練習を行う。グループ内の観察者(練習者以外のメンバー)は、練習について評価する。
- ④ グループ代表の演技者及び観察者(演技者以外の全員)は課題を確認する。
- ⑤ 最初のグループの代表が全体の前でロールプレイングを行う。
- ⑥ ロールプレイング後、演技者の役割を解き、演技の終了を明確にする。
- ⑦ 演技者と観察者は課題に応える。必要に応じて、観察者が意見を発表したり、再度ロール プレイングを行ったりする。

【ロールプレイングの効果】

ロールプレイングにより次のことに気付かせることができる。

- 人の行動は、他人からの圧力により変わりうること。
- ・コミュニケーションには、圧力をかけ自分の意志に従わせようとする攻撃的コミュニケーション、相手のいいなりになる受動的コミュニケーション、自分の意見をうまく伝える自己主 張的コミュニケーションがあること。
- 自分の意志を伝えるためには、言葉(言語的コミュニケーション)だけでなくボディーラン ゲージ(非言語的コミュニケーション)も有効であること。
- 自分の意志の適切な伝え方や効果的な拒否の仕方には、様々なレパートリーがあること。

【ロールプレイングの効果的な運営のための留意点】

- たばこをすすめるなどの好ましくない役は、児童生徒にさせない。
- ・教師が誘い役をする場合でも、余りに強い圧力を児童生徒に与えたり、誘い役を誇張して演じたりしない。・小道具として実物のたばこやビールなどを使わない。
- 児童生徒の演技に対するコメントとしては、対処の問題点ばかりでなく、むしろ良かった点を中心に指摘する。
- ・演技後の指導が動作やせりふの言い方など単なる「演技指導」にならないようにする。
- ・演技者以外の児童生徒には観察者としての課題を与え、傍観者にならないようにする。

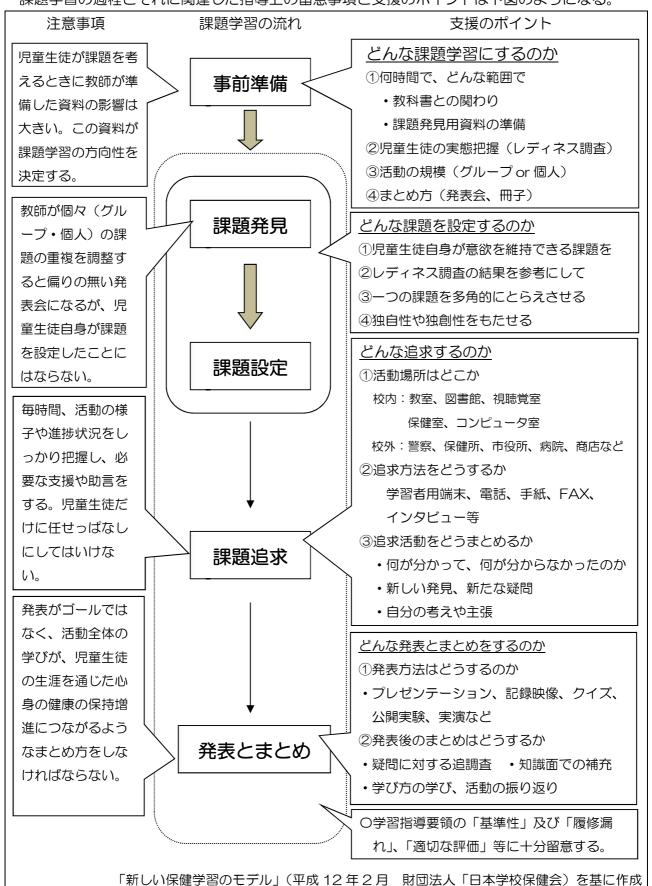
■広告分析

日頃、目にしている広告について、どのように感じているかを話し合いながら、広告が作られ た目的を分析する活動である。批判のみに終始せず、どのように対応するかを話し合うようにす るとよい。

■課題学習

課題学習とは、児童生徒が自ら課題を発見し(あるいは自分のものとし)、解決の方法を考え、解決していくというスタイルの学習である。

課題学習の過程とそれに関連した指導上の留意事項と支援のポイントは下図のようになる。



2 学校全体での共通理解

$\mathbb{V}-2-\mathbb{Q}$

○学校全体で共通理解を図る必要性と取組の内容は?

- A. 学校における保健教育を効果的に進めるには、教育課程の編成及び実施における教職員の共 <u>通理解が大切</u>である。学校においては、教育の目標が達成されるよう、児童生徒の心身の発 達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。そのためには、個々の教師 の取組だけでは効果的と言えず、教職員がそれぞれの役割に基づいて、組織的かつ計画的な 取組が必要である。
 - 1 保健教育に関わる各教科等の年間指導計画と学校保健計画との関連付け
 - ・教職員の役割分担を明確にした組織的な推進体制を整備し、体育科・保健体育科をはじめ とする「各教科等の年間指導計画」を「学校保健計画の子供への指導に関する事項や学校 運営に関する事項」と関連させて作成し、課題解決に向けて計画的・組織的に進める。
 - ・前年度の反省や気付きを反映させながら、各教科等の内容の関連、指導の時期、配当時間などが<u>適切に計画されているかを検討</u>するとともに、子供の健康課題の解決に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点から各教科等及び各学年間や校種間の内容の<u>系統性等についても吟味</u>する。
 - ・保健教育に関わる各教科等の<u>年間指導計画には、評価欄を設け</u>たり、<u>気付いた時点で朱書き</u>したりするなどして実践の気付きや課題を書き込み、<u>次年度に活用</u>できるようにし、<u>指</u> <u>導計画をPDCAのマネジメントサイクル</u>に乗せることにより、教職員の保健教育に関する共通理解を深めることができる。

2 教職員の共通理解

- ・単元計画を作成する際に、<u>学習指導要領の内容</u>とその<u>系統性</u>、<u>各教科等の関連</u>や評<u>価方法</u> 等を明らかにし、<u>単元全体の構造について共通理解</u>を図る。
- ・学習指導要領及び学習指導要領解説を踏まえ、<u>指導内容やその取扱いを整理する</u>ととも に、当該単元で扱う**内容の系統性と各教科等の内容との関連について共通理解**を図る。
- ・子供の心身の成長や発達には個人差があることから、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行う必要がある。集団指導で扱う内容と個別指導で扱う内容とを明確にし、それらを関連させて指導することについて共通理解を図る。
- ・体育科・保健体育科をはじめとする各教科主任等との連絡・調整を密にし、年間指導計画に位置付いている場合でも、職員会議や打合わせ等で確認するなど学校全体で共通理解を図る。
- ・保健の指導を行う際に、必要に応じて<u>養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員などと連携・協</u>力するなど、**多様な指導方法を工夫**するよう配慮する。

(参考「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引き」文部科学省)

3 養護教諭との関わり

N-3-Q

- ○養護教諭は授業をすることができるの?その際の留意点は?
- A. 保健や関連教科の授業において、<u>養護教諭は、教諭と T・T(ティーム・ティーチング)で</u> **授業に参画・実施することができます**。この際、兼職発令*は必要としません。
 - *養護教諭の有する知識及び技能の専門性を教科指導に生かすことを目的に、法的整備(教育職員免許法の一部改正 平成10年)が行われ、ある一定の条件を満たした上で「兼職発令を受けること」により、保健の教科保健の教科の領域に係る事項の教授を担任する教諭又は講師となることができることになりました。「養護教諭」ではなく、「教諭」として授業に参画・実施するものです。
 - ○教育職員免許法 附則14

養護教諭の免許状を有する者(三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。)で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校(幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。)において、保健の教科の領域に係る事項(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの)の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

【養護教諭が授業へ参画することの意義】

- ○「学校保健の課題とその対応—養護教諭の職務等に関する調査結果から—令和2年度改 訂—」、日本学校保健会(令和3年2月)
- ア 児童生徒の健康実態や生活実態を授業へ反映させることができる。
- イ 授業中の児童生徒の姿を知ることができる。
- ウガイダンスからカウンセリングへの架け橋となることができる。

【養護教諭が授業に参画・実施することで得られた効果(例)】

- 児童生徒の健康状態や生活実態を踏まえた指導ができた。
- 授業や指導後、児童生徒が相談してきたり、保健情報を尋ねてきたりなど、個別の保健 指導や健康相談につなげることができた。
- ・日頃、保健室を利用しない児童生徒を含めて、すべての児童生徒へ養護教諭が直接語りかけることができ、保健室の効果的な利用につながった。
- ・養護教諭が参画・実施することにより、学級・ホームルーム担任や教科担任との間で、 児童生徒についての共通理解が深まったり広がったりした。
- ・健康問題に対して実践的な方法で提示でき、児童生徒の主体的な姿勢や関心・意欲を引き出すことができた。
- 学級・ホームルーム担任や教科担任の意欲を高める契機となった。

【養護教諭が授業に参画・実施する際の留意事項】

- ア 養護教諭が授業に参画・実施することについて、校内で共通理解を図るとともに、保健教育の全体・年間計画に位置付け、組織的、系統的な計画を立案する。
- イ 緊急時や保健室来室児童生徒に対応できるよう、体制整備を行う。
- ウ 指導計画の作成や事前の打ち合わせなどの時間を確保する。
- エ 動画やオンライン配信など、ICTを活用した指導形態の工夫も検討する。

養護教諭の専門性を生かした授業~参画・実施のためのチェックポイント~

【学校全体】

- □ 児童生徒の発育・発達の段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じた効果的な保健教育が実施できるよう、学校保健計画(全体計画・年間指導計画)に位置付ける。
- □ 緊急時の体制を整備し、共通理解を図る。

【担任·教科担任等】

- □ 計画の段階から、養護教諭との連携を十分に図る。
- □ 養護教諭の専門性を発揮するポイントについて、事前に協議・共有する。

【養護教諭】

- □ 学習指導要領・同解説の内容及び保健領域(保健分野、科目保健)の指導すべき 内容について理解する。
- □ 教科書や副読本の内容を精選し、その単元(本時)で活用する部分を明確にして おく。
- □ 単元の学習計画や本時の計画(指導案)の作成、授業の実施にあたっては、担任 や教科担任等との連携を密にする。
- □ 効果的な指導をするため、最新の保健情報や知見等を収集するとともに、保健室 等から得られる情報も活用する。
- □ 日頃から校内研修等に主体的に臨むとともに、機会を捉えて授業を見学するなど 、指導方法についての研修を深める。

4 特別活動における保健の学習のポイント

$\mathbb{V}-4-\mathbb{Q}$

〇特別活動(学級活動・ホームルーム活動)における保健教育のポイントは?

A. QI-1-(4)でも示しているとおり、「保健教育(心身の健康の保持増進に関する指 導)については、体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特別活動の時間はもと より、各教科(略)においても**それぞれの特質に応じて適切に行うよう努める**こととされて います。

そのうち、特別活動では、学級活動(ホームルーム活動)の(2)「日常の生活や学習への 適応と自己の成長及び健康安全」、児童会活動(生徒会活動)、学校行事が保健教育に関連が あります。

体育科・保健体育科の学習と相互に関連させるなど教科等横断的な取組により、効果的に 保健教育を進めていきましょう。

その際、それぞれの教科等の目標や内容を十分に確認した上で、それぞれの特質に応じて 適切に扱うことが重要です。

【学習指導要領 特別活動 学級活動・ホームルーム活動(2)】

小学校 学級活動(2) (2) 日常の生活や学習への適応 (2) 日常の生活や学習への適応 と自己の成長及び健康安全 ア 基本的な生活習慣の形成 身の回りの整理や挨拶など の基本的な生活習慣を身に付 け、節度ある生活にするこ ہ ع

イ よりよい人間関係の形成 学級や学校の生活において 互いのよさを見付け、違いを 尊重し合い、仲よくしたり信 頼し合ったりして生活するこ ہ ع

ウ 心身ともに健康で安全な 生活態度の形成

現在及び生涯にわたって心 身の健康を保持増進すること や、事件や事故、災害等から 身を守り安全に行動するこ ہ ع

中学校 学級活動(2)

と自己の成長及び健康安全 ア 自他の個性の理解と尊重. よりよい人間関係の形成 自他の個性を理解して尊重 し、互いのよさや可能性を発 揮しながらよりよい集団生活 をつくること。

イ 男女相互の理解と協力

男女相互について理解する とともに、共に協力し尊重し 合い、充実した生活づくりに 参画すること。

ウ 思春期の不安や悩みの解 決、性的な発達への対応

心や体に関する正しい理解 を基に、適切な行動をとり、 悩みや不安に向き合い乗り越 えようとすること。

高等学校 ホームルーム活動(2)

- (2) 日常の生活や学習への適応と 自己の成長及び健康安全
- ア 自他の個性の理解と尊重、よ りよい人間関係の形成

自他の個性を理解して尊重 し、互いのよさや可能性を発揮 し、コミュニケーションを図り ながらよりよい集団生活をつく ること。

イ 男女相互の理解と協力

男女相互について理解すると ともに, 共に協力し尊重し合 い、充実した生活づくりに参画 すること。

ウ 国際理解と国際交流の推進 我が国と他国の文化や生活習 慣などについて理解し, よりよ い交流の在り方を考えるなど、 共に尊重し合い、主体的に国際 社会に生きる日本人としての在

エ 食育の観点を踏まえた学 校給食と望ましい食習慣の 形成

給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。

エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや, 事件や事故,災害等から身を守り安全に行動すること。

オ 食育の観点を踏まえた学校 給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としなが ら、成長や健康管理を意識す るなど、望ましい食習慣の形 成を図るとともに、食事を通 して人間関係をよりよくする こと。 り方生き方を探求しようとする こと。

エ 青年期の悩みや課題とその解決

心や体に関する正しい理解を 基に、適切な行動をとり、悩み や不安に向き合い乗り越えよう とすること。

オ 生命の尊重と心身ともに健康 で安全な生活態度や規律ある習 慣の確立

節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや, 事件や事故,災害等から身を守り安全に行動すること。

○改訂「生きる力」を育む小学校(中学校・高等学校)保健教育の手引き

特別活動は、様々な構成の集団から学校生活を捉え、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体である。その活動の範囲は学年・学校段階が上がるにつれて広がりをもっていき、そこで育まれた資質・能力は、社会に出た後の様々な集団や人間関係の中で生かされていくことになる。特別活動は、「なすことによって学ぶ」という方法原理を十分に生かして、失敗してもまた挑戦する、失敗の経験を生かす、経験から学んだことをさらに発展させるなど、様々な集団活動を積み重ねる中で育てられるようにすることが大切である。また、各活動や学校行事から構成されており、それぞれ独自の目標と内容をもつ教育活動でもある。

【教師の振り返りの例 ※小学校 学級活動(2)】

項目

- ・<u>年間指導計画</u>に基づいて題材を設定している。
- ・事前アンケート等を活用して,<u>児童の実態</u>を的確につかんでいる。
- 指導の<u>ねらい</u>, <u>目指す児童の姿</u>を<u>明確</u>にしている。
- ・児童の問題意識を高めるための<u>適切な資料</u>を準備している。
- ・児童自身が問題意識をもち、課題をつかむことができるよう、<u>事前指導や導入を工夫</u>している。
- ・児童が、問題の原因や解決方法等について話し合う活動を取り入れている。
- ・児童は、話し合ったことを生かして、自分に合った<u>具体的な目標を意思決定</u>することができている。
- ・板書計画を立て、学習の流れが分かるように板書を構造化している。
- ・実践意欲を高める<u>がんばりカードなど</u>を用意している。
- ・実践後の努力の成果を認め合えるような振り返りの場を設定している。
- ・児童が実践したことに対して,<u>励ましや評価</u>を的確に行っている。
- ・<u>他教科等との関連</u>を考えて、指導計画を立てている。
- ・指導の効果を上げるために、内容に応じて<u>適切な人材を活用</u>している。(ティームティーチング)
- ・<u>家庭への発信</u>や<u>家庭との連携</u>の工夫をしている。
- ※「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)」(教師用指導資料)文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター(平成30年12月)を基に作成

【意思決定について】

一般的に、意思決定とは、ある目標達成のために諸手段を考察、分析し、その一つを選択決定する人間の認知的活動とされています。学級活動(2)、(3)では、児童は学級での話合いを通して、共通する課題を見いだし、多様な視点から解決方法を見付け、自己の具体的な実践課題を決めて、粘り強く努力します。本時において児童一人一人が自分に合った具体的な実践目標を意思決定することができるようにするとともに、児童が自ら決めたことを実践して振り返り、自ら改善するための事後指導が重要です。

※「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)」(教師用指導資料)文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター(平成30年12月)を基に作成



学習指導要領に基づく指導と評価

1 評価の目的

V - 1 - Q 1

○学習評価とは?その目的は?

A. 学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものです。「<u>児童生</u> 徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図る とともに、<u>児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにする</u> ためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある 取組を進めることが求められます。(参考:学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編・高等学校編 令和元年6月 文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター)

V - 1 - Q2

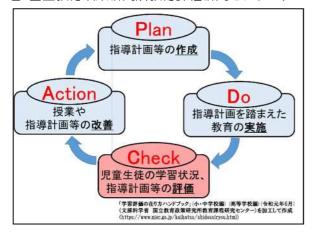
〇カリキュラム・マネジメントと学習評価の関係は?

〇主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と学習評価の関係は?

A. 各学校は、 日々の授業の下で<u>児童生徒の学習状況を評価</u>し、その結果を<u>児童生徒の学習や教師による指導の改善</u>や学校全体としての教育課程の改善、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、 学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っています。

このように, 「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っています。

指導と評価の一体化を図るためには、 児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切です。平成 29・30年改訂学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っています。(参考:学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編・高等学校編 令和元年6月 文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター)



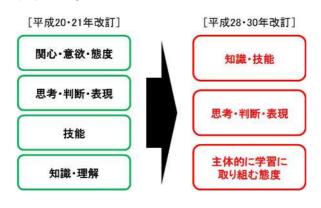
学習評価の改善の基本的な方向性 学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要。 ② 教師の指導改善に つながるものにしていくこと ② 児童生徒の学習改善に つながるものにしていくこと ② これまで慣行として行われてきたことでも 必要性・妥当性が認められないものは 見直していくこと

平成31年1月21日「児童生徒の学習評価の在9方について」(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告)

2 観点別評価と評定

V - 2 - Q1

- ○学習指導要領の改訂を受けて評価の観点はどう変わったの?
- A. <u>資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理</u>を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点については、小・中・高等学校の各教科等を通じて、これまでの<u>4観点から3観点に整理</u>されました。



○学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

※学校教育法一部改正(平成19年6月公布)

V - 2 - Q2

- 〇「学びに向かう力、人間性等」の評価の観点が「主体的に学習に取り組む態度」と なっているのは?
- A. 学習指導要領に示す資質・能力の三つの柱と観点別学習状況評価の観点の関係性を表す、各教科における評価の基本構造については、次の図のとおりであるが、特に「学びに向かう力人間性等」には、① 「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、②観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうしたことでは示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があることに留意する必要があるとされています。

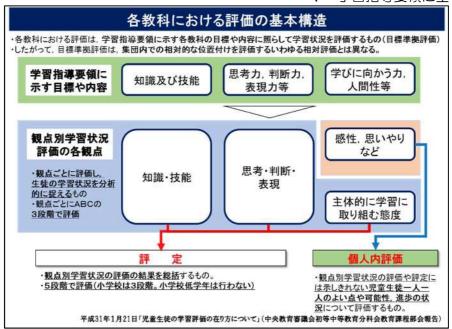
つまり、②に該当する<u>「感性や思いやりなど」については観点別学習状況の対象外とする必要があることから、「主体的に学習に取り組む態度」</u>になっています。

【『感性や思いやり』などの個人内評価について】

観点別学習状況の評価や評定には示しきれない<u>児童生徒一人一人のよい点や可能性,進歩の状況については</u>,「個人内評価」として実施するものとされている。改善等通知においては,「観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては,児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう,日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に『学びに向かう力,人間性等』のうち<u>『感性や思いやり』など</u>児童生徒一人一人のよい点や可能性,進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。」と示されている。

「3 平成 29 年改訂を受けた評価の観点の整理」も踏まえて各教科における評価の基本構造を図示化すると、以下のようになる。

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(小学校体育)」国立教育政策研究所教育課程研究センター



V - 2 - Q3

○それぞれの観点の評価の留意点は?

A. 各観点の評価における留意点には、下記のようなものが考えられます。

各観点の記載内容は、当該冊子における学習評価に関する各事例に基づく記載であるため、 全ての実践に当てはめることはできないため、参考としてください。

○「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(小学校 体育・中学校 保健体育・高等学校 保健体育)、国立教育政策研究所教育課程研究センター)

【知識・技能】

- ・保健領域における「<u>技能</u>」は、健康な生活における基礎的・基本的な技能であり、<u>実習を通して理解したことができているかを評価</u>する。そのようなことから、指導内容に「技能」が位置付いている単元の「知識・技能」の評価は、<u>知識と技能を一体とするための評価規準を設ける</u>必要がある。また、そこでは、<u>知識及び技能を一体とするための実習を含む授業展開や評価に役立つ学習カード等を工夫</u>することが求められる。
- ・保健領域における「<u>知識</u>・技能」は、領域の特性から<u>ほぼ毎時間評価の対象</u>となる。より 妥当な評価を行うために、<u>単元を通して授業中と授業後で評価する内容</u>を考えたり、観察、学習カード、ペーパーテスト等<u>多様な評価方法を組み合わせ</u>たりするなど<u>評価計画を</u> 工夫する必要がある。 ※小学校 87 ページ

【思考・判断・表現】

授業において一人一人をより多面的に捉え、より妥当な評価を行うためには、**観察やワークシート**,生徒との対話、ペーパーテストなど、多様な評価方法を工夫し、組み合わせていく必要があるが、評価を進める上での留意点として、次の2点を挙げることができる。

一つ目は、<u>観察の視点を明確にする</u>ことである。観察による評価を行う際、学習課題について既習の内容や生活経験等と<u>比べている</u>、学習内容との関係を<u>見付けている</u>、適切なものを<u>選択している</u>など、<u>設定した評価規準に基づいて観察の視点を明確にしておく</u>ことが必要である。

二つ目は、<u>ワークシートの項立てを工夫する</u>ことである。例えば、<u>課題の発見、解決等の過程ごとに</u>、生徒が考えたことを<u>段階的に記入</u>させるなどして、個人の<u>思考の深まりを見取れるようにしておく</u>ことが必要である。また、学習活動中は、生徒が自分の考えをまとめ、ワークシート等に記入する時間を十分に確保することも大切である。 ※中学校 97 ページ

【主体的に学習に取り組む態度

「主体的に学習に取り組む態度」については、単に継続的な行動や積極的な発言を行うなど、性格や行動面の傾向を評価することではないことに留意したい。自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、粘り強く取り組もうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。そのため、単元を通してそれらの状況が見取ることができる単元の終わりに評価場面を設定した。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、<u>最終的に到達する生徒の姿をイメージ</u>し、<u>単元全体を通して生徒の学習改善や教師の指導改善につなげる</u>ことが重要である。特に、「努力を要する」状況と判断した生徒へは、<u>手立てを講じて継続した指導</u>を行い、課題を解決する学習活動に取り組む態度で変容を見取ることができるように留意したい。

※高等学校 110~111 ページ

V - 2 - Q4

〇観点別学習状況の評価と評定の関係は?

A-1.「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」 平成 31 年3月 29 日 初等中等教育局長通知(以下、「改善等通知」という。)を踏まえ、体育科・保健体育科における保健の学習についても、学習状況を分析的に捉える。観点別学習状況の評価と、これらを総括的に捉える評定の両方について、学習指導要領に示す目標や内容に照らし、その実現状況を評価する、目標に準拠した評価として実施することが必要です。

評価規準は、 A:「十分満足できる」状況と判断されるもの

B:「おおむね満足できる」状況と判断されるもの

C:「努力を要する」状況と判断されるもの

評定は、教科の目標に照らし合わせて、その実現状況を評価します。

【小学校(3段階)】

3:「十分満足できる」状況と判断されるもの

2:「おおむね満足できる」状況と判断されるもの

1:「努力を要する」状況と判断されるもの

【中学校・高等学校(5段階)】

5:「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの

4:「十分満足できる」状況と判断されるもの

3:「おおむね満足できる」状況と判断されるもの

2:「努力を要する」状況と判断されるもの

1:「一層努力を要する」状況と判断されるもの

A-2. また、改善等通知を踏まえ、評定は学習の状況を**総括的に評価**するものであり、観点別学習状況において掲げられた観点は、 分析的な評価を行うものとして、評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する必要があります。その際、 評定の適切な決定方法等を各学校において定める必要があります。

3 指導と評価の計画

V - 3 - Q1

○学習評価は、どうやって進めていけばいいの?

A. 各教科等の単元における観点別学習状況評価を実施するに当たり、<u>年間の指導と評価の計画を確認</u>した上で、学習指導要領の目標や内容、「内容のまとまりごとの評価規準」の考え方等を踏まえ、次のように進めていきます。

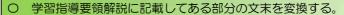
学習評価の進め方(体育科・保健体育科における保健の学習)

単元を通して目指す児童 生徒の姿(単元のゴール

<u>1</u> 単元の目標を 作成する

- **学習指導要領**の目標や内容、学習指導要領**解説等**を踏まえる。 イメージ)
- <u>児童生徒の実態</u>、<u>前単元までの学習状況等</u>を踏まえる。
- 三つの資質・能力について、**「何ができるようになるか」** という児童生徒が変容した姿を 示す。
- 三つの資質・能力それぞれを箇条書きとし、**語尾は「~することができるようにする」**とする。

<u>Z</u> 単元の評価規準 を作成する



•「知識・技能」「~理解できるようにする」「~できるようにする」の部分の文末を変換 「知識」…「~について、理解したことを言ったり書いたりしている。」 「技能」…「~(行い方・対処)について、理解していることを言ったり書いたりして いるとともに、(~が)できる。」



•「思考・判断・表現」※〈例示〉に記載された内容を踏まえるとともに、実際の学習活動に合わせて、「<u>思考・判断</u>」と「<u>表現</u>」に分けて作成する。

「<u>思考・判断</u>」…「〜<u>している。</u>」例:見付けて(発見して) いる。選んで(選択して) いる。 見いだしている、応用している。整理している。 評価している。

「表現」…「~している。」 例: 伝えて(伝え合って) いる。説明している。

・「主体的に学習に取り組む態度」※「改善等通知(H31.3.29)」における「評価の観点及びその趣旨」に示された内容を踏まえて作成する。

「<u>主体的に学習に取り組む態度</u>」…「〜について、〜などの学習(活動)に<u>進んで(←</u> <u>小/中:自主的に/高:主体的に)取り組もうとし</u> ている。」

3 「指導と評価の 計画」を作成する

- 1・2を踏まえ、<u>評価場面</u>(いつ・どの場面)や<u>評価方法</u>(観察・学習カード)等を<u>計画</u>する。
- 指導計画の横に評価の計画を重ね合わせる。
- <u>1時間の「学習評価の観点」は、原則一つ</u>(本時のねらい、指導内容、学習過程において、 関連が深い場合は<u>二つまで可</u>)とし、適切に評価できるようにする。 (評価するに当たり無理のない計画

<u>4</u> 授業を行う

- 3に沿って**観点別学習状況の評価**を行い、<mark>生徒の学習改善</mark>や教師の指導改善につなげる。 ○ 「ねらい(課題)」に正対した「振り返りとまとめ」を行い、次時につなげる評価とする。
- <u>5</u> 観点ごとに総括する
- O 集めた評価資料やそれに基づく評価結果などから、観点ごとの総括的評価(ABC)を行う。 O 総括の方法は、あらかじめ決めておく。
 - 例:「A,B,Cの数を基にする」「A,B,Cを数値に置き換える」

V - 3 - Q2

○保健(保健領域・保健分野・科目保健)で扱う時間数は?

A. 学習指導要領の「指導計画の作成と内容の取扱い」において、<u>小学校3・4年で8時間程度</u>、 <u>小学校5・6年で16時間程度</u>、<u>中学校が3学年で48時間程度</u>、<u>高等学校は2単位(70時</u> 間)であることが示されている。

<u>小、中学校で「程度」</u>としているのは、例えば、 体ほぐしの運動と心の健康、水泳と応急手当などの指導に当たって、「体育」と「保健」との密接な関連をもたせて指導するような配慮が必要であるため若干の幅をもたせたものである。

また、<u>高等学校では、原則として入学年次及び次の年次に各 1 単位</u>を配当し、計画的、継続的に履修させることとしている。

「保健」については、小学校第3学年から中学校第3学年まで毎学年学習することとなっている。高等学校では、これに継続して学習させることによって、学習の効果を上げることをねらったものである。

なお、「入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させる」こととしたのは、高等学校においてもできるだけ長い期間継続して学習し、健康や安全についての興味・関心や意欲を持続させ、生涯にわたって健康で安全な生活を送るための基礎となるよう配慮したものである。

V - 3 - Q3

〇「内容のまとまり」と「単元」の関係性は?

A. 中教審答申では、「<u>単元とは</u>、各教科等において、<u>一定の目標や主題を中心として組織された</u> <u>学習内容の有機的な一まとまり</u>のこと」としており、体育科・保健体育科における保健の学習 では、「内容のまとまり」をそのまま「単元」として捉える場合と、「内容のまとまり」をいく <u>つかの内容に分けて「単元」とする場合</u>があります。

V - 3 - Q4

〇単元の設定と各単元で扱う時間数は?

A. 単元の設定及び各学校種(学年)で扱う総時間数の目安については、前述のとおりですが、国立教育政策研究所教育課程研究センターが作成した、「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」には、単元の設定及び扱う時数の目安の例を参考にできます。なお、小学校では、内容のまとまりをそのまま単元としています。

小学校体育科保健領域 各学年の内容(時数の目安)

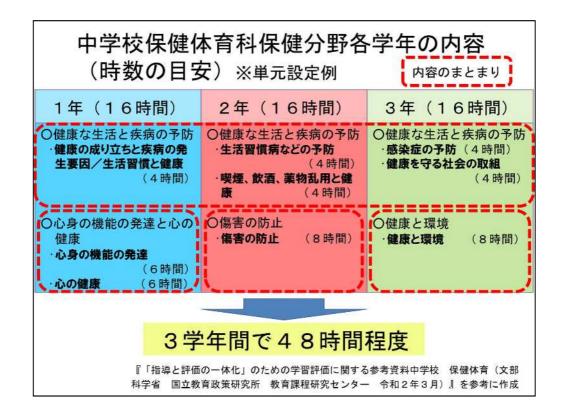
※内容のまとまり=単元設定例

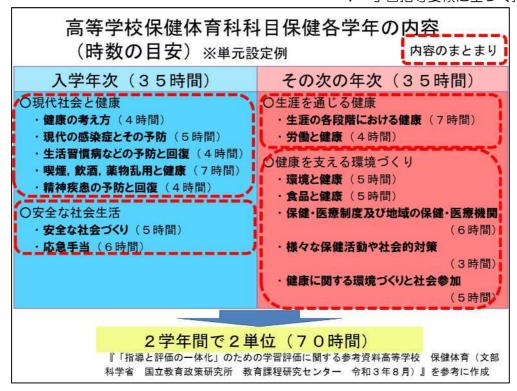
3年	4年	5年	6年
健康な生活 (4時間)	体の発育 ・発達 (4時間)	心の健康 (4時間) けがの防止 (4時間)	病気の予防 (8時間)

2学年間で8時間程度

2 学年間で 1 6 時間程度

『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料小学校 体育(文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 令和2年3月)』を参考に作成





V - 3 - Q5

〇各単元を扱う時期などの留意点は?

A. 児童生徒の興味・関心や意欲などを高めながら<u>効果的に学習を進めるため</u>には、<u>学習時間を継続的又は集中的に設定することが望ましい</u>です。

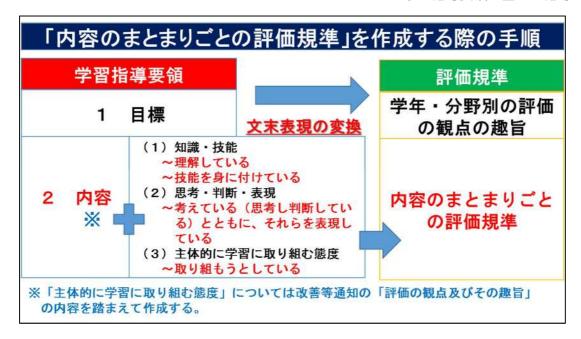
【小学校】効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当する。 【中学校】効果的な学習が行われるよう考慮して配当する。

(学習指導要領解説 体育・保健体育編 指導計画の作成と内容の取扱いより)

V - 3 - Q6

○「内容のまとまり」ごとの評価規準はどう作成するの?

A-1. 次の図のとおり、学習指導要領に示された教科及び学年、分野の目標を踏まえて、「評価の 観点及びその趣旨(改善等通知 別紙4)」が作成されていることを理解した上で、①各教 科における「内容のまとまり」と「評価の観点」との関係を確認します。次に②【観点ご とのポイント】を踏まえ、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成します。



A-2. 「内容のまとまりごとの評価規準」は、指導計画を作成するたびに各自で作成する必要はありません。国立教育政策研究所教育課程研究センターが作成した、「『指導と評価の -体化』のための学習評価に関する参考資料」の巻末資料として、全て掲載されている のでそちらを参考にしてください。



V - 3 - Q7

○単元の目標はどう作成するの?

- A-1. 単元の目標は、資質・能力の三つの柱ごとに作成します。
 - まず、当該単元の目標と内容を確認します。
 - ① **知識及び技能**については、学習指導要領の<u>「ア」</u>の内容を整理して、文末を<u>「~につ</u> いて理解することができるようにする。」とします。
 - ※なお、「技能」の内容が含まれる場合は、<u>「~について理解することができるようにするとともに、~についての技能を身に付けることができるようにする。」</u>とします。
 - ② **思考力、判断力、表現力等**については、学習指導要領の<u>「イ」</u>の内容を整理して、文末を<u>「~ (すること) ができるようにする。」</u>とします
 - ③学びに向かう力、人間性等については、学習指導要領の保健学習内容としては書かれておらず、目標に反映されていることから、学習指導要領の当該単元の目標の「(3)」を参考に、「~に進んで(←小/中:自主的に/高:主体的に)取り組もうとすることができるようにする。」とします。

A-2. ここでは、小学校第4学年「体の発育・発達」を例示します。

単元の目標の作成の手順(小学校「体の発育・発達」を例に)

- (1)年齢に伴う変化と個人差、思春期の 体の変化、体をよりよく発育・発達 させるための生活について理解する ことができるようにする。【知識及び技 能】
- (2]体の発育・発達について 課題を見付 け、その解決に向けて考え、それを 表現することができるようにする。【思 考力、判断力、表現力等】
- (3 体の発育・発達について 健康の大切 さに気付き、自己の健康の保持増進 に進んで取り組もうとすることができ るようにする。【学びに向かう力、人間 性等】

- 学習指導要領より [第3学年及び第4学年]内容 G保健(2)体の発育・発達 (2) 体の発育・発達について、課題を見付け、その解決を目指した 動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア体の発育・発達について理解すること。
 - (ア) 体は、**年齢に伴って変化**すること。また、体の発育・発達に は、個人差があること。
 - (イ) 体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが 変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性 への関心が芽生えること。
 - (ウ) 体をよりよく発育・発達させるには、適切な運動、食事、 休養及び睡眠が必要であること。
 - イ)体がよりよく発育・発達するために、課題を見付け、その解 決に向けて考え、それを表現すること。

学習指導要領より [第3学年及び第4学年]目標(3)

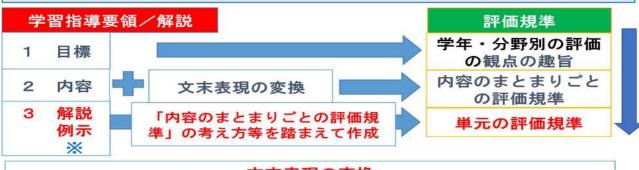
- (3) …(略)健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進 んで取り組む態度を養う。(「学びに向かう力、人間性等」の目標)
- ※中学校は保健分野の目標「(3)」 高等学校は科目保健の目標「(3)」を参考にする。

V - 3 - Q8

〇単元の評価規準はどう作成するの?

A-1. 次の図のとおり、「内容のまとまりごとの評価規準」を基に、解説の表記などを用いて学 習活動レベルに対応した「単元の評価規準」を作成します。 これは、これまでの「学習活動に即した評価規準」と同じ性質のものといえます。

「内容のまとまりごとの評価規準」の考え方を踏まえた単元の評価規準の作成



文末表現の変換

(1) 知識・技能 知識 技能

~について、理解したことを言ったり書いたりしている ~ (行い方・対処) について、理解していることを言ったり書いた りしているとともに、(~が)できる

(2) 思考・判断・表現 思考・判断の<例示>

~している 例:見付けて(発見して)いる。選んで(選択して)いる。 応用している。整理している。

表現の<例示> ~している 例: 伝えて (伝え合って) いる。表現している。説明している。 (3) 主体的に学習に取り組む態度 ~について、~などの学習 (活動) に進んで (←小/中:自主的に /高:主体的に)取り組もうとしている

※「主体的に学習に取り組む態度」については改善等通知の「評価の観点及びその趣旨」 の内容を踏まえて作成する。

A-2. ここでは、小学校第4学年「体の発育・発達」を例示します。 (一部抜粋)

学習指導要領解説等

ア知識

(ア) 体の発育・発達

体の発育・発達については、身長、体重など を適宜取り上げ、これらは年齢に伴って変化す ることを理解できるようにするとともに、個人 差があることを理解できるようにする。

(イ) 思春期の体の変化

⑦思春期には、体つきに変化が起こり、人によって違いがあるものの、男子はがっしりした体つきに、女子は丸みのある体つきになるなど、男女の特徴が現れることを理解できるようにする。

⑦思春期には、初経、精通、変声、発毛が起こり、また、異性への関心も芽生えることについて理解できるようにする。さらに、これらは、個人差があるものの、大人の体に近づく現象であることを理解できるようにする。

イ 思考力,判断力,表現力等

体の発育・発達に関わる事象から課題を見付け、体のよりよい発育・発達を目指す視点から、 適切な方法を考え、それを伝えることができる ようにする。

[例示]

- ・ 身長や体重などの年齢に伴う体の変化や体 の発育 ・ 発達に関わる生活の仕方から課題 を見付けること。
- ・ 思春期の体の変化について、学習したこと を、自己の体の発育・発達と結び付けて考え ること。
- ・ 体をよりよく発育・発達させるための生活 について、学習したことを自己の生活と比べ たり、関連付けたりするなどして適切な解決 方法を考えること。
- ・ 体の発育・発達について,自己の発育・発達 や体をよりよく発育 ・ 発達させるために考 えたことを学習カードなどに書いたり,発表 したりして伝え合うこと。

改善等通知(H31.3) 別紙4

(2) 学年・分野別の評価の観点の趣旨 <小学校 体育>第3学年及び第4学年 「主体的に学習に取り組む態度」

各種の運動の楽しさや喜びに触れることができるよう、各種の運動に進んで取り組もうとしている。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進についての学習に進んで取り組もうとしている。

評価規準

文末を「~<u>について、理解したことを言った</u>り書いたりしている。」とする。



- ①身長や体重など年齢に伴う体の変化と個人差について,理解したことを言ったり書いたりしている。
- ②思春期には、体つきに変化が起こり、人によって違いがあるものの、男女の特徴が現れることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。
- ③思春期には、初経、精通、変声、発毛が起こり、異性への関心も芽生えること、これらは、個人差があるものの、大人の体に近づく現象であることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。

実際の学習活動に即した基準となるよう、 「イ」の内容及び [例示] から選んだり、組 み合わせたりして作成する。



- ①体の発育・発達について身長や体重など年齢に伴う体の変化や思春期の体の変化,体の発育・発達に関わる生活の仕方から課題を見付けている。
- ②体の発育・発達について、自己の生活と比べたり、関連付けたりするなどして、体をよりよく発育・発達させるための方法を考えているとともに、考えたことを学習カードなどに書いたり、発表したりして友達に伝えている。

改善等通知における「主体的に取り組む態度」の「評価の観点及びその趣旨」に示された内容を踏まえ、文末を「~しようとしている。」として評価規準を作成する。



①体の発育・発達について、課題の解決に向けての話合いや発表などの学習や教科書や資料などを調べたり、自分の生活を振り返ったりするなどの学習に進んで取り組もうとしている。

V - 3 - Q9

〇指導と評価の計画はどう作成するの?

次の作成の手順を参考にしてください。

「単元の目標」と「内容」を踏まえて

- ① 必要な時間数を割り出す(全○時間)
- **②**各時間の「<u>ねらい</u>」と「<u>主な学習活動</u>」を位置付ける。

③「評価規準(3観点)」の各番号を 各時間にバランスよく位置付ける。※どの学習活動で主に評価するのか明確にする。

本時は〇印 単元の指導と評価の計画(全〇時間 態 字習のねらい・学習活動 / 知 | 思] 評価方法 I ねらい 1 Ⅱ 学習活動 1 ①~③を踏まえ 1 観察 4 評価方法を ワークシート 4 記入する。 2 2 (1)3 (3) 4 (4) 5 (5)(3) (6) (6) (1)※「主体的に学習に取り組む態度」については、単元全体で 評価していくため破線(---)で示している。

学習指導案 (項目)

- 1 単元名
- 2 単元について ※内容
- 3 児童生徒の実態(1)~(3)
- 4 教師の指導観(1)~(3)
- 5 単元の目標(1)~(3)
- 6 評価規準(1)~(3)

7 指導と評価の計画

- 8 本時の学習と評価
- 9 資料等

⑤指導 (①②) と<mark>評価</mark> (③④) の<u>整合性を確認</u>する。

4 保健の学習指導案の作成

V-4-Q

○体育・保健体育科の保健の学習指導案はどう作成したらいいの?

A. 体育科・保健体育科における保健の学習の学習指導案の形式(例) は次のとおりです。学習指導要領に基づく指導と評価を進めていく上での参考にしてください。

なお、「学習指導案の様式(例)」に「学習指導案作成のポイント」を加えて記載しています。ここでは**見やすさを重視**して、「学習指導案の様式をゴシック体」、「作成のポイントを明朝体」で表すこととします。なお、実際に学習指導案を作成する際は「明朝体」で作成してください。

保健(体育科・保健体育科)の学習指導案の様式(例)

令和〇〇年〇月〇日(〇) 第〇校時 活動場所

* 中学校・高等学校の場合→

(第0学年0組)

名

指導者

教諭 〇〇 〇(

OO (T1)

T・T (ティーム・ティーチング) の場合→

養護教諭 〇〇 〇〇(T2)

- 1 単元名 「〇〇〇〇〇〇〇〇]
- 2 単元について

- 3 児童(生徒)の実態
- (1) 知識及び技能

- (2) 思考力、判断力、表現力等
- (3) 学びに向かう力、人間性等

- 4 教師の指導観
- (1)知識及び技能

- (2) 思考力、判断力、表現力等
- (3) 学びに向かう力、人間性等

5 単元の目標

- (1) ~について、理解することができるようにする。 〈知識及び技能〉 ~について、理解することができるようにする、~の技能を身に付けることができるようにする。 ↑技能が含まれる場合↑ 〈知識及び技能〉

6 評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に 取り組む態度
①~について、理解したことを言	①~について、~している。	①~に取り組もうとしている。
ったり書いたりしている。	②~について、~している。	
②~④※省略(①と同様の文末)	③~について、~している。	
⑥~について、理解したことを言		
ったり書いたりしているととも		
に、~ができる。		

7 単元の指導と評価の計画(全6時間) 本時は〇印

時	学習のねらい・学習活動	知	思	態	評価方法
1	I ねらい ・OOOOOOOO理解できるようにする。 ・本時に評価がある観点の内容 (該当する評価規準) の を文末を「~できるようにする。」に変換し「ねらい」 として示す (転記する)。 Ⅱ 学習活動 1 2	1	ivs	725 	観察・ワークシ
	主たる学習内容(知識) ・OOには、□□があること。 4	\oplus			一ト
2	 I ねらい *評価が<u>2つある場合、両方を示す。</u> ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	②	1		観察・ワークシ ート ワークシート (授業後)
3 4 5	*省略	3 4 5	2 3		
6	I ねらい・〇〇〇理解するとともに、~技能を身に付けることができるようにする。・〇〇〇〇取り組もうとすることができるようにする。				

V 学習指導要領に基づく指導と評価

Ⅱ 学習活動			
1			
2			
3			
主たる学習内容(知識)			
・OOには、口口があること。			
4	6		観察・ワークシ
主たる学習内容(技能)			
 △△ができるようにすること。 			
5		1	ワークシート
6			(授業後)

- ※「主体的に学習に取り組む態度」については、単元全体で評価していくため破線(――)で示している。
- 8 本時の学習と指導(6/6)
 - (1) ねらい

 - ~取り組もうとすることができるようにする。

〈学びに向かう力、人間性等〉

- (2) 準備・・・本時に使用する教具、用具、資料等を示す。
- (3)展開

	3 / 展開	
時 間	学習内容・活動	指導上の留意点(○指導・◆評価規準)
導	1 00について、00する。	0
入〇分	2 00について、00する。	
	3 本時の課題を確認する	0
展	【学習課題】	
	4 00について、00する。	0
開	Q1 だろうか?	0
	Q2 だろうか?	
	<予想される反応> ・	
O 分		0
ח ח	5 OOについて、OOする。 主たる学習内容(知識)	O
	・OOには、ロロがあること。	0
	2 22 21 21 22 22 23	
	6 OOについて、OOする。 主たる学習内容(技能)	◆~について、理解したことを言ったり書いたりしている
	・△△ができるようにすること。	とともに、〜ができる。 (観察・ワークシート)【知識・技能】
	<予想される反応>	△「努力を要する」状況(C)と判断される児童生徒への
		指導の手立て
	•	・ ②「十分満足できる」状況(A)と判断される児童生徒の 具体的な姿
		[! -

	7 OOについて、OOする。 Q3 だろうか? <予想される反応>	◆~に取り組もうとしている。 (ワークシート※授業後)【知識・技能】 単元を通した学習活動への取組の状況やワークシートの 記述状況などから授業後に評価する。
まとめ〇分	8 00について、00する。	0 0

- 9 資料等 本単元 (本時) で使用する学習資料・学習カード等を添付する。
 - <u>板書計画等を記載</u>する。

保健(体育科・保健体育科)の学習指導案作成のポイント

- 1 **単元名** ※「単元」の設定例については、 V-3-Q4参照。
 - 単元名は学習指導要領に示す「内容のまとまり」を基に、以下のいずれかを記入する。
 - ①「内容のまとまり」をそのまま「単元」として示す(小)
 - ②いくつかに分けた学習内容の一まとまりを「単元」として示す。(中・高)

その際、「内容のまとまり」も(文頭に)併記する。

- (例) 小学校「心の健康」
 - 中 学 校 (1)健康な生活と疾病の予防 「生活習慣病などの予防」
 - 高等学校 (2)安全な社会生活 「応急手当」

2 単元について

学習指導要領や同解説等に示された内容や今日的な課題等を踏まえて、具体的な単元の目標と内容(何を学ぶか)を引き出す手がかりとする。

- ◇単元の内容の概要(何を学ぶか)を述べる。
- ◇児童生徒にとって、「この単元はなぜ必要(大切)なのか」を明らかにする。
- ◇単元を通して、児童生徒に「<u>どのような変容が期待できるか</u>」「<u>どのような力(何ができるようになる</u>か)を身に付けさせるか」を明らかにする。
- ※「解説」の □ 囲み部分の下の記載から、意義 (何のために学ぶのか) や内容構成 (何を学ぶのか) についての説明を参考にする。

3 児童(生徒)の実態

この単元に関わる児童生徒の実態について、主に「資質・能力の三つの柱」の観点で明らかにする。また、授業を計画する上で必要な生活全般における実態も併せて書く。

- ◇<u>既習事項</u>などを踏まえた「知識及び技能」の実態。課題発見・課題解決に向けた活動及び対話的な活動などの様子を踏まえた「思考力、判断力、表現力等」の実態、学習に向かう際の<u>粘り強さや積極性</u>などの様子を踏まえた「学びに向かう力、人間性等」の実態を明らかにする。
- ◇事前アンケートによる知識の習得状況や意識の実態について、表やグラフを用い、表示するとよい。

4 教師の指導観

「単元について」及び「児童生徒の実態」を踏まえ、この単元を通じて児童生徒をどうしていきたいのか、主に「資質・能力の三つの柱」の観点で明らかにする。

- ◇児童生徒に身につ付けさせたい力(何ができるようになるか)については、主に「資質・能力の三つの柱」の観点で整理し、目指す子供の姿(ゴールイメージ)を明確にしておく。
- ◇資質・能力の三つの柱の育成に向けて、<u>主体的・対話的で深い学びを実現</u>するための<u>効果的な学習活動</u> (どのように学ぶか)などの手立てを具体的に記載する。

5 単元の目標

- (例) 中学校「傷害の防止」
- (1) 交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因、交通事故などによる傷害の防止、自然災害による傷害の防止、応急手当の意義と実際について理解することができるようにするとともに、心肺蘇生法などの技能を身に付けることができるようにする。 〈知識及び技能〉
- (2) 傷害の防止に関わる事象や情報から課題を発見し、自他の危険の予測を基に危険を回避したり、 傷害の悪化を防止したりする方法を考え、適切な方法を選択し、それらを伝え合うことができる ようにする。 〈思考力、判断力、表現力等〉

学習指導要領及び同解説、並びに児童生徒の実態及び前単元までの学習状況等を踏まえるとともに、評価規準とも関連させ、<u>三つの資質・能力別に目標を設定</u>する。

※「単元の目標」の書き方については、V-3-Q7参照。

- ◇単元を通じて目指す児童生徒の姿(「何ができるようになるか」のゴール)として示す。
- ◇知識及び技能については、文頭の「~」の部分に「解説」の学習内容(各項目等、樹形図も参照)を記載する。また、「技能」が含まれる場合は、「知識」に関わる内容(理解できるようにするとともに)に続けて「技能」に関わる内容(技能を身に付けることができるようにする)と記載する。
- ◇思考力、判断力、表現力については、「解説」の「イ 思考力、判断力、表現力」の引用を基本として、 文頭に「単元名」を明記する。
- ◇学びに向かう力、人間性等については、文頭に「単元名」を明記するとともに、当該内容(小:各学年/中:保健分野/高:科目保健)に関する目標の「(3)」の内容及びその解説文を参考に作成する。また、文末の「取り組もうとすることができるようにする。」の前に発達段階に応じた文言を明記する。※小学校:~について、進んで取り組もうとすることができるようにする。

中 学 校:~について<mark>の学習(活動)に<u>自主的に</u>取り組もうとすることができるようにする。 高等学校:~についての学習(活動)に<u>主体的に</u>取り組もうとすることができるようにする。</mark>

6 評価規準

学習指導要領、同解説」を踏まえ、国立教育政策研究所教育課程研究センター「学習評価の在り方ハンドブック」「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」、「埼玉県教育委員会発行の資料(小学校・中学校教育課程指導・評価資料等)」等を参考に各学校で作成した単元の評価規準を示す。

- %「評価規準」の書き方の例については、V-3-Q8参照。
- ◇三つの観点の「おおむね満足できる」状況を評価規準として示す。
- ◇「評価の観点」は、「資質・能力」と表記が異なることに留意する。
 - ※本資料では、資質・能力は〈〉、評価の観点は【】で示す。
- ◇中・高等学校において、設定した「単元」に該当する部分のみの評価規準を作成する。
- ◇「評価規準」は、児童生徒の状況や学びの姿をあらわすことから文末を「~している。」とする。
- 「<u>〈知識及び技能〉⇒【知識・技能</u>」」評価規準を作成するポイント
- ◇知識については、解説の「ア 知識 (及び技能)」の「~理解できるようにする」と記載してある部分の文末を「~について、理解したことを言ったり書いたりしている」とする。
- ◇<u>技能</u>については、解説の「ア 知識及び技能」の「~できるようにする」と記載してある部分の文末を 「~ (行い方・対処) について、理解したことを言ったり書いたりしているとともに、(~が)できる」とする。
- ◇知識及び技能については、解説に記載してある内容は、全て評価規準に盛り込む。
- 「〈思考力、判断力、表現力等〉⇒【思考・判断・表現】」評価規準を作成するポイント
- ◇思考・判断・表現については、解説の「2 内容」「イ 思考力、判断力、表現力等」に関する記載を基にし、〈例示〉に記載された内容を踏まえて、実際の学習活動に合わせ、文末を「~いる」とする。 学習活動に即して組み合わせることもある。 (課題発見+課題解決)
 - ・思考・判断→ (例) <u>考えている</u>、<u>見つけて(発見して)いる</u>、<u>見いだしている</u>、<u>選んで(選択して)</u>いる、応用している、整理している、評価している
 - 表現→伝えて(伝え合って)いる、説明している
- 「<u>〈学びに向かう力、人間性等〉⇒【主体的に学習に取り組む態度】</u>」評価規準を作成するポイント
- ◇主体的に学習に取り組む態度については、「改善等通知*」における「評価の観点及びその趣旨」に示された内容等を踏まえ、文末を「~取り組もうとしている」とする。

なお、文末の「~取り組もうとしている」の前に発達段階に応じた文言を明記する。

- * 「小学校、中学校、高等学校及び特別は援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成31年3月29日付け初等中等教育局長通知)
 - **※**小学校: ~について、<mark>進んで</mark>取り組もうとすることができるようにする。

中学校:~についての学習(活動)に自主的に取り組もうとすることができるようにする。

高等学校:~についての学習(活動)に主体的に取り組もうとすることができるようにする。

◇主体的に学習に取り組む態度については、単元全体を通して総合的に評価することが適切であると考えられるため、評価規準の設定は1つとする。

7 単元の指導と評価の計画 ①全体

学習内容を明確化するとともに、観点別学習状況の評価を効果的・効率的に進める観点から

- ◇単元の目標の達成に向けた指導計画となるよう、3観点(評価規準)をバランスよく配置する。
- ◇「学習のねらい(本時のねらい)」は、その授業で見取る評価規準の内容(思①など)でその文末を「~できるようにする」として記載する。(指導する内容と評価で見取る内容を一致させる)
- ◇各時間の<u>学習活動と評価規準(○数字)、評価方法の高さが揃うよう位置関係に配慮</u>する。(<u>どの場面でどの観点をどの方法で見取るか</u>が分かるように) 次ページに続く
- ◇単元を通じて<u>評価を重点化</u>するとともに、<u>無理のない計画</u>となるよう、1授業(1単位時間)で見取る (記録に残す)評価は原則<math>1個とし、多くても2個までとする。
- ◇なお、評価の観点が2個の場合には、一方の観点を授業中の学習状況を「観察・ワークシート」で評価 し、もう一方の観点を「ワークシートの記入状況」から授業後に評価するなど工夫する。
- ◇<u>評価欄には、「重点化する観点(○数字)」</u>及び「評価方法」を示す。なお、ワークシート等の記載から授業後に見取る場合には「(授業後)」と記載する。
- ◇「主体的に学習に取り組む態度」については、<u>単元全体を通して総合的に評価することが適切</u>であると 考えられるため、表中の各時間の区切りを破線(- - -)で示すとともに、<u>単元のまとめ</u>(最後)の授 業に位置付ける。

7 単元の指導と評価の計画 ②「知識及び技能」の内容の記載

- ◇知識及び技能の内容については、「学習活動」で扱う部分に「主たる学習内容(知識)」又は「主たる学習内容(技能)」として記載する。
 - ・押さえるべき「知識」の内容である、解説の「ア 知識及び技能」の「~ことを理解できるようにする」という前の部分を「~こと。」として記載する。その際、学習内容の概要(ポイント)が分かるよう整理して記載する。(全文を記載しなくてもよい)
 - ・押さえるべき「技能」の内容である、解説の「ア 知識及び技能」の「~できるようにする」という 前の部分を「~できるようにすること。」として記載する。その際、学習内容の概要(ポイント)が 分かるよう整理して記載する。(全文を記載しなくてもよい)
 - ・解説の「ア 知識及び技能」の内容は、漏れなく指導計画に記載するようにする。(押さえるべき学習内容を網羅し、未履修としないため)
 - ・知識・技能の観点が評価計画に位置付けられていない時間においても、<u>「主たる学習内容」を記載することもある。</u>
 - ※なお、「思考・判断・表現及び主体的に学習に取り組む態度については、「主たる学習内容」としては 記載しない。

8 本時の学習と指導

- ◇本時の学習を通じて目指す子供の姿(「何ができるようになるか」というゴールイメージ)を明確にした上で、本時のねらいの達成に向けた指導と評価を繰り返す授業展開とする。
- ◇「学習内容・学習活動」の欄の主語(主体)は「児童生徒」であることから、文末表現に留意する。
- ◇「指導上の留意点(○指導 ◆評価規準)」の欄の主語は、教師(指導者)である。学習内容の定着、学習活動の充実のために教師が指導・支援・配慮することを具体的に示す。<u>学習の主体は、「児童生徒」である</u>ことから、<u>できる限り「指示語」を避ける</u>。
- ◇【学習課題】は、見通しをもって学習に取り組めるようにするために提示する。疑問形(「なぜ(Why~)?」「どうすれば(How~)?」「なに(What~)?」「~してみよう(Let's~)!」など)にするなど工夫する。
- ◇学習内容を明確にする観点から「知識及び技能」の内容について解説レベルでの学習内容を「主な学習 内容(知識・技能)」として記載する。
- ◇本時のねらいに迫るため、学習課題に正対した振り返り(まとめ)の時間の確保を含めた適切な時間設定を行う。(無理のない計画とし、詰め込み過ぎない)児童生徒が「何ができるようになったか」などの変容を実感するとともに、今後の生活に生かしていけるようにする。
- 9 資料等 本単元 (本時) で使用する<u>学習資料・学習カード等を添付</u>する。
 - 板書計画等を記載する。

5 評価の実際

V - 5 - Q1

○学習評価を実施する際の留意点は?

A. 今回の学習指導要領では、各教科等の目標及び内容が、<u>育成を目指す資質・能力の三つの柱</u>(「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」) <u>に沿って再整理</u>され、各教科等でどのような資質・能力の育成を目指すのかが明確化されました。

学習評価に当たっては、三つの資質・能力に関わる「<u>知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に基づく適切な観点を設定</u>した上で、教科等の目標に基づいて指導し、<u>目標に準拠した評価を行う</u>、「指導と評価の一体化」を進めていく必要があります。

学習評価を実施する際の留意点

- ① 指導したことを評価する。
 - □ 目標一学習内容一学習活動一評価 学習指導要領に照らした「目標に準拠した評価」を行う。そのためには、目標や学習内容
- ② 実現状況の見取りが可能な学習指導を展開する。

が具体化された授業展開がなされていることが前提となる。

- □ 観点別(「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に向かう態度」)学習状況の評価により、多面的・多角的に見取っていく。
- □ 各観点の学習状況を見取るために、学習内容を明確にしたり、学習方法を工夫したりする。
- ③ 指導と評価の一体化を図る。
 - □ 指導したことの実現状況を確認する評価は、児童生徒の到達度を判断するためのものだけではなく、教員側の指導過程を振り返るものに活用することが重要である。特に、「努力を要する状況」の児童生徒に対する指導の手だてを具体化していく。
 - □ 児童生徒の学習状況を適切に評価し、評価を指導の改善に生かすという視点を一層重視する。教員が指導の過程や評価方法を見直して、より効果的な指導が行えるよう指導の在り方について、工夫改善を図っていくことが重要である。

指導と評価の一体化に向けた観点別学習状況の評価の活用

指導場面に対して評価の機会を検討し設定することが重要!(単元の終末にまとめては×)

単元途中の観点別学習状況の評価は・・・

児童生徒一人一人の学習状況を明確にし、<mark>児童生徒の学習改善</mark>につなげるもの

教師の指導の成果や課題を明らかにするもの

評価した結果を具体的な言葉 かけなどにより<mark>児童生徒に返</mark> して学習の改善を促す <mark>「努力を要する」状況</mark> (C)の児童生徒 に対して**手立てを講じる。 <u>重要!!</u>**

<mark>「十分満足できる」状況</mark>(A)の児童生 徒の把握にも努め、<mark>個別の課題を与える</mark>。

評価(児童生徒の状況)を踏まえて、その後の 教師の指導の手立てを修正(工夫)する 教師の指導改善に生かす

ある児童生徒について、単元の前半に評価の機会を設定した項目がBまたはCであったものを、単元の終盤までにAまたはBとなるよう指導の充実を図ることが重要。(評価後の指導の継続と再評価の重要性)



指導したことがどの程度身に付いているかを評価することは、単元の途中や終盤等において、指導方針の修正を図るうえで極めて重要。

V - 5 - Q2

〇評価には、どのような局面があるの?

A. 保健の学習の評価活動は、大きく分けると、「<u>診断的評価</u>」、「<u>形成的評価</u>」、「<u>総括的評価</u>」の 三つの局面が考えられます。

【児童生徒の学習改善につなげる評価】

診断的評価・・・・児童生徒が、保健に関する知識や関心をどの程度もっているのかを見取るとともに、児童生徒の発達の段階や態度、発言、行動などから、学習内容の重点等を鑑み、授業の計画を立てる局面。

・事前アンケート (関心・知識等)・教員による観察

形成的評価・・・単元の保健の学習の中で、児童生徒がどのように 変容しつつあるのかを見取り、次なる課題を提示し たり、指導の在り方の修正を考えたりする局面。 ・ワークシート

自己評価カード

・教員による観察 等

<u>総括的評価・・・保健の学習が目標に対してどの程度まで達成できたのかを、児童生徒の学習状況から見取る局面。</u>

- ・ワークシート
- ・自己評価カード
- ・レポート
- ・ペーパーテスト
- ▪感想
- ・アンケート 等

『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(小・中・高体育・保健体育)国立教育政策研究所教育課程研究センター)

V - 5 - Q3

〇形成的評価の考え方と留意点は?

- A. 形成的評価は、<u>教師の指導改善</u>、<u>児童の学習改善</u>につながる評価となります。形成的評価は、 <u>単元の中で繰り返し実施</u>していくことが求められます。これは、<u>学習評価を成績付け等の総括的な評価のみにとどまらせることなく</u>、形成的な評価を実施する中で、<u>教師の指導改善</u>、<u>児童</u>の学習改善につながるようにしていくためです。このような評価を実施していく上で、以下の点に留意していくことが大切です。
 - ・本時のねらいを明確に示し、学習の見通しをもたせること
 - ・観点ごとの評価場面を意図的・計画的に設定すること
 - ・多様な評価方法を用いること
 - ・教師によって評価の方針が変わることがないように、指導と評価の一体化をより一層推進す ること
 - ・評価の必要性・妥当性に配慮し学校全体で共有していくこと
 - ・記録を集めることに終始して、学期末や学年末になるまで必要な指導や支援を行わないまま 一方的に評価をするようなことがないようにすること

『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(小・中・高体育・保健体育)国立教育政策研究所教育課程研究センター)

V - 5 - Q4

○評価方法には、どんなものがあるの?

A. 学習評価を行うには、次のような多様な評価方法があります。

【観察による評価】

- ○教員が、児童生徒の評価をするうえで、中心となる評価である。
- ○観察の視点を明確にすることが必要である。

観察による評価を行う際、学習課題について既習の内容や生活経験等と比べている、学習内容との関係を見付けているなど、適切なものを選択しているなど、設定した評価規準に基づいて観察の視点を明確にしておくことが必要である。

【ワークシートや学習ノートによる評価】

- ○1単位時間の各学習活動や授業全体を通じた学習状況を把握できる。授業後の評価も可能。
- 〇ワークシートの項立てを工夫することが大切である。

例えば、「思考・判断・表現」で評価する場合には、課題の発見、解決等の過程ごとに、児童生徒が考えたこと(考えた理由、比べたり関連付けたりした内容など)を段階的に記入させるなどして、個人の思考の深まりを見取れるようにしておくことが必要である。また、学習活動中は、児童生徒が自分の考えをまとめ、ワークシート等に記入する時間を十分に確保することも大切である。

【ペーパーテストによる評価】

- ○全員に同時にできるため、教員の意図により評価ができる。
- 〇得られた情報の妥当性・信頼性が高く、テスト後の分析や計画にも活用できる。
- 〇単に記憶(暗記)の状況を確認するような問題だけでなく、評価する観点を明確にした上で、 具体例を挙げて説明する問題、分類したり整理したりして説明する問題、複数の資料(情報) から課題を発見し解決法を考える問題などの出題方法の工夫により、「知識・技能」だけで なく、「思考・判断・表現」の観点についても適切に評価することができる。

【レポートによる評価】

- ○記憶だけでなく、多面的な評価が可能である。
- 〇学習した内容や発展的な内容について、児童生徒が自分で調べたり分析したりすることにより、理解を深めることが出来る。

【ポートフォリオによる評価】

- 〇ポートフォリオとは、児童生徒が自分の学習記録を積み重ねることであり、児童生徒が自分の学習を振り返って評価したり、教員が児童生徒の個々の学習の進度に応じて個別に評価したりすることが可能である。
- 〇教員は、次の学習に向けたコメントやアドバイスにより、学習成果を把握しておくことが大切である。

V - 5 - Q5

○評価活動の流れは?

A. 授業を行うにあたっては、担当する教員だけでなく、ティームティーチングなどにより、児童 生徒一人一人の個に応じた指導の充実が求められています。

このように複数の教員等が関わって学習指導や評価を行う場合には、事前に教員(指導者)同士等で評価規準や評価方法等を十分確認しておくことが重要です。それぞれの教員が異なった評価や指導・助言をすることを避けるために、常に情報交換を行い、共通理解を図ることが不可欠となります。

また、学校としての評価の方針、方法、体制、結果などについて、日頃から教員間の共通理解 を図る必要があります。

指導と評価の計画をもとに評価を実施するに当たり、「いつ」、「どこで」、「だれが」、「なにを」 評価するのか、また評価に対応して「どのように指導に生かしていくのか」などの事前の確認 が不可欠になります。

0.90		
評 価 に あ た っ て の 留 意 点 (例)		
〇 観点別学習状況の評価の観点ごとの総括及び評定への総括の考え方や		
方法について、教師間で共通理解を図っておく。		
〇 指導する教員(指導者)同士で、単元の評価規準の確認をする。		
〇 単元の指導と評価の計画の中で、評価方法(見取り方)を十分に検討		
し、共通理解を図っておく。		
○ 学習指導要領下での学習評価の在り方や基本方針等については、シラ		
バスやオリエンテーション等の機会を通して、事前に児童生徒及び保護		
者等に対して十分な説明をしておく		
○ 各授業において該当する単元の評価規準について確認する。		
〇 本時の中で学習活動に対応する評価規準のどこを評価するのか、評価		
の重点化を確認する。(1単位時間に多くとも2観点まで。)		
〇 見取った評価に対してどのように指導に生かしていくのか確認する。		
〇 一人の児童生徒に対し、複数の教員(指導者)が異なった評価をしな		
いよう、適宜連携する。		
○ 評価結果について情報交換を行い、次の指導に生かすようにする。		
〇 児童生徒や保護者に対して、学習評価に関する仕組み等を含めた評価		
結果の説明を充実したりするなどして学習評価に関する情報をより積極		
的に提供する。		

V - 5 - Q6

○評価の重点化はどうすればいいの?

A. 教員は、すべての単元において3観点すべてを評価する必要があります。しかし、1単位時間 の授業において3観点すべてを評価することは一般的に難しいといえます。

そこで、実際の評価では、評価する観点を1単位時間に原則1観点、多くとも2観点にしぼっ

て評価します。ある観点の評価を重点化する必要がある以上、評価するためには、教員による事前の評価計画が必要不可欠です。

<評価の重点化における確認事項>

- 単元の評価規準のすべての観点を毎時間評価することは困難である。そのため、 学習の展開等の学習内容に応じて選択し、単元終了までにバランスよく評価する。
- ② ただし、評価の効率化と評価の信頼性、公平性を高める点から、<u>同一授業の中</u>では、同一規準に照らして全員を評価する必要がある。
- ③ すべてが観察による評価だけでなく、観点によっては、ワークシート等を活用し、**指導と評価が一体**となるようにゆとりをもって実施できるようにする。*1
- ④ <u>1活動1観点で評価</u>する。例えば、1つの活動で「思考・判断・表現」と「知識・技能」の2つの観点を見取ることはしない。
- ⑤ 「<u>主体的に学習に取り組む態度</u>」については、<u>単元全体で評価していくことを</u> 考慮する。例えば単元のまとめの時間に単元における評価として設定する。*2
- *1:1単位時間に2観点の評価を見取る場合、一方を授業中の観察、もう一方を授業後のワークシートで見取るなどの工夫をすることにより、適切に評価する。
- *2:「粘り強い取組を行おうとする側面」や「自らの学習を調整しようとする側面」について評価 と指導(支援)を行う際、単元前半で努力を要する判断される状況(C)の児童生徒が、教師 の適切な支援により、単元の後半で(B)又は(A)に達することもある。

V - 5 - Q7

- 〇「努力を要する」状況 (C) と判断される児童生徒への指導の手立ては? 「十分満足できる」状況 (A) と判断される児童生徒の具体的な姿は?
- A. 単元の指導と評価の計画では、各観点について「おおむね満足できる」状況(B)と判断される」を評価規準としています。

各観点における児童生徒の学習状況については、具体的にその状況を捉え、その学習状況にある背景と指導の方向を考えておくことが大切です。

国立教育政策研究所教育課程研究センターが作成した「『指導と評価の一体化』のための学習 評価に関する参考資料」の事例から、各学校種の事例を抜粋したものを参考に、特定の形式に 加工したものを掲載します。

【小学校体育科(保健領域)評価の例】 ※各事例のP.〇〇は、前述参考資料の掲載ページ

第4学年(2)体の発育・発達「体の発育・発達」における「知識・技能」の評価の例 P.81

体をよりよく発育・発達させるための生活について、まとめる場面や学習したことを生かして自分の目標を決める場面において、体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方には、体の発育・発達によい運動、バランスのとれた食事、適切な休養及び睡眠などが必要であることについて、理解したことを学習カードの記載や発言内容から判断していく。

評価規準 体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方には、体の発育・発達によい運動、バランスのとれた食 事、適切な休養及び睡眠などが必要であることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。

「おおむね満足できる」状況 (B)と判断する児童の姿

体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方について 理解したことを言ったり書い たりしている。

「十分満足できる」状況(A)と判断する児童の姿

体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方について理解したことに加え、運動、 食事、休養・睡眠の改善策を自分の生活と結び付けながら具体例を挙げて言ったり書い たりしている。

「努力を要する」状況(C)と判断する児童への手立て

体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方についての学習内容が定着していないことが考えられるため、運動、食事、休養・睡眠それぞれの内容ごとに大切なポイントを個別に振り返らせる。

第6学年(3)病気の予防「病気の予防」における「思考・判断・表現」の評価の例 [P.91] 「病原体が体に入るのを防ぐこと」、「体の抵抗力」に関連した二つの事例について、病原体が主な原因となって起こる病気の 予防法を考えた。学習したことを活用して適切な予防の方法を「展開2」での学習カードの「具体的な行動」から選んだり、「ひ みつ」から考えたりして、学習カードに記入した内容を評価する。

評価規準 (思・判・表)

病原体が主な原因となって起こる病気の予防について、学習したことを活用して、予防の方法を考えたり、 適切な方法を選んだりしている。

「おおむね満足できる」状況 (B) と判断する児童の姿

学習したことを活用して、適 切な方法を選んだり、考えたり して学習カードに記入してい る。

「十分満足できる」状況(A)と判断する児童の姿

学習したことを活用して、適切な方法を選んだり、考えたりして学習カードに記入し ていることに加えて、その方法がなぜ適切であるか、理由をあげて記入している。

「努力を要する」状況(C)と判断する児童への手立て

事例の状況を想像させ、学習カードの記述や板書から、どの具体的な行動をするとよいか、学習カードに記入するよう指導する。

【中学校保健体育科(保健分野)の評価の例】 ※各事例の P. OO は、前述参考資料の掲載ページ

第1学年(2)心身の機能の発達と心の健康「心の健康」における「知識・技能」の評価の例 P.93

- リラクセーションの手順や行い方のポイントなどを押さえながら実習に取り組んでいる状況を確認する。
- ・リラクセーションの実習により、心身の負担が軽くなるような心の状態の変化や体がほぐれるなどの体の状態の変化を感じ 取っている状況を確認する。 ※リラクセーションの方法の出来映えを評価するものではない。

評価規準 (知•技)

リラクセーションの方法等がストレスによる心身の負担を軽くすることについて、理解したことを言った り書いたりしているとともに、それらの対処の方法ができる。

「おおむね満足できる」状況 (B) と判断する生徒の姿

今日の授業で行った腹式 呼吸では、ゆっくりと息を吸 って吐くことで緊張がほぐ れることがわかった。

「十分満足できる」状況(A)と判断する生徒の姿

腹式呼吸の実習では、体の力を抜いて、ゆっくりとお腹を膨らませて呼吸をすると緊張 がほぐれることがわかった。緊張する場面では、今日学んだポイントを押さえて実践し ようと思う。

「努力を要する」状況と判断する生徒への手立て

- ・今までの自分の生活の中で学習したことと同様の経験がないか振り返るよう助言する。・簡単なリラクセーションを行い、効果があるか考えることができるよう促す。

第2学年(1)健康な生活と疾病の予防「生活習慣病などの予防」における「思考・判断・表現」の評価の例 P.97 教師が示した資料を基に、「生活習慣病を予防するためにどのような行動をとればよいか」という発問に対して 択した生活習慣病の予防について、個人の考えやグループの考え、それらを踏まえた最終的な自分の考えを記入させ、ワークシ グループでの対話の過程を教師の観察により見取る トの記入内容及び、

(思・判・表)

生活習慣病の予防における事柄や情報などについて、原則や概念を基に整理したり、個人生活と関連付け たりして、自他の課題を発見するとともに、習得した知識を活用し、生活習慣病を予防するための方法を選 択している。

「おおむね満足できる」状況(B)と判断する生 徒の姿

発言内容やワークシートの記入内容から、以下 のような方法を個人の生活の状況に応じて選択 している姿が見取ることができれば「おおむね満 足できる」状況と判断する。

- ・適度な運動を定期的に行うこと
- ・毎日の食事における量や頻度、栄養素のバラン スを整えること
- ・喫煙や過度の飲酒をしないこと
- ・口腔内の衛星を保つことなどの具体的な生活習 慣を身に付けることが有効であること、

「十分満足できる」状況(A)と判断する生徒の姿

生活習慣病を予防するための適切な方法を選択する場面において 個人の生活と関連付けながら、科学的な根拠を示したり、具体例を挙げたりして、説明していれば、「十分満足できる」状況とする。

「努力を要する」状況(C)と判断する生徒への手立て

生活習慣病を予防するための適切な方法を選択できるよう、個別に 次のような支援をする

- ・事例から読み取れる具体的内容を個別に説明する。
- ・個人の生活を振り返らせたり、比べさせたりする。
- ・具体的な生活場面を想起させる資料を示す。など

第3学年(1)健康な生活「健康な生活」における「主体的に学習に取り組む態度」の評価の例 P.95

単元の学習のまとめとして、自分の生活を振り返り、より健康な生活を過ごすために気を付けていきたいことを根拠とともに キャンディーチャートにまとめようとしている態度(粘り強い取組を行おうとする側面)と友達のキャンディーチャートの説明 を受け、自分のキャンディーチャートの解決策やその根拠をより明確にしたり、修正したりしようとしている態度(自らの学習 ようとする側面)を評価する。

評価規準 (態度)

健康な生活について、課題の解決に向けての話合いや発表などの学習や教科書や資料などを調べたり、自 分の生活を振り返ったりするなどの学習に進んで取り組もうとしている。

「おおむね満足できる」状況 (B) と判断する児童の姿

- ・自分の生活を振り返っての 課題やその課題の解決策 学習を通して分かった解 決策の根拠について、キャ ンディーチャートにまと めようとしている。
- 友達のキャンディーチャ トの説明を受け、自分のキ ャンディーチャートの解 決策やその根拠をより明 確にしたり、修正したりし ようとしている。

「十分満足できる」状況(A)と判断する児童の姿

- 教師の発問によって、教師からの働き掛けがなくてもキャンディーチャートをまとめよ うとしている
- 解決策やその根拠をより明確にしたり、修正したりするために、新しい資料 (ICT や学 校図書等)を見付けたり、友達の考えをさらに知ろうと質問したりしようとしている。
- ※「おおむね満足できる」状況を基に、質的な高まりや深まりをもっていると判断できる 場合に「十分満足できる」状況と判断することから、多様に想定されることに留意する 必要がある。

「努力を要する」状況(C)と判断する児童への手立て

- ・自分の生活を振り返られるように、具体例で考えさせる。
- ・健康課題を捉えられるように、新たな発問を加える。
- ・どんな解決策があるか一例を挙げさせてみる
- ・意見を交流させ、友達の根拠を知らせる等

高等学校保健体育科(科目保健)の評価の例】 ※各事例の P. 〇〇 は、前述参考資料の掲載ページ

その次の年次(4)健康を支える環境づくり「環境と健康」における「知識・技能」の評価の例 P.111

環境の汚染と健康についてまとめる場面で、人間の生活や産業活動は、環境汚染を引き起こし、健康に影響を及ぼしたり被害をもたらしたりすることについて発言やワークシートに書いている内容から、判断していく。

評価規準 人間の生活や産業活動は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの自然環境汚染を引き起こし、健康に影響を及(知・技) ばしたり被害をもたらしたりすることがあるということについて、理解したことを言ったり書いたりしている。

「おおむね満足でき る」状況(B)と判断 する生徒の姿

環境の汚染が健康に 影響を及ぼしたり被害 をもたらしたりするこ とについて、理解した ことを言ったり書いた りしている。

「十分満足できる」状況(A)と判断する生徒の姿

環境の汚染が健康に影響を及ぼしたり被害をもたらしたりすることについて、具体例を挙げ て理解したことを言ったり書いたりしている。また、他の学習や生活の場面でも活用できる概 念を理解している。

「努力を要する」状況(C)と判断する生徒への手立て

このような状況は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの自然環境汚染と健康との関係につ 学習内容が定着していないことが原因として考えられるため、健康影響について説明を 加えながら、身近な事例を示したり、必要に応じて学習を振り返らせたりして個別に説明する。

その次の年次(3)生涯を通じる健康「労働と健康」における「思考・判断・表現」の評価の例 P.123 生徒が思考・判断したことを客観的に評価するために、ワークシートの記述が中心となるが、ワークシートの なく、自分の意見を発表している場面や、グループでの話合いの経過を観察で判断するなど評価方法を工夫する。

評価規準 働く人の健康の保持増進のための職場の取組について、課題の解決方法と、それを選択した理由などを (思・判・表) 話し合ったり、 ワークシートに記述したりして、筋道を立てて説明している。

「おおむね満足できる」状況(B)と判 断する生徒の姿

発言内容やワークシートの記入内容か 以下のような課題解決方法や、それ を選択した理由を見取ることができれば 「おおむね満足できる」状況と判断する。 ・実現性や実効性のある取組を考え、説

- 明している。 ・他のグループの発表や企業の優良事例
- で取り入れられている取組であること を理由としている。
- 具体的な根拠が示されていないが、 例の問題点を改善する必要があること を理由としている。

「十分満足できる」状況(A)と判断する生徒の姿 働く人の健康の保持増進のための取組について、学習したこと 分たちの生活や社会問題と関連付けて、具体的な改善方法等とそれを選択し た理由について説明していれば、「十分満足できる」状況とする。

- ・健康づくりの取組が実効性のあるものとするための理由を説明している
- ・単に優良事例を取り入れるだけでなく、従業員の健康状況等に合わせて改 善した取組を選択し、その理由を説明している。
- ・事例の問題点を解決するための具体的かつ効果的な取組例と、それを選択 した理由について説明している

「努力を要する」状況(C)と判断する生徒への手立て

- ・取組優良企業の事例など、具体的な解決方法を想起させるような記事や資 料を提示する。
- これまでの学習内容から解決方法に結び付くものがないか振り返るよう助 言する。

入学年次(1)現代社会と健康「生活習慣病などの予防と回復」における「主体的に学習に取り組む態度」の評価の例 [P. 129]

本時は「思考・判断・表現」及び「主体的に学習に取り組む態度」の指導の重点化を図っていることから、グループワー で社会的対策の課題を見付け、課題の解決に向けて異なる立場の意見から自分の考えを深めようとしている状況を見取る必要 そのため、教師は机間指導をしながらグループワークの状況を観察することとした。 (態度) 生活習慣病などの予防と回復について課題の解決に向けた学習活動に主体的に取り組もうとしている。

評価規準(態度)

「おおむね満足できる」状況 (B)と判断する生徒の姿

- 異なる立場の意見と触れなが ら、自分の考えをよりよくす るために、資料や仲間の意見 を参考にしようとしている。
- ・自分の考えを仲間に理解して もらうために説明しようと している
- ・仲間との話合いを通して、自 分の考えを改善しようとし ている。

「十分満足できる」状況(A)と判断する生徒の姿

- ・異なる立場の意見と触れながら、自分の考えに修正を加えるために、資料や仲間の意 見から適切な根拠を得ようとしている。
- 最初に示した根拠で納得してもらえなかったので、別の根拠を例示して説明しようと している。
- ・仲間との話合いを通して、再度、根拠を調べ直すなどして、自分の考えを改善しよう としている。

「努力を要する」状況(C)と判断する生徒への手立て

・教員が意見を求めたり、理由を尋ねたりすることに対する反応で一部を評価する。 ・配付した付箋に意見を書き出したり、ICTのチャット機能を活用したりして意見を

表現する方法により、発言が苦手な生徒の学習意欲を高める。

68

6 評価の総括の仕方

V-6-Q

○単元における各観点別評価の総括はどうしたらいいの?

A. 単元の評価規準に照らし、「十分満足できる」状況(A)、「おおむね満足できる」状況(B)、「努力を要する」状況(C)により各時間の評価を行う。

次は、4時間扱いの単元において観点ごとの評価を総括する例です。

(1)A、B、Cの数を基に総括する。

Aが半数を超える場合にはA、Cが半数を超える場合にはC、それ以外はBとする考え方に立って総括を行う。また、AとCが同一観点に混在する場合は、Bに置き換えて集約する。

「AABB」の総括結果をAとするかBとするかなど、同数の場合や三つの記号が混在する場合の総括の仕方をあらかじめ決めておく必要がある。

単元の 観 第1時 第2時 第3時 第4時 点 総括 (1)→C 氏 ②→B 知 В 名 ③→B **4**→A 児 童 $(1)\rightarrow A$ 思 (1)→B) В Α **2**→B 熊 (1)→B В (1)→B 氏 (2)→A 名 Α <u>3</u>→A 児 $(4)\rightarrow A$ 童 $(1)\rightarrow A$ 思 В В (2)→B 熊 (1)→A Α

(2) A、B、Cを数値に置き換えて総括する。 A=3、B=2、C=1によってあらわ して、合計したり、平均したりする総括の 方法。

総括の結果をBとする範囲を [2.5≧平 均値≥1.5] とすると、平均値が2.5を 上回る場合はA、平均値が1.5を下回る場合はCとなる。

	観点	第1時	第2時	第3時	第4時	鸭	難る総
氏名	知	1	2	2	3	2	В
(児童A)	モシ	1	_ 1 2 _ 1.5		1. 5	В	
()	能	ı	-	_	2	2	В
氏名 (児童B)	知	2	3	3	3	2. 75	Α
児童	思	1	3	2	1	2. 5	В
В)	態	_	_	_	3	3	Α

「知識・技能」、「思考・判断・表現」については、各授業後や単元終了後にワークシートや定期考査等からも評価することで、評価の信頼性を高めることができる。

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 【小学校体育(中学校及び高等学校保健体育】」 (国立教育政策研究所教育課程研究センター)を参考に作成

VI

領域ごとの指導内容

1 性に関する指導

VI - 1 - Q1

〇性に関する指導のポイントは?

A-1. 学校における性に関する指導は、教育課程において実施されることから、学習指導要領に基づいて行うことが重要である。その指導は、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、学校教育活動全体を通じて指導することが大切であり、現在の性に関する指導の基本的な考え方は、平成20年1月の中央教育審議会答申によるところが大きいです。(改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き 文部科学省)

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)(平成 20 年 1 月 17 日)

(心身の成長発達についての正しい理解)

○学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要があり、そのためには、子どもたちが心身の成長発達について正しく理解することが不可欠である。しかし、近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきている。このため、特に、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。

○このため、<u>学校全体で共通理解</u>を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、<u>発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識</u>を確実に身に付けること、<u>生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築</u>することなどを重視し、<u>相互に関連づけて</u>指導することが重要である。

また、家庭・地域との連携を推進し<u>保護者や地域の理解を得る</u>こと、<u>集団指導と個別指導の連携</u>を 密にして効果的に行うことが重要である。

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(中央教育審議会、平成28年12月21日)

(健康・安全・食に関する資質・能力)

- (略)とりわけ近年では、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。このため、子供たちが、健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。
- また、第8章において述べるように、子供たちの発達を支えるためには、主に集団の場面で、あらかじめ適切な時期・場面に必要な指導・援助を行うガイダンスに加えて、主に個別指導により、個々の子供が抱える課題の解決に向けて指導・援助するカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要であり、こうした視点に立って、一人一人の発達の特性等に応じた個別指導を充実させていくことも重要になる。
- A-2. 学校における性に関する指導に当たっては、次の配慮事項がとても重要になります。
 - 発達の段階を踏まえること
 - 学校全体で共通理解を図ること
 - ・保護者の理解を得ること

VI - 1 - Q2

〇体育・保健体育における性に関する指導の内容は?

A. 学習指導要領に示されている内容は以下のとおりです。各内容に加えて、「内容の取扱い」に も配慮して指導することが重要です。

【性に関する指導の内容】

	小学校	中学	校	高	等学校
	第4学年	第1学年	第3学年	入学年次	2年次
内容	(2)体の発育・発達 (ア) 体の発育・発達 ・年齢に伴う変化 ・体の変化の個人差 (イ) 思春期の体の変 化 ・男女の特徴 ・初経、精通など ・異性への関心	(2)心身の機能の発達と心の健康 (1)生殖に関わる機能の成熟 ・内分泌の働きによる生殖に関わる機能の成熟 ・成熟の変化に伴う適切な行動等	(1)健康な生活と 原家の予予での (1) 感染症がの予予での (1) 感染症がって (1) できない できない できない できない できない できない できない できない	(1)現代社会 と健康 (1)現代の感 染症とそ の予防	(3)生涯を通じ る健康 ⑦思春期と健 康 ⑦結婚生活と 健康

【内容の取り扱い】

【小学校】 (7) 内容の「G保健」の(2)については、<u>自分と他の人では発育・発達などに違いがあることに気</u> 付き、それらを<u>肯定的に受け止めることが大切である</u>ことについて触れるものとする。

【中学校】

- (5) 内容の(1)のアの(t)ついては、**後天性免疫不全症候群 (エイズ) 及び性感染症についても取 り扱う**ものとする。
- (7) 内容の(2)のアの(4)については、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、<u>受精・妊娠を取り扱う</u>ものとし、<u>妊娠の経過は取り扱わない</u>ものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、<u>異</u>性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。

【高等学校】(7) 内容の(3)のアの(7)については、<u>思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱う</u>ものとする。また、<u>生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度</u>とする。 <u>責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への</u>

適切な対処についても扱うよう配慮するものとする。

※学習指導要領解説 体育・保健体育編を基に作成

VI - 1 - Q3

○性に関する指導に関連する「はどめ規定」とは?その捉え方は?

A. 中学校第1学年の保健で扱う「(2) 心身の機能の発達と心の健康 (1) 生殖に関わる機能の成熟」に関する内容の取扱いでは、「(略) <u>妊娠の経過は取り扱わないものとする</u>。(略)」という、いわゆる「はどめ規定」があります。

これは、この内容を学習する際には、「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。」とされており、第1学年の「生殖に関わる機能の成熟」の学習では取り扱わないという捉えとなります。

※他に小学校理科第5学年で扱う「B 生命・地球 (2)動物の誕生 (1)人は、母体内で成長して生まれること。」に関する内容の取扱いに「(略) 人の受精に至る過程は取り扱わないものとする。」もあります。

平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申では、学習指導要領の「<u>基準性</u>」を整理するとともに、「<u>加えて指導すること</u>」、さらには、「創意工夫を生かした<u>特色ある教育活動が展開可能な裁量</u>と責任を有している。」ことが示されています。

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)中央教育審議会答申(平成20年1月)

- 6. 教育課程の基本的な枠組み
- (5) 教育課程編成・実施に関する各学校の責任と現場主義の重視
- これまで述べてきたとおり、学習指導要領は、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持・向上のために、すべての子どもに対して指導すべき内容を示す基準であり、具体的には、<u>各教科等の目標やおおまかな内容を定めている</u>(学習指導要領の「基準性」)。さらに、平成15年の学習指導要領の一部改正により、この「基準性」を踏まえ、各学校は子どもたちの実態に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることが明確になった。

このように、各学校は、大綱的な基準であるこの学習指導要領に従い、<u>地域や学校の実態、子どもたちの心身の発達の段階や特性を十分考慮して適切な教育課程を編成し、創意工</u>夫を生かした特色ある教育活動が展開可能な裁量と責任を有している。

(「はどめ規定」の見直し)

○ 今回の学習指導要領改訂に当たっては、このように各学校がそれぞれの創意工夫を生かした特色ある授業を実施できることが更に明確になるように、学習指導要領の記述を見直すことが求められる。

具体的には、現行学習指導要領において、<u>「(…の)事項は扱わないものとする」等と定める、いわゆる「はどめ規定」は、これらの発展的な内容を教えてはならないという趣旨ではなく、すべての子どもに共通に指導するべき事項ではないという趣旨</u>であるが、この点の周知が不十分であり、趣旨が分かりにくいため、記述の仕方を改める必要がある。

また、学習指導要領の総則には、学校において特に必要がある場合には、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができるという趣旨の記載があり、併せて、各教科等の 目標や内容の趣旨を逸脱しないこと、児童生徒の負担過重とならないようにしなければならないという記載があります。

このことについては、全ての子供に共通に指導<u>(集団指導)するべきか</u>、個々の子供が抱える課題の解決に向けた指導**(個別指導)とするべきかの判断も重要**です。

○中学校学習指導要領(平成29年告示)

第1章 総則

小学校・高等学校にも同様の記載があります。

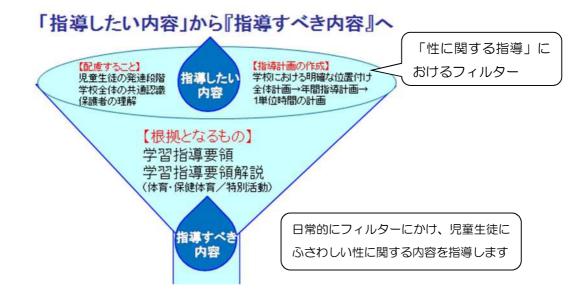
- 第2 教育課程の編成
- 3 教育課程の編成における共通的事項
- (1) 内容等の取扱い
 - イ <u>学校において特に必要がある場合</u>には、第2章以下に<u>示していない内容を加えて指導することができる</u>。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、<u>学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし</u>、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

VI - 1 - Q4

〇発展的な内容を教えてもいいの?

A. 前述のとおり、学校において特に必要がある場合には、学習指導要領の内容に加えて発展的な内容を指導することも可能ですが、性に関する指導においては、児童生徒一人一人の身体的・精神的発達や、身体的成熟に伴う性的な発達の状況などについての差異が大きいことから、児童生徒の発達の段階を踏まえ慎重に扱う必要があります。

また、性に関する指導に関する**考え方は多様である**ことからも、<u>学校全体での共通理解</u>及び <u>保護者の理解を得る</u>ことにも<u>十分配慮した上での実施が必要</u>になります。



VI - 1 - Q5

○性に関する指導における外部講師の活用については?

A. 例えば産婦人科医や助産師、保健師の方などに参画していただき、外部講師として多様な経験に基づく専門的で具体的な話をしていただくことは、高い教育効果が期待でき、とても意義深いものです。

実施に当たっては、<u>学校(教師)が主体</u>となり、その<u>目的や価値を明確に</u>した上で、外部講師に<u>指導してもらいたい内容を伝えたり</u>、学習指導における<u>配慮事項について共通理解を図ったりする</u>など、<u>十分な打ち合わせを行う</u>必要があります。

外部講師だから発展的な内容を扱ってもよいということではありません。学校は特色ある教育活動を展開する裁量を有するとともに、全ての教育活動についての責任も有しています。地域や学校、子供たちの実態を考慮した効果的な取組にしてください。

外部講師と連携した取組は、<u>学校行事等と関連させたり、おたより等で保護者の参加を呼び</u> 掛けたりすることも効果的です。

性に関する指導のポイント

- ◇児童生徒の実態に応じた性に関する指導の全体計画等を作成し、学校全体で共通理解を図り ながら指導を行うこと。
- ◇体育科・保健体育科の学習指導要領には、小・中・高等学校のそれぞれの発達段階に応じた 性に関する指導の内容が示されていることから、それらを確実に指導すること。
- ◇授業参観や学校公開日等で授業を公開したり、学年だより等で情報を提供したりするなど、 保護者や地域の理解を得ること。
- ◇各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしながら、体育科・保健体育科における保健の学習との関連を図ること。
- ◇子供たちの心身の発育・発達には個人差があることから、全てを集団指導で教えるのではなく、集団指導で教える内容と個別指導で教えるべき内容を明確にし、それらの連携を密にして効果的に指導すること。

2 がん教育

VI - 2 - Q

〇がん教育の基本的な考え方や効果的な進め方は?

A-1. がん教育の基本的な考え方の背景には、がんが<u>日本人の死因の第1位</u>であり<u>国民の生命と</u> 健康にとって重大な問題である一方、がんについての正しい知識やがん患者に対する理解 が不十分であると課題として指摘されていることが挙げられます。

この課題の解決には、学校におけるがん教育により、「子供たちが健康と命の大切さに ついて学ぶことを通して、自らの健康を適切に管理し改善していく資質・能力を育成する とともに、がんに対する正しい知識とがん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認 識の深化を図ることが必要である」とするのが、がん教育の基本的な考え方です。

平成29・30年度の学習指導要領の改訂により、中学校及び高等学校の学習内容にが ん教育が明確に位置付けられたことを踏まえ、<u>学習指導要領に基づくがん教育を実施する</u> 必要があります。

また、学習指導要領に位置付けのない<u>小学校についても、がん教育を実施することは大変意義深い</u>ことです。<u>がん教育の定義や目的を踏まえて、全ての学校種で適切且つ効果的</u>にがん教育に取り組んでいく</u>必要があります。

【がんに関する知識の内容】

	小学校	中学校(第3学年)	高等学校(入学年次又はその次の年次)
	(第6学年)	■ <u>がんについても取り扱う</u> ものとする	■がんについても取り扱う ものとする
内	(3)病気の予防	(1)健康な生活と疾病の予防	(1)現代社会と健康
' '	(エ)喫煙、飲酒、	(ウ)生活習慣病などの予防	(ウ)生活習慣病などの予防と回復
	薬物乱用と	・生活習慣の乱れと生活習慣病などと	↓解説から項目のみ抜粋↓
容	健康	のつながり	生活習慣病などの予防
	・喫煙、飲酒、	がんの予防	がん検診の受診
	薬物乱用な	(エ)喫煙、飲酒、薬物乱用と健康	・がんの種類、原因、治療法、生活の
	どの行為は	・心身への様々な影響	質、緩和ケア
	健康を損な	健康を損なう原因	・個人の取組と社会的な対策
	う原因とな	・個人の心理状態や人間関係、社会環	・生活習慣病などの予防と回復としての
	ること	境などの要因に対する適切な対応	スポーツ

※学習指導要領解説 体育・保健体育編を基に作成

○学校におけるがん教育の在り方について報告(平成27年3月)

(学校におけるがん教育の基本的な考え方)

(略)学校教育を通じて<u>がんについて学ぶことにより、健康に対する関心をもち、正しく</u> 理解し、適切な態度や行動をとることができるようにすることが求められている。(略)

「がん教育」は、**がんをほかの疾病等と区別して特別に扱うことが目的ではなく**、<u>がんを</u> 扱うことを通じて、ほかの様々な疾病の予防や望ましい生活習慣の確立等も含めた健康教育そのものの充実を図るものでなければならない。(略)

○がん教育の定義

がん教育は、**健康教育の一環**として、**がんについての正しい理解**と、がん患者や家族などの**がんと向き合う人々に対する共感的な理解**を深めることを通して、**自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育**である。
○がん教育の目標

①がんについて正しく理解することができるようにする

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等について関心をもち、 正しい知識を身に付け、適切に対処できる実践力を育成する。また、がんを通じて様々な 病気についても理解を深め、健康の保持増進に資する。

②健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて、自他の健康と 命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度 を育成する。

A-2. がん教育の効果的な進め方としては、がん専門医をはじめとする医療従事者やがん経験者等の外部講師と連携した取組を実施することがあげられます。

外部講師と連携した取組も含めて、がん教育の実施に当たっては、次の点に留意して進めましょう。

また、QI-4-(5)で示した内容と同様、十分な打ち合わせを行うことが必要です。 その際、オンラインコミュニケーションツールの活用も効果的です。

- ○外部講師を用いたがん教育ガイドライン(令和3年3月一部改訂)、文部科学省(基本方針)
- ① **講師の専門性やこれまでの経験が十分に生かされるよう工夫する。** (略) それぞれの専門性が十分生かせるような指導の工夫を行い、教員と十分な連携のもと外部講師を活用したがん教育を実施する。
- ② 学校教育活動全体で健康教育の一環として行う。

保健体育科を中心に(略)<u>教育活動全体を通じて適切に行うことが大切</u>である。(略)<u>健康教育の一環として企画する</u>ものであり、必要に応じ、<u>養護教諭とも連携</u>する。また、<u>家庭や地域社会との連携を図り</u>ながら、<u>生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるよう配慮</u>する。(略)<u>学校保健計画に位置付ける</u>などして計画的に実施することが望ましい。

③ 発達段階を踏まえた指導を行う。

小学校では、主としてがんを通じて健康と命の大切さを育むことを主なねらいとする。 中学校、高等学校では主として、科学的根拠に基づいた理解をすることを主なねらいとする。 その際、各校種のねらいを踏まえ、発達段階を考慮し、外部講師を活用したがん教育を行う などの工夫を行う。 (実施上の留意点)

教員と外部講師によるTTについても検討する。

【外部講師】

- ・各教科担任が実施する授業と、専門家等の**外部講師の協力を得て実施する学校行事等を関** 連させて指導することでより成果を上げるように留意する。
- ・(略) 児童生徒に対する教育指導に関しては専門家ではないので、<u>事前に講師候補者に対し、学習指導上の留意点について共有</u>する。また、(略) <u>授業計画の作成に当たっては、</u> 授業を企画する教員が主体となるよう留意すべきである。
- ・がん患者・経験者の体験談は貴重であるが、**家族に経験者がいる場合などには強い印象を 与える可能性があることに留意**しなければならない。
- ・<u>教員と外部講師は事前事後で打合せを行う</u>ことで(略)教育効果を高めることが期待される。

教職員(学校)が具体的な配慮の方法を検討し、外部講師と共有し、連携する。

(配盧事項)

がん教育の実施に当たっては、次のような事例に<u>該当する児童生徒が把握できる場合</u>はも とより、**把握できない場合でも授業を展開する上で配慮**が求められる。

小児がんの当事者/小児がんにかかったことがある/家族にがん患者がいる/家族をがんで亡くした/生活習慣が主な原因とならないがんもあり、特に、これらのがん患者が身近にいる/がんに限らず、重病・難病等にかかったことのある/家族に該当患者がいたり家族を亡くしたりした など

≪がん教育に関する指導上の留意点≫

- ◇学習指導要領・同解説に基づくがん教育の内容を確実に実施する。
- ◇「がんについての正しい理解」と「健康と命の大切さを主体的に考える」という2つの目標を 踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じた効果的な指導を行う。
- ◇小児がんや重病・難病等の当事者や、家族などの身近にがん患者がいる又は亡くした児童生徒に対して、十分な配慮を行う。(家庭にたよりで周知、個別の配慮など)
- ◇学校医やがん専門医などの医療従事者やがん経験者等の外部講師と連携した取組など効果的 な指導を実施する。その際、学校が主体となって進める。

3 歯・口の健康づくり

VI - 3 - Q

○歯・口の健康づくりに関する指導の内容と指導上の留意点は?

A. 歯・口の健康づくりに関する指導を行うにあたっては、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、「歯・口の健康に関する学習を通して自律的な健康管理ができるような資質や能力を育成する」という視点を持つことが重要です。

児童生徒の歯・口の健康状態をみると、むし歯以外にも咀嚼などの口腔機能の未発達や小学校 高学年以降の歯肉炎の増加、傷害による歯の喪失などの課題や、食育の重要性が指摘されており、 その指導の充実が求められています。

また、歯・口の健康に対する望ましい態度と習慣の育成は、学校での指導と相まって家庭での 日常の実践が定着することで、より効果が上がることから、保護者に対して健康的な生活習慣や 食生活に努めるよう啓発し、協力を求める必要があります。

さらに、CO(要観察歯)・GO(歯周疾患要観察者)の児童生徒については、個別指導を実施し、継続的な観察と指導を行う必要があります。

歯・口の健康に関する指導に当たっては、学級担任、養護教諭などの校内における連携・協力 や、学校歯科医などの専門家の参画を推進するなど、指導法を工夫することにより効果が高まり ます。

≪学校における歯・口の健康づくりの目標≫

発達の段階に応じて、自分の歯・口の健康課題を見つけ、課題解決のための方法を工夫・実践し、評価できるようにし、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うとともに、自ら進んで健康な社会の形成に貢献できるような資質や能力を養う。

【歯・口の健康づくりに関する内容】

	小学校(第6学年)	N学校(第6学年) 中学校(第1学年)			
	(3)病気の予防	(1) 健康な生活と疾病の予防	(1) 現代社会と健康		
内	(ウ) 生活行動が主な要因と	(ウ) 生活習慣病などの予防	(ア) 健康の考え方		
容	なって起こる病気の予防	•□腔の衛生を保つこと(歯肉	の健康の保持増進のための		
	• 口腔の衛生を保つこと(む	に炎症等が起きたり歯を支	適切な意思決定や行動選		
	し歯や歯ぐきの病気の予	える組織が損傷したりする	択と環境づくり		
	防)	など、歯周病の予防)	(ウ) 生活習慣病などの予防と		
			回復		

※学習指導要領解説 体育・保健体育編を基に作成

≪歯・□の健康づくりに関する指導上の留意点≫

- ◇家庭及び地域の関係機関・団体との密接な連携を推進しながら、各教科、特別活動等、学校の 教育活動全体を通じて、様々な機会を捉えて計画的、組織的に実施する。その具体的な実践計 画として、各活動における行事指導計画も作成したい。
- ◇全体計画の作成に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画等、 各分野における学校の全体計画等と関連付けながら効果的な指導が行われるよう留意が必要。
- ◇幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び 高等専門学校において、発達段階や特別な 配慮の在り方をも踏まえながら、一貫した歯・□の 健康づくりに努める。

『「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり 令和元年度改訂』 文部科学省 令和2年2月

4 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

VI-4-Q

〇喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の内容と指導上の留意点は?

A. 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する内容が、小・中・高校学習指導要領の体育科・保健体育科の中に位置付けられていることから、発達段階に応じた系統性のある指導を、教育活動全体を通して計画的に実施することが必要です。

近年は、大麻による19歳以下の検挙者数が増加傾向にあり「大麻乱用期」ともいえる状態です。また、市販薬の過量服用(オーバードーズ)による救急搬送の増加といった背景などから、市販薬乱用が、違法薬物よりも深刻に広がっている可能性も指摘されています。

薬物乱用が引き起こす問題は、個人の健康問題だけではなく、社会的な問題に発展することからも、保護者や地域と連携して指導に取り組むことが重要です。

【埼玉県の薬物乱用防止教室開催状況】

平成17年度より、県内公立小・中・ 高等学校の全ての学校において、薬物乱用防止教室を 開催している。(100%開催)

【危険ドラッグについて指導】

令和4年度 県内公立小・中・高等学校の全ての学校において、薬物乱用防止教室等で危険ドラッグの危険性について指導をしている

※令和4年度健康教育実施状況調査(埼玉県)結果より

【喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育に関する内容】

	小学校(第6学年)	中学校(第2学年)	高等学校(入学年	
			次)	
内	(3)病気の予防	(1)健康な生活と疾病の予防	(1)現代社会と健康	
容	(I) 喫煙、飲酒、薬物乱用	(I)喫煙、飲酒、薬物乱用と健康	(I)喫煙、飲酒、薬物	
	と健康	・心身への様々な影響	乱用と健康	
	• 喫煙、飲酒、薬物乱用	・健康を損なう原因	⑦喫煙、飲酒と健康	
	などの行為は健康を損	・個人の心理状態や人間関係、社会環		
	なう原因となること	境などの要因に対する適切な対処。		

【内容の取り扱い】

【小学校】 (8) 内容の「G 保健」の(3)のアの(1)の薬物については、<u>有機溶剤の心身への影響を中心に取り扱う</u>ものとする。また、<u>覚醒剤等についても触れる</u>ものとする。

【中学校】 (4) 内容の(1)のアの(1)については、<u>心身への急性影響及び依存性について取り扱う</u>こと。また、薬物は、薬物は、<u>覚醒剤や大麻等を取り扱う</u>ものとする。

【高等学校】(4) 内容の(1)のアの(I)については、<u>疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取り扱い</u>、薬物については、<u>麻薬、覚醒剤、大麻等を取り扱う</u>ものとする。

※学習指導要領解説 体育・保健体育編を基に作成

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育に関する指導上の留意点

【薬物乱用防止教室について】

- ◇薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、保護者の参加を促し、年1回以上開催する。
- ◇学校医、学校薬剤師、警察職員や薬物乱用防止指導員等、専門性を有する外部指導者を活用する。
- ◇授業参観等で保護者とともに考える学習の場を設定するなど、学校・家庭・地域社会との連携を図りながら指導を行う。

【効果的な指導について】

- ◇喫煙・飲酒は薬物乱用への入口との認識を高め、小学校から発達の段階に応じた内容で指導を行う。
- ◇「知識中心型」「脅し型」の教育だけでなく、自尊感情を高めたり、思考力、判断力、表現力等の育成を図る学習活動などを取り入れたりして、適切な意志決定や行動選択の基礎を培う。

5 医薬品教育

VI - 5 - Q

〇医薬品に関する教育の内容と指導上の留意点は?

A. 中学校及び高等学校では、学習指導要領に医薬品に関する教育の内容が位置付いていることから、学習指導要領に基づいて、医薬品について原理・原則を理解できるようにします。

学習指導要領で示されていない小学校では、特別活動などにおいて、身近にある医薬品を題材とし、児童の興味・関心が引きつけられるような学習を行うことが考えられます。

「医薬品」に関する教育は、<u>セルフメディケーション</u>をはじめ、子供たちが<u>生涯にわたって</u> 生きていくために必要な知識を身に付ける</u>とともに、<u>得た知識を行動に結びつけられる</u>ことが 大切です。

(「興味をもって取り組める医薬品の教育」公益財団法人日本学校保健会 平成31年3月より)

【医薬品に関する内容の教育】

	中学校(第3学年)	高等学校(2年次)
内	(1)健康な生活と疾病の予防	(4)健康を支える環境づくり
容	伽個人の健康を守る社会の取組	(ウ)保健・医療制度及び地域の保健・医療機関
	・医薬品の正しい使用	⑤医薬品の制度とその活用

※学習指導要領解説 体育・保健体育編を基に作成

中学校の学習内容

- ・主作用と副作用
- 使用法(使用回数、使用時間、使用量)
- ・正しく使用する必要性
- 副作用(予期できるもの、 予期することが困難なもの)

高等学校の学習内容

- 医薬品の種類(医療用・要指導・一般)
- 承認制度による審査(有効性・安全性)
- 販売の規制
- ・疾病からの回復や悪化防止のための正し使用 (特性の理解・使用法に関する注意を守る)
- 副作用(予期できるもの・予期することが困難なもの)

(参考)

セルフメディケーション

自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること

(2000年 WHO)

病院で治療する程ではない比較的軽症の場合に、薬局やドラッグストアなどで症状に 見合った医薬品を自分で選んで手当てすること

医薬品に関する教育の指導上の留意点

- ◇医薬品に関する教育に関しては、健康に対する基本的な概念として、自然治癒力に関する理解が前提であり、安易に医薬品に頼らないよう指導することが大切。
- ◇医薬品に関する教育を効果的に進めるに当たり、教科担任(学級担任)、養護教諭などの校内における連携や学校薬剤師、学校医、学校歯科医、など専門家の参加・協力を得るなどして指導法を工夫する。

6 心の健康

VI-6-Q

〇心の健康に関する内容と留意点は?

A. 近年の疾病構造の変化や少子高齢化など、児童生徒を取り巻く<u>社会環境や生活環境の変化</u>を背景に、心の健康については、<u>心の不調、精神疾患、災害時のストレス障害など、問題が多様化</u>し、<u>増大しつつある</u>と指摘されています。児童生徒が<u>心の健康について関心をもち、正しく理</u>解し、適切な対処や行動選択ができるようにすることが必要です。

今回の改訂では、「心の健康」について内容の充実・改善が図られるとともに、小・中学校では「技能(ストレス対処)」の内容が、高等学校では「精神疾患」の内容が新たに位置付けられました。

心の健康に関する指導は、小・中・高の系統性を踏まえた上で、発達の段階に応じた内容を扱います。次ページでは小学校における「技能」の内容の実践の一部を紹介します。

(参考:「精神疾患に関する指導参考資料 新学習指導要領に基づくこれからの高等学校保健体育の学習」日本学校保健会 令和3年3月)

【心の健康に関する内容】

	小学校(第5学年)	中学校(第 1 学年)	高等学校(入学年次)
内容	(1)心の健康 (ア)心の発達 ・年齢に伴う発達 (イ)心と体の密接な関係 ・心と体は深く影響し合っていること (ケ)不安や悩みへの対処 ・自己に合った方法による適切な対処	(2)心身の機能の発達と心の健康 (り)精神機能の発達と自己形成 ・生活経験などの影響を受けて発達する精神機能 ・自己の認識の深まりと自己形成 (I)欲求やストレスへの対処と心の健康 ・精神と身体の相互影響 ・欲求やストレスの心身への影響と適 切な対処 ・ストレスへの対処の方法	(1)現代社会と健康 (が精神疾患の予防と 回復 ⑦精神疾患の特徴 ⑦精神疾患への対処

※学習指導要領解説 体育・保健体育編を基に作成

心の健康・ストレス対処等に関する内容

<小学校保健領域>(5年) 心の健康

(ウ)不安や悩みへの対処 (略)不安や悩みへの対処とし て、体ほぐしの運動や深呼吸を 取り入れた呼吸法などを行うこと ができるようにする。 <中学校保健分野>(1年) 心身の機能の発達と心の健康 (エ)欲求やストレスへの対処と心 の健康

(略)**リラクセーションの方法等**を取り上げ、ストレスによる心身の負担を軽くするような対処の方法ができるようにする。

く高等学校科目保健>精神疾患の予防と回復

⑦精神疾患への対処
(略)心身に起こった反応については
体ほぐしの運動などのリラクセーション
の方法でストレスを緩和することなどが

重要であることを理解できるようにする。

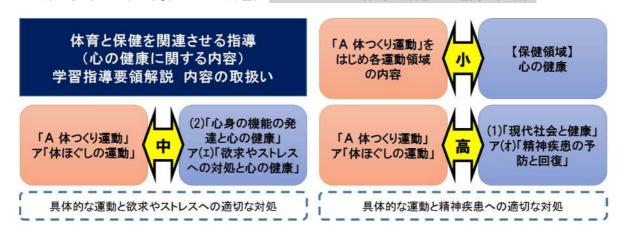
【心の健康に関する指導 小学校の実践例】

- (1) 目標
 - 不安や悩みへの対処には体ほぐしの運動や深呼吸を取り入れた呼吸法などの様々な方法があり、自分の不安や悩みに合った適切な方法で対処できることについて理解できるようにするとともに、それらの対処ができるようにする。 〈知識及び技能〉
- (2) 展 開 ※抜粋

時 間	学 習 活 動	指導上の留意点(○指導 ◆評価規準)
	不安や悩みに対処する方法を実践する。	 前時までに意図して行ってきた伸びは、体をほぐす方法として有効であることを明かし、伸びを実践し、心や体への効果を体験する。 もう一つの方法として、呼吸法を紹介する。まず、呼吸法の準備として、1分間自分の呼吸を観察し、落ち着いている普段の呼吸に目を向けられるようにする。 呼吸法を実践し、心や体へどのような効果があるのか体験し、ワークシートに感じたことをまとめる。 ◆不安や悩みへの対処には体ほぐしの運動や深呼吸を取り入れた呼吸法などの様々な方法があり、自分の不安や悩みに合った適切な方法で対処できることについて理解したことを言ったり書いたりしているとより、これを含まれている。
展開		ともに、それらの対処ができる。(観察・ワークシート) 【知識・技能】
1713		 △努力を要すると判断される状況(C)の児童への指導の手立て・伸びや呼吸法がうまくできない児童には、個別に方法を説明し取り組めるようにする。 ◎十分満足できると判断される状況(A)の児童の具体的な姿・呼吸法の実習では、「体の力を抜く・ゆっくりとお腹を膨らませる」などのポイントを押さえて取り組むとともに、別のやり方を試して比較するなどして緊張をほぐす効果的な方法への理解を深めている。 ○伸びや呼吸法に関心をもち、意欲的に取り組めていれば「おおむね満足できる状況である」と判断できる。 ○事前に、呼吸法を行ったときに気分が悪くなった場合は、中止してよいことを伝えておく。

≪心の健康に関する教育の指導上の留意点≫

◇「心の健康」で学んだことを「体ほぐしの運動(遊び)」など具体的な活動を通して、心と体が深く関わっていることを体験(体得)するなど、保健と体育を相互に関連させた指導を行う。(小・中・高、全ての内容)※Ⅲ-3-Q3体育と保健との連携を参照。



- ◇「心の健康に関する内容」を学習する際に、小学校では「不安や悩みへの対処(体ほぐしの運動や深呼吸を取り入れた呼吸法など)」、中学校では「ストレスによる心身の負担を軽くするような対処(リラクセーションの方法等)」など、発達の段階に応じた方法を行うことができるようにする。(小・中の技能の内容)
- ◇心の健康に関する指導を効果的に進めるに当たり、学級担任、養護教諭などの校内における連携や学校医、学校歯科医、学校薬剤師など専門家の参加・協力を得るなどして指導法を工夫する。

VII

指導事例

小学校の事例(保健領域)

第4学年○組 体育科(保健領域)学習指導案

令和○年○○月○○日(○) 第○校時 教室 ○○名

指導者 教 諭 〇〇 〇〇 (T1)

養護教諭 〇〇 〇〇 (T2)

1 単元名 「体の発育・発達」

2 単元について

本単元は、体の発育・発達について、その一般的な現象や思春期の体の変化などについて理解できるようにすること、体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方について理解できるようにすること、さらに体の発育・発達に関する課題を見付け、よりよい解決に向けて考え、それを表現できるようにすることをねらいとしている。

児童にとって、体の成長は大きな関心事の一つである。しかし、まもなく思春期を迎えるこの時期の 児童の体の変化は、個人差があるがゆえに、抱えている不安や悩みが一人一人異なる。本単元で学習す る知識を生かして、これから起こる体の変化に関する課題に対し、よりよい対応の仕方を考えることの できる資質・能力を育成することは、児童の将来における心身の健康の保持増進を促進するうえで大切 な学習となる。

そもそも学校における性に関する指導は、教育課程において実施されることから、学習指導要領に基づいて行うことが重要である。その指導は、児童が性に関して正しく理解し、適切な行動が取れるようにすることを目的として実施されなくてはならない。児童の発達段階を踏まえて正しい知識を身に付けさせるとともに、体育科などの関連する教科、特別活動、総合的な学習の時間等をはじめとした学校全体の教育活動を通じて、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導していくことも重要である。また、指導に当たっては、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどについて配慮していくことが肝要である。

尚、本単元の学習内容は、中学校の保健体育科保健分野「心身の機能の発達と心の健康」へとつながる学習内容である。

3 児童の実態

(1) 知識及び技能

これまで児童は、第3学年の「健康な生活」において、健康な状態には主体の要因や周囲の環境の要因が関わっていることや健康の保持増進には1日の生活の仕方が深くかかわっていることなどを学習してきた。また、学級活動においては、小学校学習指導要領特別活動編2内容(2)「ウー心身と

もに健康で安全な生活態度の形成」、「エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」 に関わるものとして、低学年で「じょうぶな体づくり」や「好き嫌いをなくそう」、3年生で「風邪 の予防」を学習してきている。

(2) 思考力、判断力、表現力等

普段の授業では、挙手・発言が多く、どの児童も意欲的に学習へ取り組んでいる。鉄棒運動やマット運動などの器械運動の学習では、体育カードに示された技のポイントを基に、グループ内の児童同士でお互いの課題やよいところを話し合い、技術的な向上を図ってきた。しかし、友達の課題を適切に指摘できない、助言をうまく伝えられないなどの児童も一部で見られた。

(3) 学びに向かう力・人間性等

本学級の児童の9割以上の児童が「保健の学習は好き」で「健康は大切」であると事前アンケートで回答している。その一方で、「自分の体の変化」については、実感を伴った変化を感じている児童は少なく、「自分の体の成長について学習すること」についての関心もそこまで高くないことが分かった。従って、「体の成長」に関する不安や悩みを共有できず、本単元の学習を自分事として捉えきれない可能性があると考えられる。

4 教師の指導観

(1)知識

児童の体の発育・発達に関する知識、興味・関心や経験の程度は一人一人異なっており、保健の学習に対する学習意欲は同じ学校・地域で育ってきた学級の中でも偏りがある。小学校学習指導要領解説体育編には、「保健の指導に当たっては、保健の内容に関心をもてるようにするとともに、健康に関する課題を解決する学習活動を積極的に行うなどの指導方法の工夫を行う」ことに配慮するよう示されている。そのため、本単元では以下の指導に取り組むことで、保健に関する正しい知識に興味・関心をもたせ、より実践的に理解させることにつなげていく。

- ①児童にとって身近な事柄を生かして学習意欲を喚起する
 - ・授業の導入・展開で児童の興味・関心の高いクイズやゲーム(児童自身の身長に関するクイズ・体つきに関するゲームなど)の学習活動を取り入れる。
 - ・児童からのアンケートを活用し、自分と友達の回答を比較検討させたり、これから迎える体と 心の変化について周囲も同じ悩みや不安を抱えていることを共有したりして、体の変化に関 して、より身近で安心感をもって学習に臨める活動場面を設定する。
- ②個に応じた教具を用いて指導を工夫する
 - ・体は年齢に伴って成長すること、体つきや体の成長には個人差があることを理解できるようにするために、児童自身の身長の伸びが可視化されたテープ(すくすくテープ)を活用する。 さらに、身長が伸びる時期や伸びる量も個人差があることを理解できるようにするため、すく すくテープを利用して可視化したグラフ(すくすくグラフ)を活用する。
- ③専門性を有する教職員等と連携して取り組む
 - ・児童の学習に対する興味・関心を高め、児童の実態に合った支援をより効果的にするため、養護教諭や栄養教諭とティームティーチング (T・T) で授業に取り組む。体の発育・発達については養護教諭の専門性を、調和のとれた食事については栄養教諭の専門性を十分に活用し

ながら授業を展開する。

(2) 思考力、判断力、表現力

本単元では、体の発育・発達に関わる身近な事象から課題を見付け、その解決に向けて考え、それを表現する学習活動を充実させる。その学習過程において、他者や資料との対話を通して、自己の考えが深まるとともに、伝わりやすい表現を見出そうと試行錯誤を繰り返す活動場面を設定し、思考力・判断力・表現力を高めていきたい。具体的には以下の学習活動を行う。

- ①自己と他者の考えを比較・分類・整理する学習活動
 - ・自分と友達の「身長の伸び」を比較検討し、共通点や相違点を探る話合い活動
 - ・男女の体の変化を分類・整理する「体つき」キーワードゲーム
- ②授業で獲得した知識を活用し、考え、表現する学習活動
 - ・「身長が伸びないことを不安に思う友達」や「思春期の体の変化に悩む友達」といった事例に 対し、どのような内容であれば正しい知識とともに相手に対し思いやりのある適切な助言に なるかを考え、表現するアドバイスづくり

(3) 学びに向かう力、人間性等

単元を通して、体の発育・発達には個人差があること、思春期の体は大きく変化すること等について、児童が自分の考えを修正したり、よりよい解決法や改善策を考えたりしようとする姿勢を積極的に称賛していく。また、体の成長に関する児童アンケートの活用や保護者アンケートから事例を紹介することで、体の変化は誰にでもあり、その変化の時期には個人差があることを肯定的に伝え、これからの生活に生かそうとする態度の育成を図る。

また、体の発育・発達について考えることは、自分自身の体とその成長を大切にしようとする態度 を育成することにつながる。自分の体を大切にすることは、周りの友達の体の発育・発達も尊重する ことができる。思春期を迎える児童の体の変化について、肯定的に受け止めることのできる態度の育 成に努めていきたい。

5 単元の目標

- (1) 年齢に伴う体の変化と個人差、思春期の体の変化、体をよりよく発育・発達させるための生活について理解することができるようにする。 【知識及び技能】
- (2) 体の発育・発達について、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それを表現することができるようにする。 【思考力、判断力、表現力等】

6 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
① 身長や体重など年齢に伴う体の変	① 体の発育・発達について、	① 体の発育・発達につ
化と個人差について、理解したこ	身長や体重などの年齢に伴	いて、課題の解決に
とを言ったり書いたりしている。	う体の変化や思春期の体の	向けての話合いや発
② 思春期には、体つきに変化が起こ	変化から課題を見付けてい	表などの学習や教科

- り、人によって違いがあるものの 男女の特徴が現れることについ て、理解したことを言ったり書い たりしている。
- ③ 思春期には、初経、精通、変声、 発毛が起こり、異性への関心も芽 生えること、これらは個人差があ るものの、大人の体に近づく現象 であることについて、理解したこ とを言ったり書いたりしている。
- ④ 体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方には、体の発育・発達によい運動、バランスのとれた食事、適切な休養及び睡眠が必要であることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。

る。

- ② 体の発育・発達について、 自己の生活と比べたり、関 連付けたりするなどして、 体をよりよく発育・発達さ せるための方法を考えてい るとともに、考えたことを 学習カードなどに書いたり 発表したりして友達に伝え ている。
- ③ 体の発育・発達について、 学習した内容を活用して、 将来の自分のよりよい体の 発育発達のために必要なこ とを考え、ワークシートに 書いたり発表したりして友 達に伝えている。

書や資料などを調べ たり、自分の生活を 振り返ったりするな どの学習に進んで取 り組もうとしてい る。

7 単元の指導と評価計画(全4時間) 本時は○印

時	学習のねらい・学習活動	知	思	態	評価方法
1	I ねらい				
	・身長や体重など年齢に伴う体の変化と個人差につい				
	て、理解できるようにする。				
	・体の発育・発達について、身長や体重などの年齢に伴				
	う体の変化や思春期の体の変化から課題を見付けるこ				
	とができるようにする。				
	Ⅱ 学習活動				
	1 並び順クイズをする。				
	2 1年毎の身長の伸びを示したテープ(すくすくテー				
	プ)を友達と比べ、気付いたことを話し合う。				
	主たる学習内容(知識) ・身長や体重は、年齢に伴って変化すること。				
	3 1年ごとの身長の伸びを表したテープを切り取り、 学	3			
	習カードにグラフ(すくすくグラフ)を作る。				
	4 友達と比較して気付いたことを話し合う。		1		観察
					ワークシート
	5 身長が急に伸びる時期や変化する量(伸び)は一人				
	一人違うことを知る。				

	主たる学習内容(知識) ・体の発育・発達には個人差があること。			
	6 学習のまとめをする。 7 体の悩みに関するアドバイスを考え、発表する。	1		ワークシート (授業後)
2	 Ⅰ ねらい ・思春期には、体つきに変化が起こり、人によって違いがあるものの男女の特徴が現れることを理解できるようにする。 ・体の発育・発達について、自己の生活と比べたり、関連付けたりするなどして、体をよりよく発育・発達させるための方法を考えるとともに、考えたことを学習カードなどに書いたり発表したりして友達に伝えることができるようにする。 Ⅱ 学習活動 1 「体つきクイズ」を行い、男女の体つきの違い(体の外側の変化)について考える。 2 「思春期の体の変化キーワードゲーム」で思春期に起こる体の変化について話し合う。 主たる学習内容(知識)・思春期には、体つきに変化が起こり、人によって違いはあるものの、男子はがっしりした体つきに、女子は丸みのある体つきになるなど、男女の特徴が現れること。 3 資料を見て、体の変化が起こる時期については、個人差があることを知る。 4 自分の成長を想像する。 5 成長について個人差を感じた体験談を聞く。 6 学習のまとめをする。 7 体の悩みに関するアドバイスを考え、発表する。 	2	2	ワークシート (授業後) 観察 ワークシート
3	 ・思春期には、初経、精通、変声、発毛が起こり、異性への関心も芽生えること、これらは個人差があるものの、大人の体に近づく現象であることを理解できるようにする。 ・体の発育・発達について、学習した内容を活用して、将来の自分のよりよい体の発育発達のために必要なことを考え、ワークシートに書いたり発表したりして友達に伝えることができるようにする。 			

	 ■ 学習活動 1 「声当てクイズ」を行い、体の中の変化について考える。 2 初経、精通、変声、発毛について知る。 3 体の中に起こる変化について考える。 主たる学習内容(知識) ・思春期には、初経、精通、変声、発毛が起こること。これらは、個人差があるものの、大人の体に近づく現象であること。 4 事例(ハイタッチゲーム)をもとに、思春期には、異性への関心が芽生えることを知る。 主たる学習内容(知識) ・思春期には、異性への関心も芽生えること。これらは、個人差があるものの、大人の体に近づく現象であること。 学習のまとめをする。 6 学習した内容を活用し、将来の自分へのメッセージを考える。 	3	3		発言の観察 ワークシート 観察 ワークシート
					 (授業後)
4	 Ⅰ ねらい ・体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方には体の発育・発達によい運動、バランスのとれた食事、適切な休養及び睡眠が必要であることを理解できるようにする。 ・体の発育・発達について、課題の解決に向けての話合いや発表などの学習や教科書や資料などを調べたり、自分の生活を振り返ったりするなどの学習に進んで取り組もうとすることができるようにする。 Ⅲ 学習活動 1 よりよく発育・発達するために必要なことを話し合う。 2 給食の献立から、体がよく育つために必要な食べ物について調べる。 3 よりよい成長に必要な運動の仕方について話し合う。 4 休養と睡眠の役割について資料で調べる。 5 学習したことを自分の生活に当てはめて課題を 	4		1	ワークシート

法を考える。

主たる学習内容 (知識)

- ・体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方には、 体の発育・発達によい運動、バランスのとれた食事、適 切な休養及び睡眠が必要であること。
- 6 学習のまとめをする。
- ※ 「主体的に学習に取り組む態度」については、単元全体で評価していくため破線で示している。
- 8 本時の学習と指導(1/4)
- (1) ねらい
- ・身長や体重など年齢に伴う体の変化と個人差について、理解できるようにする。 〈知識及び技能〉
- (2) 資料及び準備するもの ワークシート、すくすくテープ、大型テレビ、掲示資料
- (3)展開

(3)	展						
時	学習内容・学習活動	指導上の留意点 (○指導 ◆評価規準)					
間	子自四分・子自伯期	T 1 (学級担任) T 2 (養護教諭)					
	1 「並び順クイズ Part1」を行う。	T1○入学時の身長を事前に調べ、現在の身長					
		と逆転している事例を準備しておく。					
	この4人の友達は、ある順番に並んでいま す。何の順番で並んでいると思いますか。						
導 入 5	〈予想される児童の反応〉・足の速い順。・4月からの誕生日順。・保健室に通うのが多い順。・1年生の時の身長順。	[12]○正解がすぐに出ない場合は、「身長」をキーワードとしたヒントを提示する。[1]○現在の身長順との違いをおさえる。					
分	2 事前にとったアンケートで多かった回答を見て、本単元で学習する内容の見通しをもつ。3 本時の課題を確認する。	「1○事前のアンケートで多かった回答を提示し、体の変化について、みんなが同じような悩みや不安を抱えていることを共有し、より身近な学習課題として捉えられるようにする。					
	【学習課題】わたしたちの身長や体重は、どのように変わってきているのだろうか?						

4 「並び順クイズ Part2」を行う。

この4人の友達は、今度は違う順番で並ん でいます。何の順番で並んでいると思いま すか。

〈予想される児童の反応〉

展

- ・2年生の時の身長順。
- 体重の軽い順。

≪ヒントの紙テープを見て≫

- 手の大きさ順。
- 身長の伸び順。

開

30 分 5 すくすくテープを使って、これまでの自分 の伸びを確かめ、友達と比較する。

このテープの長さは、みなさんが入学した ときから4年生までに伸びた身長の長さを 表しています。自分の伸びと班の友達の伸 びを比べてみましょう。

〈予想される児童の反応〉

- 僕のほうが長い。
- わたしのほうが身長は低いけど、すく すくテープが長い。
- ・身長とすくすくテープの長さの関係は **|** バラバラだ。



6 身長と体重の変化を表したグラフを使って、身体の成長について考え、身長や体重は年齢に伴って変化することを知る。

T1○入学時からの身長の伸びを事前に調べ、 先程と同じ4名の児童を、身長の伸び順 に並び替える。



- [12]○ヒントとして並んでいる4名にそれぞれの紙テープを渡す。
- [1] 先程のクイズで並んだ順とも、現在の身 長の順とも違うことをおさえる。
- T2 入学時から 4 年生までの身長の伸びを 表したものが「すくすくテープ」である ことを説明する。



- T2○友達との違いは肯定的に受け止められるように、助言する。
- T1○今の身長が高くなくても伸びが大きい場合や、今の身長は高いが比較的伸びが小さい場合など、児童にとって意外性のある事例を取り上げる。



- T2○入学時から4年生までの身長と体重の 変化を表したグラフを提示する。
 - ○身長が伸びることは、骨や筋肉なども伴って成長するため、体重の増加も自然な

主たる学習内容(知識)

・身長や体重は、年齢に伴って変化すること。

7 すくすくテープを使って、すくすくグラフを作り、気付いたことを書く。

テープが途中で区切ってあるのは、それぞれの学年で伸びた身長を表しています。線に沿ってテープを切り、すくすくグラフを作ります。そして、自分のすくすくグラフを見て、気付いたことを書きましょう。

〈予想される児童の反応〉

・毎年○ c m以上伸びている。

- ・3年生になってからの伸びが大きい。
- ・グラフが急な角度で上がっている。

8 自分のすくすくグラフと班の友達のすく すくグラフを比べ、共通点や相違点につい て話し合う。

自分と友達のすくすくグラフを見比べて、 身長の伸び方について気付いたことを話合 いましょう。その際、自分と友達のグラフ で、似ているところや違うところはどこか

考えながら、話合いを進めましょう。



変化であることを伝える。

- T1 〇ワークシートに、一年ごとの身長の伸び が棒グラフとして提示できる「すくすく グラフ」を完成させる。
- T1 ○何 c m ごとに伸びているか、伸びに決まりがあるか、グラフの形に特徴があるかなど、視点に気付くよう促す。
- T1○身長の伸び方について、次の2点をおさえる。
 - ・全く伸びていない人はいない。
 - ・3本ともぴったり同じにならない。 (毎年の伸び方が違う)
- T 1 ○共通点や相違点に着目させ、話合いが進むよう促す。
- T2○話合いでは違いを肯定的に受け止められるよう、助言する。
- ◆体の発育・発達について、身長や体重な どの年齢に伴う体の変化や思春期の体の 変化から課題を見付けている。

(観察・ワークシート)

【思考・判断・表現】

- △「努力を要する」状況(C)と判断される児 童への指導の手立て
 - 毎年の伸びの長さやグラフの形など、自分と友達との違いに着目させる。
 - ◎「十分満足できる」状況(A)と判断される児童の具体的な姿
 - ・グラフを比較して、伸び方は人それぞれで あることや背が高いことが必ずしも伸び が大きいわけではないことなど、話合いで 分かったことや気付いたことを関連付け て考えている。

展

30

分

開

9 班で話し合ったことを発表する。 〈予想される児童の反応〉

- 人によってグラフの形が違う。
- ・みんな大きくなっているのは同じ。
- ・身長が高い人は必ず身長の伸びが一番 大きいというわけではなかった。
- ・男女での伸び方に大きな違いはない。
- ・一番伸びた学年は人それぞれだった。

10 それぞれ体の変化(身長や体重)には個人差があることを知る。

主たる学習内容(知識)

- ・体の発育・発達には個人差があること。
- 11 キーワードを使って、体の変化につい て、学習のまとめをする。

【本時の学習のキーワード】◇年れいにともなって ◇個人差

まとめ

身長や体重は年れいにともなっての びたり増えたりする。また、変化する 時期や量は、人によってちがう。この ちがいを個人差という。

لح

8

ま

12 事前のアンケートから、体の成長について多かった悩みを紹介し、アドバイスを考える。

T1○友達との違いを、肯定的に捉えられるように、話合いの進め方に配慮する。





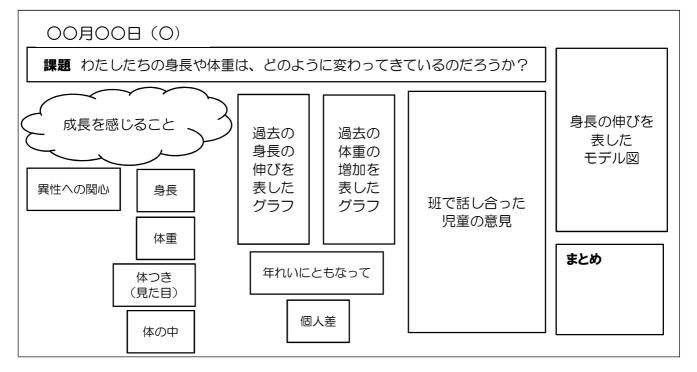
- T2○人それぞれの違いを個人差ということ、 体の変化には個人差があることに気付く よう促す。
- T1○教科書資料(身長の伸び方の例)の提示
- T2○教科書で例示されたモデルを使いながら、これまでの伸びが少なくても、今後伸びが大きくなる場合もあり、それも個人差であることをおさえる。
 - ◆身長や体重など年齢に伴う体の変化と個人差について、理解したことを言ったり書いたりしている。

(ワークシート※授業後)【知識・技能】

- △「努力を要する」状況(C)と判断される児 童への指導の手立て
- ・これまでの学習内容を、学習カードや黒板 の板書などで振り返らせ、確認させる。
- ◎「十分満足できる」状況(A)と判断される 児童の具体的な姿
- ・年齢に伴う体の変化と個人差について、理解したことに加え、グラフから読み取ったことや話合いから分かったことを記述している。
- <u>T 2</u>○学習カードに記入した内容を、全体で確認する。
- T1○本時で学習したことを活用できるよう、 アドバイスに本時の学習のキーワードを 使って作るように伝える。

- T2○体の成長についての悩みを考えることで、体の変化に対する不安や悩みは、個人差はあるが、誰でも経験することを伝え、不安を軽減させられるようにする。
- T1○肯定的な感想が書けている何人かに発表させ、内容を共有することで、自分を 大切にする気持ちにつなげる。
- T2○質問したいことや不安や心配事があったら、いつでも相談してよいことを伝え、個別の指導につなげていく。
- T1○次の時間の予告をする。

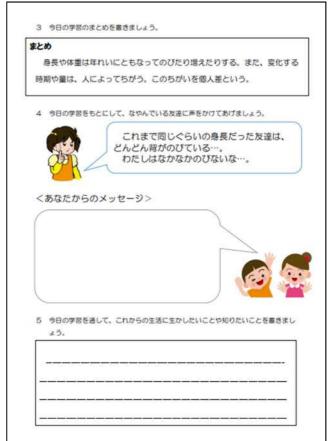
9 板書計画



10 資料

○ワークシート





11 他教科等との関連

(1) 特別活動との関連

本単元の学習を踏まえて、特別活動においては、学級活動(2)「ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成」及び「エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」との関連を図ることができる。例えば、心身の健康を高めるために大切な生活習慣について考えたり、給食の時間の楽しい食事の在り方や健康によい食事のとり方などについて考えたり学習につなげていくことも、心身の健康に関する保持増進において有効である。

(2) 総合的な学習の時間との関連

本単元の学習を踏まえて、例えば、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題として「健康」に焦点を当て、「健康」の重要性を考える総合的な学習の時間の単元構成を考えることができる。健康な生活を形作る運動・食事・休養の三つの観点で自分の生活を見直したり、自分や家族の食生活を考えたりすることで、「健康」に過ごすことの大切さに気付かせていく。

2 中学校の事例(保健分野)

保健体育科(保健分野)学習指導案

令和○年○月○日(○) 第○校時 体育館 第2学年○組 ○○名 指導者 教 諭 ○○ ○○ (T1) 養護教諭 ○○ ○○ (T2)

1 単元名 「傷害の防止」

2 単元について

小学校では、「交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止、すり傷や鼻出血などの簡単な手当」などを学習している。中学校では、傷害の発生には様々な要因があり、それらに対する適切な対策によって傷害の多くは防止できること、応急手当は傷害の悪化を防止することができること、さらに包帯法や AED (自動体外式除細動器)の使用を含む心肺蘇生法などの応急手当ができるようにすることをねらいとしている。

本単元で学習する内容は、生徒の日常生活に直結する内容であり、いつ遭遇するかわからない交通事故や自然災害に対する備えや発生時の行動など、ここで学んだことが現在および将来の実生活に必ず役立つものになる内容である。

特に、応急手当ついては、心肺蘇生法及び包帯法や直接圧迫止血法などを取り上げ、実習を通して「技能」を身に付けることとなっており、生徒にとっては具体的な体験を通して学んだことが現在及び将来などの実生活に生かすことができる貴重な学習の機会である。

また、傷害の防止についての危険予測や回避の方法を考えることにより更なる実践力の育成を図ることを目標としている。

なお、本単元の学習内容は、高等学校の保健体育科科目保健「安全な社会生活」へとつながるものである。

3 生徒の実態

(1) 知識及び技能

応急手当や心肺蘇生法などの重要性は理解しているが、自主的に救急法講習会などを受けた生徒はおらず、傷害が発生した際の適切な手当や行動について理解し、実践できる生徒は少ない現状である。

(2) 思考力、判断力、表現力等

自己の課題を見付け、ワークシートなどの活用を通して実践力を身に付けようとする姿が見られる。対話的な活動については、課題を伝えることに消極的な生徒もいるが、リーダーを中心にサポートすることで、活発な話合い活動ができるようになってきている。

(3) 学びに向かう力、人間性等

素直で明るく、保健の学習に対しても前向きに取り組む生徒が多い。質問に対しての反応も良く、学習意欲が高い。しかし、本学習においては、傷病者を発見した際に"怖い"や"どうしていいのかわからないから不安"という理由から、行動することに結びつかない生徒が多く出ることが予想される。

4 教師の指導観

(1)知識及び技能

小学校では、すり傷や鼻出血などの簡単な手当などを学習し、中学校では前時までに「傷害の防止」について 学習してきている。本学習では、意識がない傷病者に対する適切な手当の方法について、プロジェクターで投影 した映像を活用して理解するとともに、技能を確認できるワークシートを使用して、心肺蘇生法などの正しい技能を身に付けていく授業を展開する。

(2) 思考力、判断力、表現力等

自分の課題を見付けやすいように、心肺蘇生法や AED の使い方について視覚的に捉えることができる掲示物を作成したり、ワークシートで仲間とチェックし合う時間を設定したりするとともに、技能を効果的に習得することができるよう言語活動を充実させる。仲間との学び合いを通して、課題を発見したり、傷害の防止について、危険予測やその回避の方法を考え表現したりすることができるようにすることで、実践力の育成を図る。

(3) 学びに向かう力、人間性等

傷病者を発見した際に、怖いや不安などの感情だけではなく、自分が命を救える立場にあることを十分に理解

させた上で、自主的に取り組むことができるよう小グループでの活動や教材教具の工夫をして学習を展開したい。 また、ゲストティーチャー(養護教諭)から自校の状況などを話してもらい、現状を知るとともに、応急手当や心 肺蘇生法の重要性を認識することで、積極的に授業に取り組めるよう働きかけていきたい。

5 単元の目標

- (1) 交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因、交通事故などによる傷害の防止、自然災害による傷害の防止、応急手当の意義と実際について、理解することができるようにするとともに、心肺蘇生法などの技能を身に付けることができるようにする。 〈知識及び技能〉
- (2) 傷害の防止に関わる事象や情報から課題を発見し、自他の危険の予測を基に、危険を回避したり、傷害の悪化を防止したりする方法を考え、適切な方法を選択し、それらを伝え合うことができるようにする。

〈思考力、判断力、表現力等〉

(3) 傷害の防止について、自他の健康の保持増進や回復についての学習に自主的に取り組もうとすることができるようにする。 〈学びに向かう力、人間性等〉

6 単元の評価規準 主体的に学習に 知識•技能 思考・判断・表現 取り組む態度 ①交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因、 ①傷害の防止について、それらに関わ ①傷害の防止に 環境要因及びそれらの相互の関わりによって発生す ついて、課題の る事柄や情報などを整理したり、個 人生活と関連付けたりして、自他の 解決に向けて ることについて、理解したことを言ったり書いたり の学習に自主 している。 課題を発見している。 ②交通事故などによる傷害を防止するには、人的要因 ②自然災害などによる傷害の防止につ 的に取り組も や環境要因に関わる危険を予測し、それぞれの要因 いて、習得した知識を自他の生活に うとしている。 に対して適切な対策を行うことが必要であり、人的 適用したり、傷害の状態に合わせて 要因に対しては、安全に行動すること、環境要因に 悪化を防止する方法を見いだしたり 対しては、交通環境などの整備、改善をすることが して、傷害を引き起こす様々な危険 を予測し、回避する方法を選択して あること、交通事故を防止するためには、自転車や 自動車の特性を知り、交通法規を守り、周囲の状況 いる。 に応じ、安全に行動することが必要であることにつ ③傷害の防止について自他の危険の予 測や回避の方法と、それを選択した いて、理解したことを言ったり書いたりしている。 ③自然災害による傷害は、例えば地震が発生した場合 理由などを、他者と話し合ったり、ノ に家屋の倒壊などによる危険が原因となって生じ ートなどに記述したりして、筋道を ること、地震に伴って発生する津波などの二次災害 立てて伝え合っている。 によっても生じること、自然災害による傷害の防止 には、自他の安全を確保するために冷静かつ迅速に 行動する必要があることについて、理解したことを 言ったり書いたりしている。 ④傷害が発生した際に、迅速かつ適切な手当は傷害の 悪化を防止できること、応急手当には止血や患部の 保護や固定があり、その方法について、理解したこ とを言ったり書いたりしているとともに、実習を通 して包帯法や止血法としての直接圧迫法ができる。 ⑤心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当に は、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AED使用など の心肺蘇生法があり、その方法について、理解した ことを言ったり書いたりしているとともに、実習を 通して胸骨圧迫、AED 使用などの心肺蘇生法ができ

7 単元の指導と評価計画(全8時間) 本時は○印

時	ねらい・学習内容	知	思	態	評価方法
1	交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 (詳細は省略)	1)			観察 ワークシ ート
2	交通事故などによる傷害の防止 (詳細は省略)	2			観察 ワークシ ート
3	自然災害による傷害と二次災害のよる傷害の防止 (詳細は省略)	3			観察 ワークシ ート
4	自然災害への備えと傷害の防止 (詳細は省略)		2		観察 ワークシ ート
5	 ・傷害の防止について、それらに関わる事柄や情報などを整理したり、個人生活と関連付けたりして、自他の課題を発見できるようにする。 Ⅲ 学習活動 1 本時の課題について考える。 2 学習のねらいを確認する。 3 自己の傷害経験とその対応 4 応急手当の意義や手順についての課題解決学習・応急手当には①悪化を防ぐ②苦痛や不安を和らげる。③治療効果を高め、回復を早める。などの意義があること。・傷病者を発見した場合の行動①反応の確認と状況の把握②問囲の人に知らせ協力を求める。 ③必要に応じて救急車を呼び傷病の状態に合わせた手当を行う。 主たる学習内容(知識)・傷害が発生した際に、その場に居合わせた人が行う応急手当としては、傷害を受けた人の反応の確認等状況の把握と同時に、周囲の人への連絡、傷害の状態に応じた手当が基本であり、迅速かつ適切な手当は傷害の悪化を防止できること。 5 本時の学習の振り返りとまとめ 				観察 ワークシ ート 4,5
6	 I ねらい ・傷害が発生した際に、迅速かつ適切な手当は傷害の悪化を防止できること、応急手当には止血や患部の保護や固定があり、その方法について、理解するとともに、実習を通して包帯法や止血法としての直接圧迫法の技能を身に付けることができるようにする。 Ⅲ 学習活動 1 前時の学習を振り返る。 2 学習のねらいを確認する。 3 応急手当の基本について理解する。 〈直接圧迫止血法〉※要点 ・出血を止めるために患部を圧迫 〈包帯法〉※要点 ・患部の保護や固定 主たる学習内容(知識) ・止血や患部の保護や固定などの応急手当てにより傷害の悪化を防止できること。 				

			Ⅷ 指導事例
	 4 直接圧迫法の実習 ・清潔なカーゼやタオルなどを傷口に当て圧迫する。 ・感染予防のためにビニール等を使用する。 ・患部より高くする。 など 5 包帯法の実習 ※2人組での実習 〈巻き包帯による方法〉 腕、指による実習 ・結び目は傷の上に作らない。 ・心臓に遠い方から巻く。 ・ 転がすよう巻き、皮膚に密着するように巻く。 ・ 関節部などは、曲げた状態で行う。 ・ 適切な強さで巻き、患部は清潔に保つ。 主たる学習内容(技能) ・包帯法や止血法としての直接圧迫法ができるようになること。 6 本時の学習の振り返りとまとめ 	4	観察 ワーク シート 4,5,6
7	 Ⅰ ねらい ・心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当には、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法があり、その方法について、理解するとともに、実習を通して胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法ができるようにする。 Ⅱ 学習活動 1 前時の振り返りと本時の課題について考える。 2 学習のねらいを確認する。 3 心肺蘇生法の意義や実施の手順の確認 ※ダミー人形を使用①胸骨圧迫一②AEDの使用→③気道確保・人工呼吸医師や医療機関などへの連絡主たる学習内容(知識)・心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当としては、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫の手順確認・実習トル、ダミー人形を使用・養護教諭と連携・※巡回指導・ICT機器を活用し映像で確認する。※4人グループでの実習 4 心肺蘇生法の実習 へ胸骨圧迫〉※留意点・押寸腕を垂直にする・強く(5cm以上)・速く(100回/分)・絶え間なく(中断を最小減にする)・仲間と交代で行う。 本EDの使用〉※留意点・電極ペッドの貼る位置・周りへの対応・AED実施後の対応 <心肺蘇生法の手順〉 (同囲の安全確認 ②反応の確認 ③助けを呼ぶ ④119番・AEDの要請 ⑤呼吸の確認 ⑥胸骨圧迫 並たる学習内容(技能)・胸骨圧迫 	(5)	観 ワート 4, 5

・ワークシートに心肺蘇生法の留意点についてまとめる。

				VΙΙ	拍导争例
	Ι	ねらい ・傷害の防止について自他の危険の予測や回避の方法と、それを選択した理由などを、他者と話し合ったり、ノートなどに記述した		, vi	1044/1
		りして、筋道を立てて伝え合うことができるようにする。 ・傷害の防止について、課題の解決に向けての学習に自主的に取り			
		組もうとすることができるようにする。			
	Π	学習活動			
	1	これまでの学習内容を確認する。			
8	2	学習のねらいを確認する。			
	3	傷害のケースに適した応急手当	3		観察
		・様々な傷害のケースを示したカードを用意し、これまで学習し			ワークシ
		てきたことをもとにその状況に適した応急手当の方法と手順			ート
		を考え、話合ったことを意見交換し、実際に活用する場面につ			3, 4
		いて考えさせる。			
	4	単元の振り返りとまとめ		1	ワークシ
		・単元を通して学んだことをこれからの生活にどのように生かし			ート
		ていくかをワークシートに記入する。			(授業後)

- ※ 「主体的に学習に取り組む態度」については、単元全体で評価していくため破線 (一) で示している。
- 8 本時の学習と指導(7/8時)
- (1) 本時のねらい
 - ・心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当には、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AED 使用などの心肺蘇生 法があり、その方法について、理解するとともに、実習を通して胸骨圧迫、AED 使用などの心肺蘇生法ができる ようにする。
 〈知識及び技能〉
- (2) 準備・・・・タイマー、ストップウォッチ、ホワイトボード、胸骨圧迫練習用ペットボトル、ダミー人形、タブレット、スクリーン

(3)展開

段 階	学習内容・活動	指導上の留意点(○指導 ◆評価規準)
導 入 7 分	1 用具の準備 2 集合・整列・挨拶・健康観察 3 前時の振り返りと本時の学習内容をつかむ ・応急手当の意義 ・自校の現状や応急手当の必要性	○授業の準備を整える。○スクリーンを活用して前時を振り返り、本時の学習につなげるよう促す。○自校の保健室利用についてなどの現状や応急手当の必要性、心肺蘇生法の重要性について説明する。(養護教諭)
	4 本時の学習課題を確認	○学習課題を確認し本時の見诵しがもてるようにする。

倒れた人をみつけた時に、自分にできることは何だろう?

- 5 胸骨圧迫の映像を見ながらポイント確認・実習
- 習
 ・スクリーンの資料(胸骨圧迫)の確認
 - ①圧迫する場所 ②手の置き方
 - ③圧迫の仕方

【学習課題】

(【強く】、【速く】、【絶え間なく】)

く手の置き方>



一方の手のひらの 基部を圧迫する場 所に当て、その上 にもう片方の手の ひらを重ね、指を 組む

- ○全体を巡回し、つまずいている生徒に助言する。
- ○必要に応じて補助をしながらポイントを説明する。
- ○胸骨圧迫のポイントを映像で説明する。
- ○正しい方法や流れを説明する。





- ・練習用ペットボトルを使用
- メトロノーム使用 ※100回/分の速さ



<予想される反応>

- 圧迫の仕方がわからない。
 - →手の組み方、腕の角度を確認する。
- どのくらいの力で圧迫すればよいか。
 - →ペットボトルの音がしっかり鳴るよう に圧迫する。
- 6 心肺蘇生法の実習のグループ活動
 - 一連の流れをその場で予習する。

主たる学習内容(知識)

- ・心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当と しては、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AED(自 動体外式除細動器)使用の心肺蘇生法があること。
- 心肺蘇生法の実習 ※ダミー人形を使用 【4人1組】(実施3分+感想1分)
 - A 第一発見者 (心肺蘇生法実施者)
 - B AED の持参者 (観察・評価者)
 - C 119番通報者·進行補助者
 - D 観察・評価者 (タブレットにチェックする人)
 - ・Aは手順通り大きな声で一連の流れを実施 する。
 - Bは助けを求められたときに助けに行き、 胸骨圧迫が30回過ぎた時点で届ける。
 - Cは助けを求められたときに助けに行き、 「補助進行カード」を第一発見者のペース でめくる。
 - ・DはAのワークシート【タブレット】にチ エックをして、実施後1分間で感想を述べ
 - ~ 実習の流れ
 - ①周囲の安全確認
 - ②反応の確認
 - ③応援要請(· 1 1 9 番通報 · AED 要請)
 - ④呼吸の確認
 - ⑤胸骨压迫
 - ⑥AED の使用
 - ⑦胸骨圧迫
 - ・心肺蘇生法の手順
 - ①周囲の安全確認 ②反応の確認 ③助け を呼ぶ4119番・AEDの要請 ⑤呼吸の確 認 ⑥胸骨圧迫 ⑦AED の使用→胸骨圧迫

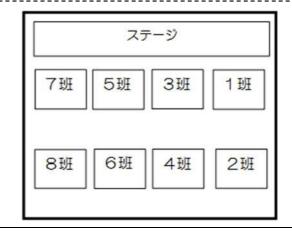
○巡回して、声かけを行う。

- ○正しく胸骨圧迫が行えているか確認しながら巡回する。
- ○ポイントを理解して行えているか確認する。
- ○正しく胸骨圧迫が行えているか確認しながら巡回する。
- ○タイマーでローテーションを回す。
- ○スクリーンで胸骨圧迫の方法を確認するよう促す。
- ○必要に応じて補助をしながらポイントを説明する。
- ○最初の位置と役割を説明する。

- ○倒れている人を想定した学習活動に、真剣に素早く正し い心肺蘇生法ができるようにする。
- ○巡回し、つまずいている生徒に助言をする。
- ○胸骨圧迫が正しく行うことができるように確認しなが ら巡回する。
- ◆心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当には、気道確保、人 工呼吸、胸骨圧迫、AED 使用などの心肺蘇生法があり、その方法に ついて、理解したことを言ったり書いたりしているとともに、実習 を通して胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法ができる。

(観察・ワークシート) 【知識及び技能】

- △「努力を要する」状況(C)と判断されるの生徒への指導の手立て
- ・教材(映像、画像資料)を見させ、基本的な動きを確認させる。
- ・具体的な声かけを行い、つまずいてる点を確認させる。
- ◎「十分満足できる」状況(A)と判断される生徒の具体的な姿
- ・仲間へ積極的に助言をしながら、正しい技能を身につけようとして いる。



展

開

分

まとめ

8

分

く予想される反応>

- 1)胸骨圧迫
- うまく沈まない
 - →圧迫する腕の角度を垂直にする。

②AED の使用

- 電極パッドをどこに貼るのか
 - →心臓を挟み込むように貼る。
- ・周りの声が騒がしくて、音声が聞き取りに くい時はどうするか
 - →周囲を落ち着かせ、静かにさせる。

主たる学習内容(技能)

・胸骨圧迫, AED (自動体外式除細動器) 使用など の心肺蘇生法ができるようになること。

- ○思うように圧迫することができなくても、慌てず焦らず に行うことが大切であると伝える。
- ○自分の体重を上手に使って圧迫することで、リズム良く 圧迫できることを助言する。
- ○しっかりと音声ガイドを聞き、指示に従うことが重要であることを伝える。

8 集合·整列

9 まとめ

内容:心肺蘇生法について正しく理解し、実践 することができたか』

<例>・心肺蘇生法の手順について

- ・胸骨圧迫の仕方
- ・AED の使用
- 10 学習の振り返り
 - ・タブレットを使用して活動の振り返りを学習カードに記入する。
- 11 あいさつ・片付けを行う。

- ○本時のねらい(個人)を踏まえた達成状況を振り返ることができるよう説明する。
- ○クイズ形式でテンポよく心肺蘇生法について振り返る ことで、知識及び技能のうの定着が図れるようにする。
- ○数人の発表により、集団としての意識の共有化を図る。
- ○心肺蘇生法の重要性について話をする。(養護教諭)
- ※今後、自分の行動が人命を救うことにつながることなど を踏まえて話をする。
- 【養護教諭が授業参画できない場合は、リモートや映像などを使用する】

学習課題:倒れた人をみつけた時に、自分にできることは何だろう?

心肺蘇生法の実習

- A 第一発見者(心肺蘇生法実施者)
- B AED 持参者(観察·評価者)
- C 119番通報者·進行補助者
- D 観察・評価者(コメントする人【タブレットに記入する】)

観察・評価者チェック項目【観察・評価者氏名:

項目 **POINT** 評価 (O, \triangle, \times) ①周囲の安全確認 周りの確認ができているか ②反応の確認 肩をたたいて、大声で呼びかける。 ③応援要請(119番通報/AED要請) 指示を出す。※指さし確認! 腹部・胸部に注目する。10秒以上かけない。 4呼吸の確認 圧迫する場所【胸骨の下半分(胸の真ん中)】 手の置き方 ⑤胸骨压迫 強く【5cm以上圧迫】、垂直に体重をかける。 両肘を伸ばしたまま 速く【1分間に100~120回】 ⑥AED の使用 パッドの置く位置

まとめ:

振り返り: 〇本日学んだこと

○感想•疑問•自己評価

A • B • C

保健編 3章 傷害の防止

心肺蘇生法

前時の振り返り

応急手当の意義

- ①悪化を防ぐ。
- ②苦痛や不安を和らげる。
- ③治療効果を高め、回復を早める。

学習課題

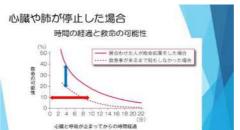
倒れた人をみつけた時に、 自分にできることは何だろう?



心肺停止した人への応急手当

心肺蘇生法

- ○方法・実践できるように理解する。
- ○行動できるようにする。





心肺蘇生法



○人工呼吸

胸骨圧迫①



胸骨圧迫②

手の置き方



一方の手のひらの 基部を圧迫する場 所に当て、その上 にもう片方の手の ひらを重ね、指を 組む

胸骨圧迫3

圧迫の仕方





胸骨圧迫③

圧迫の仕方 *強<*

約5cm ★**速く**★

100~120回/分

★絶え間なく★

中断を最小限に

胸骨圧迫

ペットボトルを使って実際にやってみよう!!

POINT

- ○圧迫する場所
- ○手の置き方
- ○圧迫の仕方
 - ・強く ・速く ・絶え間なく

心肺蘇生法の流れ

①周囲の安全確認





②反応の確認

「反応の確認をします!」 「大丈夫ですか?

大丈夫ですか?」





④119番・AEDの要請

「あなたは119番通報を お願いします。」

「あなたはAEDを持っ てきてください。」



⑤呼吸の確認

「呼吸の確認をします。」

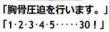
「1·2·3·4·5·6 普段通りの呼吸なし!」



6胸骨圧迫

強く・速く・絶え間なく







⑦AEDの使用

「AED準備」 「電源ON」 「服を脱がせますね」 「パット装着よし!」 「コネクタ接続よし!」 「離れてください!」 「電気を流します。 離れてください!」 「通電!!」



実習の流れ

- ①周囲の安全確認
- ②反応の確認
- ③応援要請 · 119番通報 · AED要請
- ④呼吸の確認
- ⑤胸骨圧迫
- ⑥AEDの使用
- ⑦胸骨圧迫

3 高等学校の事例(科目保健)

保健体育科 (科目保健) 学習指導案

令和○年○○月○○日(○)第○時限 教室

第1学年〇組 〇〇名

指導者 教諭 〇〇 〇〇

1 単元名 (2) 安全な社会生活 「安全な社会づくり」

2 単元について

我が国は、近い将来に発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、 台風などの計り知れない自然災害のリスクに直面している。また、学校における活動中の事故や登下校中における 事件・事故、SNSの利用による犯罪など子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化している。

安全な社会を形成するには、事故等の防止に加え、発生に伴う傷害などを軽減することが重要である。そのためには、事故等の発生には人的要因及び環境要因が関わることを踏まえ、個人の取組に加えて社会的な取組が求められることを理解するとともに、危険の予測やその回避の方法を考えることができるようにする必要がある。 生活安全、交通安全、災害安全の各領域における学習はそれぞれ重要であるが、高校生の多くが通学手段として自転車を利用している実態を踏まえると特に交通安全に関する学習は重要である。

交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備が関わることから、個人及び社会的な取組が求められることを理解するとともに、危険の予測やその回避の方法を考えることができるようにする必要がある。また、交通事故には補償をはじめとした責任が生じることを理解する必要がある。

3 生徒の実態

(1) 知識及び技能

小学校における「けがの防止」及び中学校における「傷害の防止」において、交通、自然、身の回りの生活などに関連する事故及び傷害(けが)の発生要因とその防止に向けた行動や取組などについて、それぞれの発達段階に応じた内容を学習してきている。

交通ルールや関連する社会制度などについて日頃の生活で触れることもあることから、一般常識としての 知識はもちあわせている生徒は多いが、自分に直接関係があるという当事者意識をもっている生徒は少ない。

(2) 思考力、判断力、表現力等

自己や社会の課題の発見、解決に向けた話し合いなど、対話的な学習にも前向きに取り組むことができる生徒が多いが、一方で、学習を苦手とする生徒も一定数いることから、個人の学びと他者との対話的な学びなどの学習活動の工夫により課題解決を図っていけるような配慮が必要である。

(3) 学びに向かう力、人間性等

素直で明るく、保健の学習にも前向きに取り組もうとする生徒が多い。身近な話題など自分事として捉えられるような課題に対する学習意欲は高い。ただし学びに向かう意識についての生徒間の差が大きいことから、消極的な生徒にも前向きに取り組める学習課題とするなどの配慮が必要である。

(4) その他の実態

本校は最寄り駅より徒歩30分(3km弱)と距離があるため、駅から学校までの道のりで自転車の使用を認めている。そのため、全校生徒のうちのほとんどが自転車登校をしている現状であるが、道中で幹線道路(国道〇号線)を横断するなど、交通上の危険性が否めないこともあり、朝の通学指導等で自転車の乗車マナー等について定期的に指導している。

しかし、自動車との接触をはじめとする交通事故は一定数起きており、交通安全の観点では学校全体として課題がある。

一方で、教員やPTAの指導には比較的素直に耳を傾けるなど、好材料も併せ持つが故に、教員側の一層の働きかけ次第で交通事故等の予防や減少を実現することは可能であると予想できる。

4 教師の指導観

(1) 知識及び技能

自転車通学者の多い本校においては、交通事故についての危険予測やその回避、補償をはじめとする責任 について、既知事項に加えて、新しい知識を得ることができるようにしたい。習得した知識が今後の実生活 につながり、生きて働く知識をしていけるよう、学習内容を明確化(焦点化)した内容とする。

(2) 思考力、判断力、表現力等

個人で取り組むだけでなく、ペアとの意見交換や、ブレインストーミング、知り得た情報の整理と発表など、活動的な内容をベースとすることにより、生徒自身が自分事として捉えら、課題に気付き、それを解決していけるような授業にしていきたい。

(3) 学びに向かう力、人間性等

高校生となり、行動範囲が広がった生徒の安全に対する意識を高めることから、災害等発生時の適切な行動や、そのために知っておくべきことまで、多岐に渡る、現代において非常に重要な学習範囲となる。また、交通事故については、近い将来に自動車社会に加わる年齢であることも踏まえ、個人及び社会の取組を理解させたい。

5 単元の目標

- (1) 安全な社会生活ついて、事故の現状と発生要因、安全な社会の形成、交通安全について理解することができるようにする。 【知識及び技能】
- (2) 安全な社会生活に関わる事象や情報から課題を発見し、自他や社会の危険の予測を基に危険を回避する方法を選択し、安全な社会の実現に向けてそれらを説明することができるようにする。

【思考力、判断力、表現力等】

(3) 安全な社会づくりについて、課題の解決に向けた学習に主体的に取り組もうとすることができるようにする。 【学びに向かう力、人間性等】

6 評価規準

/rn≥\$\$. +++-\$\frac{1}{2}	田本、如此、末田	主体的に学習に
知識・技能	思考・判断・表現	取り組む態度
①事故は、様々な場面において発生していること、事故の発生に	①交通事故につい	①安全な社会の形成や
は、人的要因と環境要因などが関連していることについて、理	て、危険の予測や	交通事故の防止につ
解したことを言ったり書いたりしている。	その回避の方法	いて、課題の解決に
②安全な社会の形成には、環境の整備や個人の取組、及び地域の	を考え、自他や社	向けての学習に主体
連携などが必要なことについて理解したことを言ったり、書い	会の課題を発見	的に取り組もうとし
たりしている。	している。	ている。
③交通事故を防止するには、自他の生命を尊重するとともに、自		
分自身の心身の状態や周りの環境、車両の特性などを把握する		
こと、及び個人の適切な行動、交通環境の整備が必要であるこ		
と、交通事故には補償をはじめとする法的責任などが生じるこ		
とについて理解したことを言ったり、書いたりしている。		

7 単元の指導と評価の計画(全3時間) 本時は○印

時	学習のねらい・学習活動	知	思	態	評価方法
	I ねらい				
	・事故は、様々な場面において発生していること、事故の発				
1	生には、人的要因と環境要因などが関連していることにつ				
	いて、理解することができるようにする				
	・交通事故について、危険の予測やその回避の方法を考え、				

					11 拍导争例
	自他や社会の課題を発見することができるようにする。 II 学習活動 1 本時の課題について考える。 2 学習のねらいを知る。 3 事故の要因について理解する。 主たる学習内容(知識) ・事故は、地域、職場、家庭、学校など様々な場面において	1			ワークシート (授業後)
	・事故は、地域、職場、家庭、子校など様々な場面において発生していること。 ・事故の発生には、周りの状況の把握及び判断、行動や心理などの人的要因、気象条件、施設・設備、車両、法令、制度、情報体制などの環境要因などが関連していること 4 事故の実態や原因を整理して発表する。		1		観察ワークシート
	5 本時の学習のまとめをする。				ソークシート
	I ねらい ・安全な社会の形成には、環境の整備や個人の取組、及び地域の連携などが必要なことについて理解できるようにする。 Ⅲ 学習活動				
2	1 前時の学習を振り返る。2 学習のねらいを知る。3 個人の危険予測・危険回避に必要なことについて考える4 自分の居住地域の条例を調べ、まとめる。主たる学習内容(知識)	2			観察 ワークシート
	・事故を防止したり事故の発生に伴う傷害等を軽減したりすることを目指す安全な社会の形成には、交通安全、防災、防犯などを取り上げて、法的な整備などの環境の整備、環境や状況に応じた適切な行動などの個人の取組、及び地域の連携などが必要であること。				
	5 本時の学習のまとめをする。			 	
3	 Ⅰ ねらい ・交通事故を防止するには、自他の生命を尊重するとともに、自分自身の心身の状態や周りの環境、車両の特性などを把握すること、及び個人の適切な行動、交通環境の整備が必要であること、交通事故には補償をはじめとする法的責任などが生じることについて理解できるようにする。 ・安全な社会の形成や交通事故の防止について、課題の解決に向けての学習に主体的に取り組もうとすることができるようにする。 Ⅱ 学習活動 1 前時の学習を振り返る。 2 Google Jamboardを使用して、「交通事故」「道路交通法」についてブレインストーミングを行う。 3 学習のねらいを知る。 4 個人による交通事故防止対策について考える。 5 交通環境の整備、交通事故の保障と責任について考える 	3			観察ワークシート

主たる学習内容(知識)

- ・交通事故を防止するには、自他の生命を尊重するとともに、 自分自身の心身の状態や周りの環境、車両の特性などを把 握すること、個人の適切な行動、交通環境の整備が必要で あること。
- ・交通事故には補償をはじめとする法的責任などが生じること。

① ワークシート (授業後)

- 6. 本時の学習のまとめをする。
- ※ 「主体的に学習に取り組む態度」については、単元全体で評価していくため破線 (---) で示している。 8 本時の学習と指導 (3/3)

(1)ねらい

- ・交通事故を防止するには、自他の生命を尊重するとともに、自分自身の心身の状態や周りの環境、車両の特性などを把握すること、及び個人の適切な行動、交通環境の整備が必要であること、交通事故には補償をはじめとする法的責任などが生じることについて理解できるようにする。 〈知識及び技能〉
- ・安全な社会の形成や交通事故の防止について、課題の解決に向けての学習に主体的に取り組もうとすることができるようにする。 〈主体的に学習に取り組む態度〉
- (2) 準備・・・教科書、ノート、タブレットPC
- (3) 展開

時間 指導上の留意点(○指導 ◆評価規準) 学習内容・活動 導 1 前時の学習を振り返る。 ○前時のまとめフォームの回答からいくつかピックアップを 入 ・危険予測、危険回避に必要なこと して、全体で確認する。 10 を挙げる。 分 ・居住地の条例を思い出す。 OGoogle クラスルーム内の本時のトピックから Google 2 「交通事故」「道路交通法」と聞 Jamboard に移動させ、グループごとに行わせる。 いて思いつくことをブレインストー ↑MELYC日に今)//(国際かささまが)/こくハルギジャット ミング形式で出し合う。 ・Google Jamboard を使用 内路 車 聖察 教師 老人 飲酒 老人 效源 14 5th 4人組×10グループ。 脳死・ケガ ・1~5グループは「交通事故」 和世典 成人 政 6~10 グループは「道路交通法」 →出てきたワードをジャンル分けす る。 が 関 種 車 警察 謝役 3. 本時の課題を確認する。 【学習課題】 交通事故防止のために必要なことと、交通事故の責任と補償を知り、安全な交通社 会を実現しよう。 ○それぞれの安全設備がどのような役目を果たしているかを 4. 説 明 展 (1)個人による交通事故防止対策につい 確認させる。 て考える。 AE FOOT ジーン30 ・自動車の安全設備を知る。 -mestance ・運転者の体調が優れない場合の判断 開 を知る。 (2)交通環境の整備について考える。 非甲分類實際用 ラウンドアパウト CONTROL BURNESS - PRESERVE AND STREET 信号機や道路標識等の設置と管理に 32 derentation of contains the market account of the contains the contain ついて知る。 分 ・歩行者・自転車・自動車を分離する

対策を知る。

・自動車の速度を制限する対策について知る。

→①ゾーン 30、②スピードハンプ、③ラウンドアバウト、④歩車分離式信号

について、グループで調べ、Google スライドにまとめる。

(活動2と同グループで行う。)

主たる学習内容(知識)

- ・交通事故を防止するには、自他の生命を尊重するとともに、自分自身の心身の状態や周りの環境、車両の特性などを把握すること、個人の適切な行動、交通環境の整備が必要であること。
- ・交通事故には補償をはじめとする 法的責任などが生じること。

○Google クラスルーム内の本時のトピックから Google スライドに移動させ、グループごとにインターネット等で調べてまとめさせる。

◆交通事故を防止するには、自他の生命を尊重するとともに、自分自身の心身の状態や周りの環境、車両の特性などを把握すること、及び個人の適切な行動、交通環境の整備が必要であること、交通事故には補償をはじめとする法的責任などが生じることについて理解したことを言ったり、書いたりしている。(観察・ワークシート)

【知識・技能】

- △「努力を要する」状況(C) と判断される生徒への指導の手立て
- ・交通事故の予防のための取り組みについてのこれまでの 学習内容を、学習カードなどで振り返ったり、確認した りするよう促す。
- ◎「十分満足できる」状況(A)と判断される生徒の具体的な 姿
- ・交通事故の予防のための取り組みについて、理解したことに加え、自らが調べて知ったことや話合いから分かったことを記述している。

まとめ8分

5. 本時のまとめをする。

(1)Google Forms のまとめフォーム に、今日学習したことを踏まえて、 回答する。

(2)教師のまとめの話を聞く。

- ・交通事故の防止には車両の特性の 理解、安全な運転や歩行など適切 な行動、自他の生命を尊重する態 度、交通環境の整備がかかわる。
- ・交通事故には補償をはじめとした責任が生じる。



◆安全な社会の形成や交通事故の防止について、課題の解決に向けての学習に主体的に取り組もうとしている。

(ワークシート※授業後)【主体的に学習に取り組む態度】

- △「努力を要する」状況(C) と判断される生徒への指導の手立て
- ・安全な社会の形成や交通事故の予測や予防について、これまでの学習内容を振り返らせ、確認させる。
- ◎「十分満足できる」状況(A)と判断される生徒の具体的な 姿
- ・安全な社会の形成や交通事故の予測や予防について、理解したことに加え、安全な社会の形成のために必要なことを踏まえて記述している。

- 9 資料「Google クラスルーム」
- ①「保健」のクラスルーム



②単元ごとのトピック



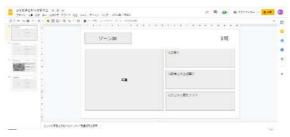
③Google Jamboard(1) ブレインストーミングのイメージ



④Google Jamboard(2) テーマ別並べ替えのイメージ



⑤Google スライド(1) 作業用フォーマット



⑥Google スライド(2) 作成例



⑦Google Forms(1) まとめフォーム①



®Google Forms(2) まとめフォーム②

図答を入力							
2. 本時のねらいに対	する自	身の理	配度	自己	評価・	5段准	f) •
	1	2	3		4	5	
よく理解できた	0	0	0	(0	0	理解できなかった
3. 本時のねらいに対	する自	身の道	成度	自己	評価・	5段準	n •
	1	2	3	4	5		
ねらいを達成できた	0	0	0	0	0	ねら	いを達成できなかった

4 特別支援学校の事例(保健体育)

高等部 保健体育科 学習指導案

令和○年○月○日(○)第○校時 高重複○組教室 高等部重複○組 ○名 指導者 ○○○○(T1) ○○○○(T2) ○○○○(T3)

1 単元名 「けがを防止して安全に生活しよう」

2 単元設定の理由

本グループの生徒 4 名は、基本的な身辺自立をしており、自分のことは自分一人で概ね行うことができる。学校生活においては一人で行動したり、友達との会話やかかわりを楽しんだりすることができる。S - M 式社会生活能力検査の結果から、社会生活年齢は 6 歳から 9 歳程度であり社会生活能力に差がある集団である。また、社会生活年齢が小学校低学年から中学年であることから、生活習慣においては身近な大人を手本として行動を真似し、正しい習慣が部分的に身に付いてくる段階である。そして、自分の課題を見つけて解決しようとして模索してみたり、理解していることでも、日常生活における実践や行動に結びつかなかったりする段階でもある。けがの手当については、4 人中 2 人が自分で手当てしたことがないと回答し、経験不足であることや、自分で手当てをしたことがあると答えた 2 人についても正しい手当ての仕方の理解までには達しておらず、間違った方法で手当てをする者もいる。

前期の前半には「心身の健康や安全」をテーマにし、体の機能や心の働きについて学び、自分の心や体について客観的に捉える学習に取り組んできた。また、前期の後半にはケガの種類や発生要因などの学習に取り組んできた。これらの学習を通して、危険の予測や発生要因とけがとの因果関係に気付くことができるようになってきた。そこで、けがや日常生活に潜む身近な危険について、友達と意見を交換したり実践的な経験を積んだりしながら、けがが起こりそうな状況を理解し、危険を回避して安全に生活しようとする態度を身に付けさせたいと考え、特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科編(高等部)、第5章にある知的障害者である生徒に対する教育を行う知的障害特別支援学校の各教科等の基本的な考え方、及び知的障害特別支援学校の高等部保健体育科の1段階の保健の目標を中心に指導することが適切であると考え、設定した。

本単元では、日常生活で起こりうるけがや日常生活に潜む身近にある危険について知識を深め、日常生活で生かそうとする態度の育成をねらいとしている。けがが起きた状況を周囲に伝えることができるようになったり、けがの手当ての方法を理解して、けがをした時に適切に対応したりすることは、卒業後の将来の生活において非常に大切なことである。

指導にあたっては、けがの発生要因や防止方法、簡単な手当てなど、正しい知識を身に付けることができるように、授業の中心となるキーワードや事柄についてカードで示し、毎時間授業の展開と共にカードを追加し、可視化することで、積み重ねた知識が視覚的にわかるようにする。学習したことを思い出すことが難しい生徒にとっての情報源になったり、1つのキーワードに複数の事象を関連付けて考えたりすることができるツールとして有効であり、言語化するための手掛かりとしても活用できる。また、友達の意見を聞いて自分の考えと比較することで対話的な学びになると考え、ペアでの意見交換の場面を設定したり、発表やワークシートを工夫したりする。前期から授業の継続として、新たな知識の発見に気付くことができるように、「なるほど」と思ったものについて印をつけながら学習を進めていく。

日常生活に潜む身近な危険やけがについて考えることで、今後の将来を安心して安全に生活をすることが できる力を身に付けることを目指す。

3 本単元の目標

- (1) 身の回りの生活で起こるけがの発生要因や防止の方法などを理解するとともに、けがなどの簡単な手当 ての方法を身に付けることができる。 (知識及び技能)〈高等部1段階〉
- (2) 安全な生活を営むための課題を発見し、危険を予測し回避する方法を仲間と考え、判断したことを友達 に伝えることができる。 (思考力、判断力、表現力等)〈高等部1段階〉
- (3) 安全な生活やけがの防止などについて、課題の解決に向けての学習に積極的に取り組もうとする。

(学びに向かう力、人間性等)〈高等部1段階〉

4 評価規準

観点	単元の評価規準
	・身の回りの生活で起こるけがの発生要因や防止の方法などを書いたり、選んだりしてい
知識・技能	る。
	・けがなどの簡単な手当の方法を選択しから選んだり、行ったりしている。
思考・判断・	・安全な生活を営むための自分の課題や危険予測し回避する方法を考え、書いたり、選んだ
表現	りして友達に伝えている。
主体的に学習	・安全な生活やけがの防止などについて、課題の解決に向けての学習に積極的に取り組もう
に取り組む態	としている。
度	

5 単元の指導と評価計画(全5時間)本時は○印

時	学習内容・活動	評価規準	評価方法
1	けがについて考える	教材に注目したり、けがに関する事柄について発表したりしよ	観察
		うとしている。 (主体的に学習に取り組む態度)	既祭
2	けがの原因とけがの種類	けがの発生要因やけがの種類を書いたり、選んだりしている。	観察
	について考える	(知識・技能)	ワークシート
3	けがの原因と防止の方法	日常生活での危険を予測し回避する方法を考え、判断したこと	発表
	を考える	を書いたり、選んだりして友達に伝えている。	
		(思考・判断・表現)	ワークシート
4	けがの手当てをする	けがに応じた手当てを選び、自分でできる手当てを行ってい	観察
4)		る。 (知識・技能)	ワークシート
5	身近にひそむけがの危険	安全に生活するための課題や必要な行動を考え、選択肢から選	観察
	に対応する	んだり書いたりし友達に発表している。	.,
		(思考・判断・表現)	発表
		友達や教師と意見を交換しながら、学んだことを生活の中で生	
		かす場面を考えようとしている。	観察
		(主体的に学習に取り組む態度)	

6 本時の学習と指導

(1) 本時の目標

けがに応じた手当てを選び、自分でできる手当てを行うことができる。

【知識及び技能】

(2) 評価基準 (判断の基準)

①けがの種類に応じた手当ての理解

0	けがの種類に応じた手当てがわかる
0	けがの種類によって手当ての違いがあることがわかる。
Δ	手当てのやり方を見たり聞いたりすると、手当ての違いに気付くことができる。

②正しい手当ての知識

0	自分でできる簡単な手当てのやり方が3つ以上わかる。
0	自分でできる簡単な手当てのやり方が2つわかる。
Δ	自分でできる簡単な手当てのやり方が1つわかる。

③日常的な手当ての経験

0	けがをした時は積極的に自分でできる手当てをする。
0	けがをした時に近くに大人がいれば手当てをすることがある。
\triangle	けがをしても自分で手当てはしない。

(3) 生徒の実態及び個別の目標

生徒		生徒の実態			自立活動の観点から
学年	(1)	(i)	(3)	個別の目標	の配慮や
(性別)	(I)	2	3		手立て
Δ.	0	Δ	0	手当ての目的を言い	自分の行動を修正や
A	傷を消毒するこ	打撲の手当て	手当てが必要	ながら2種類のけが	振り返りのために撮
3年	とが必要である と理解してい	のやり方がわ	なことを理解	の手当てを正しく行	影する。
(男)	る。	かる。	している。	うことができる。	
В	0	0	0	けがに応じた手当て	絵カードを順番通り
3年	傷を消毒するこ	切り傷、鼻血花	自分なりの方法	のカードを選び、2	に貼り、手順の見通
(女)	と、止血をすることが必要であ	時の手当てのや り方がわかる。	で手当てをす る。	種類のけがの手当て	しを持たせる。でき
	ると理解してい	9 71 11-47 11-60°	る 。	を正しく行うことが	てきたら少しずつ支
	る。			できる。	援を減らしていく。
	傷でなくても消 毒をすると認識				
	母をりると祕誠 している。				
С	0	Δ	Δ	けがに応じたカード	絵カードを順番通り
2年	傷を消毒するこ	傷や痛みのある	近くの大人に伝	を選び、1種類のけ	に貼り、手順の見通
(男)	とが必要であると理解してい	部位に絆創膏や シップを貼るこ	えることができ る。	がの手当てを正しく	しを持たせる。でき
	る。	とを知ってい	る 。	行うことができる。	てきたら少しずつ支
		る。			援を減らしていく。
D	0	0	Δ	けがに応じたカード	絵カードを順番通り
2年	傷を消毒するこ	すり傷、切り	近くの大人に伝	を選び、1種類のけ	に貼り、手順の見通
(女)	と、止血すること、冷やすこと	傷、打撲の手当 てのやり方がわ	えることができ る。	がの手当てを正しく	しを持たせる。でき
	が必要であると	かる。	<i>`</i> ₀	行うことができる。	てきたら少しずつ支
	理解している。				援を減らしていく。

(4) 展開

時間	主な学習活動・内容	指導の手立て
	1 あいさつをする	・姿勢を正すように促す。
	2 学習内容を知る	・本時のねらいが書いてあるホワイトボードへの注目を促し、全員が
		注目してから説明する。
		・友達の意見や教師の説明、新しく分かったことの中に「なるほど」
		と思ったことがあったら、ワークシートにシールを貼るように伝え
		る。
	3 前回の復習をする	
	・前回のワークシートや資料	・前回のまとめを確認するために、前回の内容の一部分を大型テレビ
	を見て復習を行う。	に提示する。
	・けがをしないために、危険	
	を予測すること、危険を避	表出を待つ。
	けることが大切であること	
	を確認する。	
	4 正しい手当てのやり方につ	
	いて考えよう	
	・ペアで手当ての方法を考え	・手当ての方法を部分的に2択で提示し、選べるようにする。
	問題に答える。	・ペアで相談した意見や理由を他の生徒と共有できるようにホワイト
	・手当ての方法をまとめる。	ボードを用意する。
		・生徒の発言や意図を集約するためにやり取りしたり、ホワイトボー
		ドに代筆したりして、生徒の意図が反映されたい意見を共有できる ようにする。
		・互いの考えを知り、意見を比較しながら進めることができるよう
		に、ペアの話し合いに参加し、生徒と一緒に考える姿勢で意見交換
	5 すぐに、正しく手当てしよ	
	5	・「なるほど」シールを貼るように促しながら進める。
	- · 手当てマスター検定として	・ペアになりチャレンジャーと審査員に分かれて行う。
	けがに応じた手当てを行	・前回までの学習を活かすことができるように、状況から考えられる
	う。	けがの種類について考える時間をとった後、けがに応じた手当てを
	・すり傷、切り傷、打撲、鼻	行っていく。
	血の4種類の手当てを行	・審査役は、正しく手当てが行われているかチェックすることで、友
	う。	達の実践を観察し、手当てについて一緒に考えることができるよう
		にする。
		・T1とT2が3ペアを把握し、手当ての目的について発問したり、
		即時評価したりする。
		A
		手当ての目的を言いながら2種類のけがの手当てを正しく行って
		いる。(知識・技能) 【観察】(ワークシート)

В

けがに応じた手当てのカードを選び、2種類のけがの手当てを正 しく行っている。 (知識・技能)【観察】(ワークシート)

 $C \cdot D$

けがに応じた手当てのカードを選び、1種類のけがの手当てを正 しく行っている。 (知識・技能)【観察】(ワークシート)

けがに応じた手当てを選び、自分でできる簡単な手当てを行っている。 (知識・技能)【観察】(ワークシート)

- 6 まとめ
 - ・なるほどと思ったことや授業の感想を書いて、発表する。
 - ・時間の学習について知る。
 - 発問「身の回りに危険はある?」
- 7 あいさつ

- ・なるほど、わかったこと、覚えたことを分けて書くことができるようにワークシートに項目を作る。
- ・次回、検定を終了し達人の資格認定を行うこと、日常生活の場面で 学習を活かす機会があれば称賛することを伝え、日常生活への般化 と意欲付けになるようにする。
- ・次回の学習に期待をもたせるために挙手を促す。
- ・姿勢を正すように促す。

7 本時の評価

- (1) 共通の評価 (省略)
- (2) 個別の評価 (省略)
- 8 板書計画 (省略)

参考文献等

【文部科学省】



- ◆学習指導要領解説
- 小学校体育編 平成29年7月
- 中学校保健体育編 平成29年7月
- 高等学校 保健体育編•体育編 平成30年7月

2.集科学生

保健体育編 体育編



◆「生きる力」を育む

小学校・中学校・高等学校保健教育の手引 平成31年3月、令和2年3月、令和3年3月







◆児童生徒の心と体を守るための啓発教材

令和2年度一部改訂

•わたしの健康(小学・かけがえのない自 ・健康な生活を送る 分、かけがえのな ために(高校生用) 牛用) い健康(中学生用)



予防するために」 平成31年3月



◆教師向け参考資 ◆生徒向け啓発資料「行 料「『ギャンブル 動嗜癖を知っています 等依存症』などを か?ギャンブル等にの めり込まないために」 令和2年3月









◆がん教育推進の◆小学校版がん教 ◆中学校・高等学 ◆外部講師を活用 ための教材

令和3年3月一部改訂 教材

育プログラム補助 校版がん教育プロ したがん教育ガイ

グラム補助教材 ドライン

令和3年3月一部改訂 令和3年3月一部改訂 令和3年3月一部改訂



◆学校における 性教育の考え方、 進め方 平成11年8月

【国立教育政策研究所教育課程研究センター 発行】







◆「指導と評価の一体化」のための学習評価 に関する参考資料

小学校体育令和2年3月中学校保健体育令和2年3月高等学校保健体育令和3年8月





- ◆「学習評価の在り方 ハンドブック」 (小・中学校編) 令和元年6月 (高等学校編) 令和元年6月
- 特別活動
- ◆「みんなで, よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)」 (教師用指導資料) 平成30年12月

【公益財団法人 日本学校保健会 発行】



◆喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 小学校編・中学校編・高等学校編 令和2年3月、令和3年3月、令和4年3月



◆「生きる力」を育む学校での歯・ 口の健康づくり 令和元年度改訂



◆教職員のための子 供の健康相談及び 保健指導の手引 令和3年度改訂 令和4年3月



◆興味をもって 取り組める 医 薬品の教育 小 ・中・高等学校 での実践事例集 平成31年3月



◆精神疾患に関する指導参考資料 新学習指導要領に 基づくこれからの 高等学校保健体育 の学習

令和3年3月



◆保健教育推進委員会報告書第4回全国調査(CBTによる児童生徒対象)の結果令和4年3月



◆学校保健の 課題とその対 応一令和2年 度改訂一 令和3年3月

【埼玉県教育委員会 発行】



◆令和4年度(第22号) 埼玉県学校健康教育必携 令和4年3月



◆令和4年度(第63号) 埼玉県学校体育必携 令和4年3月



◆令和 3 年度埼玉県「が ん教育総合支援事業」実施 報告書 令和4年2月



◆新・なるほど保健学習 埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会 平成27年3月



◆知識を活用した保健 学習 一感染症編一 平成24年2月



◆知識を活用した保健 学習 一性に関する指導 編一 平成23年2月



◆学校における性教育実践のための事例集第Ⅱ集 平成21年3月



◆学校における性教育実践のための事例集 平成19年3月



◆なるほど保健学習 埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会 平成18年11月

御協力いただいた方々

〇保健教育指導参考資料作成委員会

委員長 戸部 秀之 埼玉大学教育学部教授

副委員長 鈴木 美江 春日部市立上沖小学校校長

委 員 深谷 俊輔 朝霞市立朝霞第七小学校主幹教諭

委 員 渡邊 法子 埼玉大学教育学部附属小学校養護教諭

委 員 仁木 景子 秩父市立秩父第一中学校教諭

委 員 力丸真智子 志木市立志木中学校養護教諭

委 員 雪野 啓介 県立杉戸農業高等学校教諭

委 員 工藤 由未 県立蕨高等学校養護教諭

委 員 川端 奏子 県立川島ひばりが丘特別支援学校主幹教諭

なるほど!保健の授業づくり 一令和4年度発行一

編集兼発行 埼玉県学校保健会(埼玉県教育局県立学校部保健体育課)

常任理事(課長) 松中 直司 幹 事(教育指導幹) 大松 武晴 遠井 学 事(主任指導主事) 幹 事(主 幹) 脇田 一亮 幹 幹 事(指導主事) 咲間 悟 幹 事(指導主事) 澤村文香 幹 事(指導主事) 龍野 雅美 書 記 上兼恵美子

令和5年3月発行

印刷所 (株)信勝堂

埼玉県さいたま市中央区八王子2-4-2 048-637-3393



埼玉県マスコット 「さいたまっち」「コバトン」